

世界遺産
石見銀山遺跡とその文化的景観

資産範囲の軽微な変更に関する申請書

2010年1月

日本

目 次

I. 変更の背景と目的.....	1
II. 資産の基本情報（2007年登録時）	
1. 締 約 国	5
2. 所 在 県	5
3. 資産 名称	5
4. 構成 資産	5
5. 資産及び緩衝地帯の範囲	6
6. 資産及び緩衝地帯の面積	7
7. 資産の概要	7
III. 資産の境界の変更	
1. 大森・銀山	9
1－1. 大森・銀山の概要	9
1－2. 変更の範囲	11
1－3. 変更の主な理由	12
1－4. 変更範囲の説明	13
1－5. 変更の根拠	16
1－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響	16
1－7. 変更範囲の保護の状況	16
2. 温泉津	19
2－1. 温泉津の概要	19
2－2. 変更の範囲	21
2－3. 変更の主な理由	21
2－4. 変更範囲の説明	22
2－5. 変更の根拠	25
2－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響	26
2－7. 変更範囲の保護の状況	27
3. 街道	31
3－1. 街道の概要	31
3－2. 変更の範囲	32
3－3. 変更の主な理由	32
3－4. 変更範囲の説明	33
3－5. 変更の根拠	38
3－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響	38
3－7. 変更範囲の保護の状況	38

IV. 総括

1. 変更後の資産の範囲及び面積	41
2. 今後の保存管理	43

添付資料

1. 資産の全体図	
1 - 1. 変更前後の比較図	1
1 - 2. 変更後の全体図	2
2. 保存計画	
2 - 1 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画	3
2 - 2 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画	31

I. 変更の範囲と目的

「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、第31回世界遺産委員会（2007年6月23日～7月2日、ニュージーランド、クライストチャーチ）で、世界遺産一覧表へ記載されることが決議された。委員会決議の全文は以下の通りである。

世界遺産委員会は、

1. 資料WHC-07/31.COM/8BとWHC07/31.COM/INF.8B.1を審議し、
2. 日本の「石見銀山遺跡とその文化的景観」を、価値基準ii・iii・vに基づき世界遺産一覧表に記載する。
3. 次の顕著な普遍的価値を採択する。

石見銀山は前近代のアジアにおける銀山開発の草分けであった。中国から韓国を経て伝わったアジアの灰吹法の改良と、16世紀、手工業による日本の独特な小規模な労働集約型経営を通して、高品質な銀の大量生産の達成により、東洋と西洋の価値の交流に貢献した。鉱山遺跡と集落、山城、街道、港により構成される優れた総体は、銀採掘活動に伴う独特な土地利用を特徴的に示している。銀鉱石の枯渇により、その生産は終わりを迎えたが、特徴的な豊かな自然の中に銀鉱山に伴って発展した文化的景観は残存することとなった。

価値基準 ii

16世紀～17世紀初頭の大航海時代には、石見銀山の銀の大量生産は、日本と東アジアやヨーロッパの貿易国との間における重要な商業的文化的交流をもたらした。

価値基準 iii

日本の金属採掘・生産における技術的発展は、採掘から精錬にいたる一連の技術を含んだ小規模な労働集約型経営に基づく優れた運営形態の進化をもたらした。江戸時代において、日本が政治・経済活動において諸外国と自由な関係を持たなかつたことは、産業革命において発展したヨーロッパの技術の導入を遅らせたが、このことは商業的に価値を持つ銀鉱石の枯渇と連動して、19世紀後半のこの地域の伝統的技術に基づく鉱山活動を停止させ、結果的にその生産活動に関する考古学的遺跡を良好に残すこととなった。

価値基準 v

石見銀山遺跡にはほぼ価値を減じることなく残っている鉱山・製精錬の遺跡・街道・港湾施設などの銀生産に関わる豊富な痕跡は、現在では再び山林景観に広く覆われている。「残存する景観（relict landscape）」は銀生産に携わった人々の集落を含み、結果として顕著な普遍的価値を持つ歴史的土地利用を劇的に証明している。

鉱山活動に伴う当時の土地利用を示す資産の構成要素は価値を減じることなく残存しており、個々の資産の有機的な結びつきは当時の土地利用形態の総体を示している。それらは、豊かな山林とともに、現在、地域における生活や生業の一部となっており、文化的景観としての完全性は維持されている。銀生産から船積みに至るまでのすべての過程を示す資産の構成要素は、良好に保存されており、高い真実性が保持されている。鉱山町では、意匠・材料・技術・機能・位置・環境の面で真実性を保持しながら厳密に維持・修復された17世紀から20世紀の伝統的木造建造物群が残っている。

この資産と緩衝地帯（buffer zone）は国内法及び市の条例に基づき適切に保護されている。この資産の包括的な管理システムは、戦略的保存管理計画に基づき履行されている。モニタリングは毎年実施される。

4. 提案された管理措置の実施、観光及び資産説明に係る計画の完了、及び、歴史的建造物の保存事業の継続に注意を払うことを勧告する。
5. さらに、樹木の浸食からの地下遺構の保護及び水質汚染の調査を進めるためのより詳細な考古学的計画（archaeological strategy）の推進、新たな自動車道と陶土採掘のための諸計画（strategies）の策定を勧告する。
6. 同時に、「世界遺産条約履行のための作業指針（Operational Guidelines）」の第147項に従い、関係締約国及び諮問機関と協働しつつ、石見銀山遺跡及び域内の他の鉱山遺跡のテーマ別研究（thematic study）の実施を要請する。

委員会の審議においては、自然と共に生した鉱山経営が行われていた点にも大きな関心が示された。自然との共生は、銀山遺跡及びその景観の成り立ちと今後の管理のあり方を考える上で、重要な観点となるものである。

この考察を発展させる上では、イコモス（国際記念物遺跡会議）が世界遺産委員会に示した評価書も有益である。イコモス評価書においては、資産の真実性・完全性の状態に関し、以下の指摘が含まれていた。

- 構成資産である大森・銀山の範囲は町場のみを対象とし、山林となっている周囲の斜面を含んでいない。谷間の平坦地に沿った線状の町並みは、周囲の山並みとの関係において発展し、この町の主要な特徴を成している。景観として捉えると、周辺の山並みを含めずに町並みを考慮することには難がある。したがって、イコモスは、町並みの背景となる両側の山々の稜線から山裾までの空間を本資産の範囲に含めることを検討すべきと考える。
- 構成資産である温泉津は、現在は改変が見られるものかつては船着場であったと考えられる区域及び港そのものを、範囲に含んでいない。このような線引きは、他の港町（鞆ヶ

浦や沖泊) とは異なるものである。この課題について、イコモスは、最も繁栄した時期の内港及び船着場と考えられる区域を含めるという視点から、さらなる検討をまぬがれないものと考える。

- 銀山遺跡（採掘／製錬／精錬）は、大部分が考古学的遺跡であり、真実性を保持している。輸送路はその機能を表しており、現在も歩道や車道として用いられている。街道のうち、後世の工事により損傷を受けている区域については、その道筋が緩衝地帯に含められているものの、構成資産とはなっていない。街道の一部は、側溝や石段といった明らかに早期の意匠的特徴及び材料を示しており、高い真実性を保持している。しかし、一部は、アスファルト舗装が施されるなどの現代的改修が行われており、形状、意匠、材質及び風合いという観点からの真実性を減じている。
- 総じてイコモスは、この考古学的遺跡は真実性を保持しているが、街道及び内港については構造物の多くが銀山稼動期後のもので、真実性が断片的であると考える。

イコモスが指摘する“山林となっている周囲の山の斜面”、“内港及び船着場”等については、登録推薦書（2006）及び補足情報（2007）にも示す通り、緩衝地帯の一部として大田市石見銀山景観保全条例により現状変更行為を規制し、保護している。

それと同時に、島根県と大田市は、日本国政府と協議をしながら、委員会審議における各委員国の意見ならびにイコモス評価書を参考に、委員会決議 31COM.8B26 が示す「比類のないアンサンブル」及び「文化的景観」の意味するところを見直し、遺産保持国としての責務を果たすべく、より良い保護に向けて登録後も調査、研究、検討を進めてきた。

本書は、それを踏まえ、文化的景観としての完全性を高め、断片的とされる真実性の課題を可能な限り解決し、保護の水準を引き上げるために、構成資産のうち「大森・銀山」、「温泉津」、「石見銀山街道鞆ヶ浦道」、「石見銀山街道温泉津・沖泊道」の境界の変更を申請するものである。顕著な普遍的価値及び資産構成に影響を及ぼすものではなく、緩衝地帯の変更の必要ももたらさないことから、「世界遺産条約履行のための作業指針」第163条及び第164条に規定される「軽微な変更」に該当するものと判断される。

II. 資産の基本情報（2007年登録時）

1. 締約国

日本国

2. 所在県

島根県

3. 資産名称

石見銀山遺跡とその文化的景観（C1246）

4. 構成資産

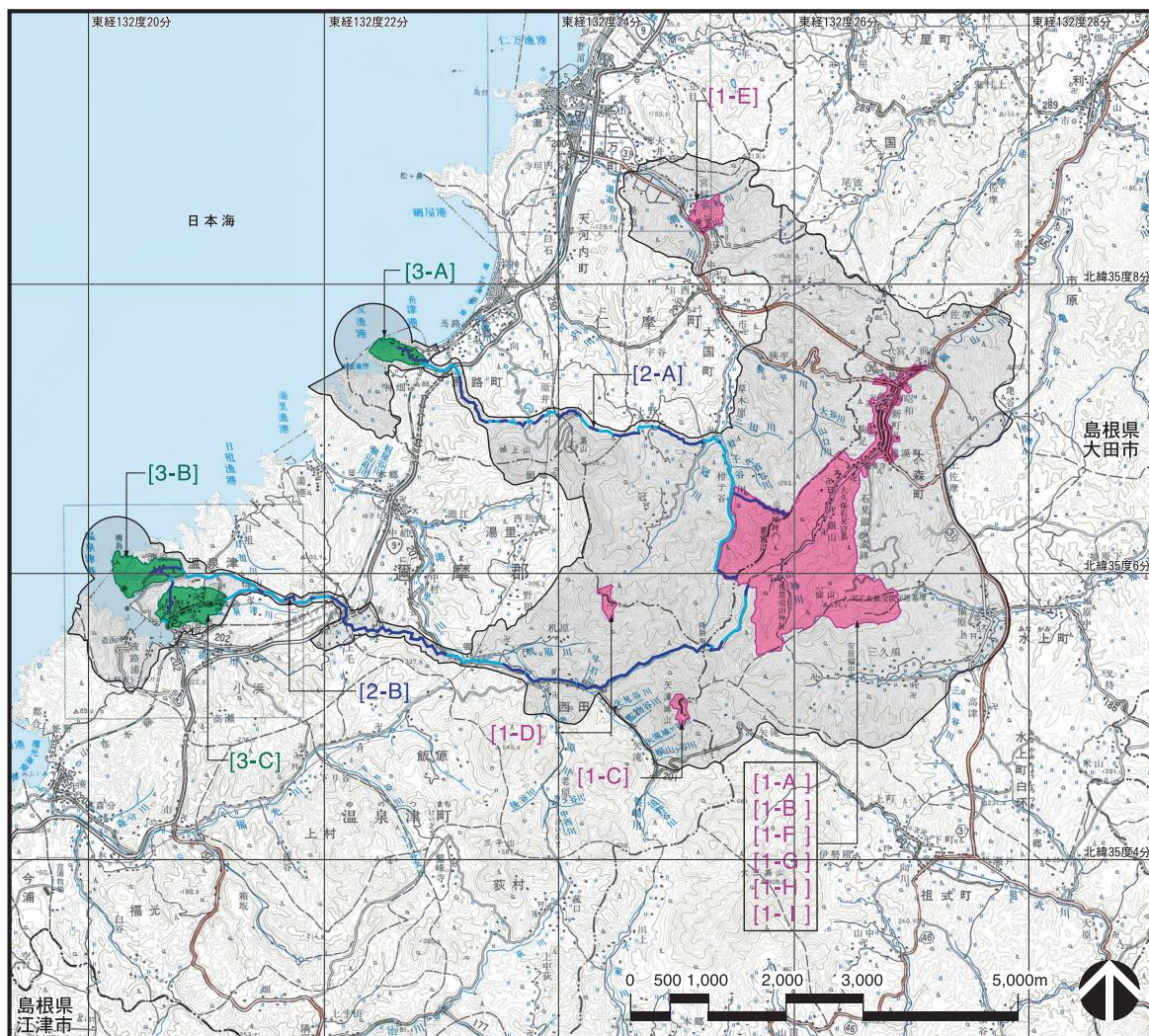
登録資産は、東アジアの東辺に当たる日本列島の本州西部に位置し、表II-4-1に示すとおり、「銀鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」、「街道」の3つの分野に及ぶ14の構成資産からなる。構成資産は全て島根県大田市に所在する。

表II-4-1 「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産（単位：ha）

1. 銀鉱山跡と鉱山町（銀生産が行われた鉱山と鉱山町）	
1-A 銀山柵内	1526年に発見されて以来、1923年の休山まで約400年にわたって採掘されてきた銀鉱山の遺跡。
1-B 代官所跡	17世紀から19世紀半ばまで、江戸幕府が石見銀山及びその周辺150余村を治めるために大森地区に置いた役所の跡。
1-C 矢滝城跡	石見銀山を防御するための山城跡の一つ。
1-D 矢筈城跡	石見銀山を防御するための山城跡の一つ。
1-E 石見城跡	石見銀山を防御するための山城跡の一つ。
1-F 大森・銀山	石見銀山及びその周辺150余村の支配の中心となった地区。銀山の支配や経営、銀の生産等に関わる様々な身分、職業の人が居住した。
1-G 宮ノ前	大森地区で発見された16世紀末～17世紀初頭の銀精錬工房跡。
1-H 熊谷家住宅	大森地区における最大規模の商家。
1-I 羅漢寺五百羅漢	石窟に石造三尊仏と羅漢坐像500体を安置した信仰遺跡。
2. 街道（鉱山と港をつなぐ輸送路）	
2-A 石見銀山街道 鞆ヶ浦道	銀山柵内と鞆ヶ浦の港をつなぐ総延長約7kmの輸送路
2-B 石見銀山街道 温泉津・沖泊道	銀山柵内と温泉津、沖泊の港をつなぐ総延長約12kmの輸送路
3. 港と港町（銀の積み出しと物資搬入のための港と港町）	
3-A 鞆ヶ浦	16世紀前半から中頃にかけて銀・銀鉱石を積み出した港。
3-B 沖泊	16世紀後半に鞆ヶ浦に代わって銀を積み出した港。
3-C 温泉津	銀山及び鉱山町で必要な物資を陸揚げした港及び港町

5. 資産及び緩衝地帯の範囲

登録資産及び緩衝地帯の範囲は図II-5-1に示すとおりである。



〈登録資産〉
1.銀鉱山跡と鉱山町 361.0ha
[1-A] 銀山柵内
[1-B] 代官所跡
[1-C] 矢瀧城跡
[1-D] 矢筈城跡
[1-E] 石見城跡
[1-F] 大森銀山地区
[1-G] 宮ノ前地区
[1-H] 熊谷家住宅
[1-I] 羅漢寺五百羅漢

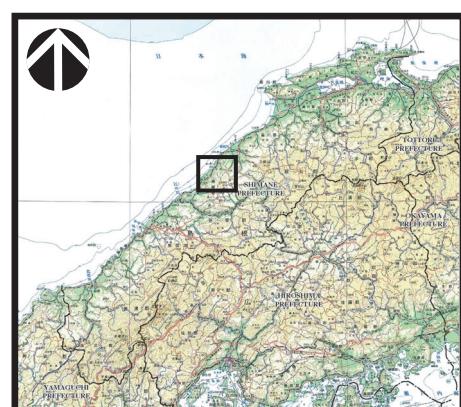
2.街 道 2.9ha
[2-A] 石見銀山街道鞆ヶ浦道
[2-B] 石見銀山街道温泉津・沖泊道

3.港と港町 78.6ha

[3-A] 鞆ヶ浦
[3-B] 沖 泊
[3-C] 温泉津地区

〈緩衝地帯〉

3,220.5ha
合計 3,663.0ha



石見銀山遺跡とその文化的景観

図II-5-1 石見銀山遺跡全体図・位置図（2007年登録時）

6. 資産及び緩衝地帯の面積

登録資産及び緩衝地帯の面積は表II-6-1に示すとおりである。

表II-6-1 資産面積及び緩衝地帯面積（単位：ha）

1. 銀鉱山跡と鉱山町	1-A 銀山柵内	317.08	
	1-B 代官所跡	0.29	1-Aに含まれる
	1-C 矢滝城跡	5.10	
	1-D 矢筈城跡	3.40	
	1-E 石見城跡	11.75	
	1-F 大森・銀山	32.80	1-Aに一部含まれる
	1-G 宮ノ前	0.68	1-Fに一部含まれる
	1-H 熊谷家住宅	0.15	1-Fに含まれる
	1-I 羅漢寺五百羅漢	1.26	1-Fに一部含まれる
	小計	361.22	
2. 街道	2-A 石見銀山街道鞆ヶ浦道	0.52	
	2-B 石見銀山街道温泉津・沖泊道	2.11	
	小計	2.63	
3. 港と港町	3-A 鞆ヶ浦	15.03	
	3-B 沖泊	29.82	
	3-C 温泉津	33.70	
小計		78.55	
資産総面積		442.40	
緩衝地帯面積		3,220.59	

7. 資産の概要

石見銀山は、1526年に一人の豪商によって発見され、16世紀後半から17世紀前半にかけて大きく栄え、1923年の休山まで約400年にわたって操業採掘されてきた銀鉱山である。上記に示す14の構成資産により、登録資産は、銀の生産から搬出に至る鉱山運営の全体像を明確に示している。

石見銀山の銀生産に特徴的なのは、(i)朝鮮から伝來したとされる精鍊技術を用い、16~17世紀に良質な銀の飛躍的な増産を招いたこと、(ii)当時は採掘から精鍊までの作業が全て人力・手作業であり、小規模な経営体がそれぞれに坑道に近接して作業小屋を建てて精鍊の作業を行ったこと、(iii)このような小規模経営体が集積して大量生産をもたらしたこと、である。

欧州から近代の鉱業技術が伝わった19世紀後半には、既に鉱床は痩せ、操業規模も縮小していたことから、銀山柵内（1-A）には中世末から近世の銀生産方式を伝える600箇所以上もの露頭掘り跡や坑道跡が、また、これらに隣接して作業小屋や住居を設けたと考えられる約1000箇所の平坦な造成地が残る。

銀山の発展と共に、銀山川沿いの谷間に沿って鉱山町が形成され、大森・銀山（1-F、1-B・G・H・Iを含む）にその往時の繁栄ぶりを見ることができる。多くの人口を養うために、米等の食料や生活用品、銀生産に要する燃料を陸揚げした港町が温泉津（3-C）で、物資は石見銀山街道温泉津・沖泊道（2-B）を通って銀山へと運搬された。

銀山柵内（1-A）周辺の山頂部には、16世紀に防備のための山城が築かれ（1-C・D・E）、銀鉱石や銀は、16世紀中頃までは石見銀山街道鞆ヶ浦道（2-A）を通って鞆ヶ浦（3-A）へ、16世紀後半は石見銀山街道温泉津・沖泊道（2-B）を通って沖泊（3-B）へと運ばれ、ここから海路で日本最大の貿易港であった博多に向けて積み出された。銀は貿易を通じて東アジアへと流通し、東アジア及び欧州の貿易国と日本との間に経済・文化交流を生み出した。

石見銀山ではおよそ400年にわたって鉱山開発がなされたにもかかわらず、主要な鉱石鉱床が硫化物を含まなかったこと、人力・手作業による小規模な採掘・精錬作業により環境負荷が

小さかったこと等から、鉱害問題がほとんど発生しなかった。また、19世紀中頃に至るまで、森林資源を管理して銀生産の燃料として用いる膨大な木炭を得ていたため、銀鉱山周辺には豊かな山林が残されてきた。操業停止後には、鉱山跡も再び山林に覆われ、土地利用の総体が「残存する景観」として当時まま残されている。



写真Ⅱ-7-1 銀山柵内の遺構

III. 資産の境界の変更

1. 大森・銀山

1-1. 大森・銀山の概要

大森・銀山は、16世紀以降、銀の生産及びこれに関連する生業に携わった人々の居住地として発展した。銀山川が流れる谷筋に沿って形成された集落で、伝統的な木造建築が建ち並び、南部の銀山地区と北部の大森地区から成る。

石見銀山の本格的な開発は1526年から開始された。当初は、銀鉱床が広く分布する仙ノ山を中心に居住地が発展した。仙ノ山の西麓に位置する銀山地区も、16世紀中には相当な規模に発展し、17世紀初頭の絵図には谷筋の道路に沿って木造の町家が建ち並ぶ繁華な町として描かれている。

石見銀山は17世紀初頭に江戸幕府の直轄領となる。幕府は採掘から精錬を一貫して行う銀の生産活動の場を柵で囲って、人や物資の出入りを管理した。柵内に含まれる銀山地区の北側に隣接して柵の外に形成された町が大森地区である。大森地区に代官所が設置された後は、銀山地区から行政上の拠点が移り、大森地区は江戸時代を通じて石見銀山とその周辺150余村の支配の中心となつた。

銀山地区は、1923年の銀山休山後に急速に衰えたため、伝統的な家屋は道沿いにまばらに残るにすぎないが、旧の地割りが石垣などを物証に良く残る（写真III-1-1）。また、大久保石見守墓、新切間歩などの遺構が山裾に点在する。発掘調査の成果からは、同地区の一部に精錬所跡が存在したこと、宅地造成に鉱滓が用いられていることなどが明らかとなっている。



写真III-1-1 銀山地区の遺構

銀山地区と比べると、大森地区には現在でも多くの人々が居住している。近世の土地利用形態を良く残し、代官所跡を中心に、地役人や町年寄の旧宅、武家の使用人の長屋、商家や郷宿の町家など、歴史的な建造物が集中して残る（写真III－1－2）。

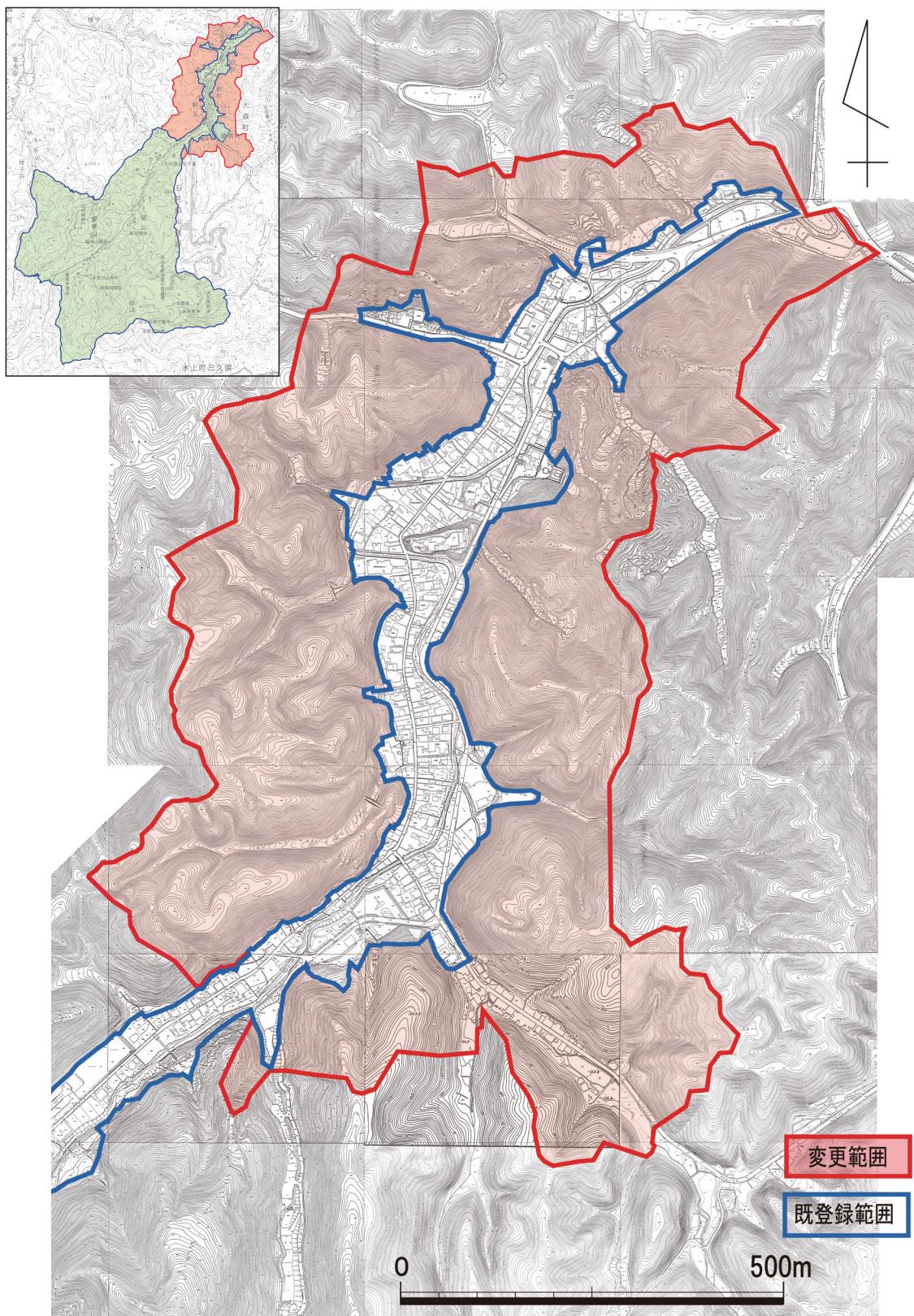
両地区とも、道から奥まった小さな谷や集落背後の山裾部に社寺があり、あるいは石垣や石段などが遺跡として残り、それらが町家や武家屋敷等の伝統的な家屋と一緒にって鉱山町の歴史的景観を今に伝えている。



写真III－1－2 大森地区の町並み

1-2. 変更の範囲

現在の大森・銀山の範囲は、町並みが形成された谷筋の平坦地約32.8haである。今回、追加して含めようとするのは、大森地区の町並みを取り囲む山地を尾根線で区切る約129.9haの範囲である（図III-1-1）。山地の標高は約200mで、町場との比高は約100mである。



図III-1-1 大森・銀山変更範囲図

1－3. 変更の主な理由

構成資産となっている大森・銀山は、1987年に文化財保護法に基づき重要伝統的建造物群保存地区に選定された大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区の範囲と一致する。

世界遺産登録後、過去の調査を基に大森・銀山周辺の遺構の見直し作業を行った結果、銀鉱山が操業されていた時代における鉱山町の人々の生活との関わりが明らかとなった。また、町並みが地形上の制約を大きく受けて形成されていること（写真III－1－3）、かつ、町並みと山腹は一体的な景観を成している（写真III－1－4・5）ことから、大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区に周囲の山林を追加して含め、一体的に保護していくことが妥当との結論に至った。

よって、2007年12月に拡大部分を重要伝統的建造物群保存地区の範囲に追加選定し、文化財保護法による保護の措置を講じた。



写真III－1－3 大森地区とその周辺の山々



写真III－1－4 大森地区の町並み遠景



写真III－1－5 大森地区の町並み近景

1－4. 変更範囲の説明

変更範囲には、社寺、墓地、籬壇状に整地された耕作地の跡や、これらと町並みとを結ぶ生活道路が、石垣、石段、石積み側溝、石切り場跡等と共に遺存する。(写真III－1－6～9)



写真III－1－6 石碑



写真III－1－7 山道と石仏



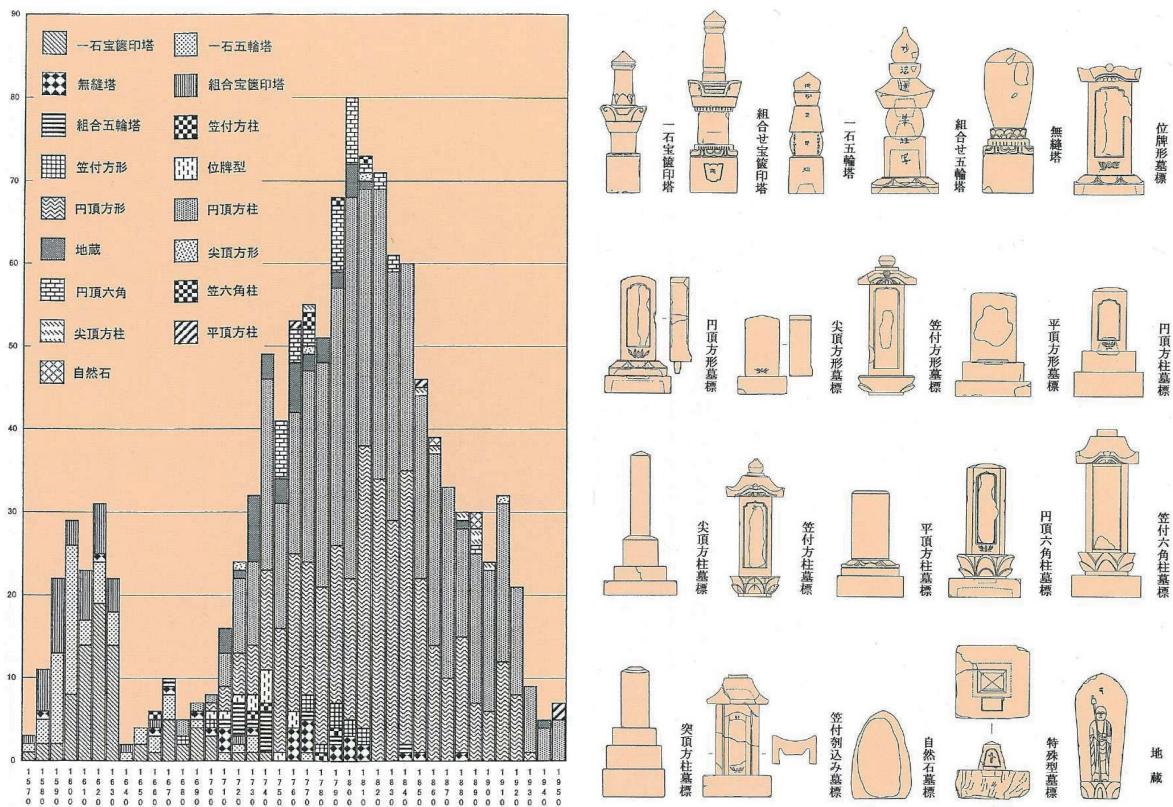
写真III－1－8 石段



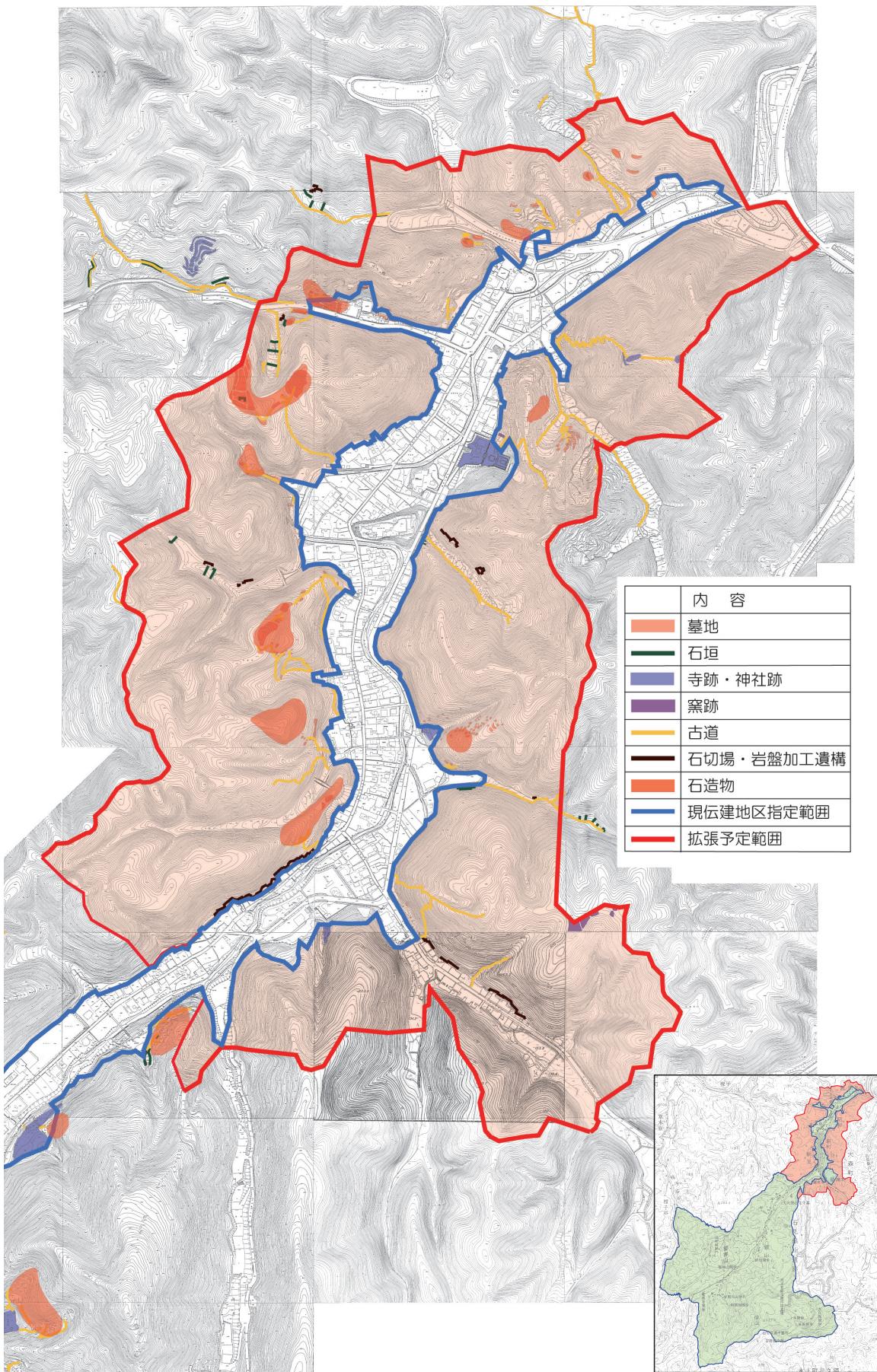
写真III－1－9 寺院跡

古い墓石の一つは、正寿寺墓地にある1621（元和7）年銘の一石宝筐印塔で、これにより、17世紀初期には、周囲の山腹が町並みと一体的に利用されていたと考えられる。また、17世紀から19世紀にかけての大森町の戸数及び人口は、文献資料により1678（延宝6）年に120戸、425人、1692（元禄5）年に180戸、719人、1838（天保9）年に260戸、1099人と増加したことがわかるが、周囲の山腹の墓地及び墓石についても18世紀に急増している（図III－1－2）。この頃には、墓地の拡大のみならず、食料供給の田畠の開墾、宅地を確保するための岩盤の開削、建築用石材の切り出し、鉱山用及び生活用の物資及び燃料を供給するための森林管理なども町並みの発展と合わせて進められていったと推察される（図III－1－3）。

しかし、鉱山の休山に伴い人口が減少し、その後も過疎化が進む中で、放置される墓地が増え、耕作地には植林がなされ、往時の土地利用は樹木や竹林に覆われる中で見えにくくなっている。



図III-1-2 石造物の増加を示すグラフ及び石造物の形態



図III-1-3 変更範囲における土地利用状況

1－5. 変更の根拠

変更範囲は、以下の点で既登録範囲との密接な関連性が確認できる。

- ① 大森・銀山は、山間の谷地に形成された集落であり、地形に依存した集落形態を成している。
- ② 「大森」という地名が示す通り、町と周辺の山林とは一体的な景観を示す。江戸時代には、銀生産に用いる木材を安定的に供給するため、町並み周囲の山に栗の植林が行われるなど、山林の管理が鉱業と関連して行われていた。現在も、山林は住民によって良好に管理されている。
- ③ 山腹には多数の墓地があり、その埋葬者は墓石の名前や紀年銘などにより、大森・銀山に居住していた人々であることがわかる。
- ④ 雛壇状に造成された畠地の跡を示す石積みや、石材の切り出しを行った石切場跡、畠や墓地と町並みを結ぶ生活道が存在するなど、町並みと一体的な土地利用の痕跡が確認されている。

なお、変更後の境界を成す尾根線は大部分が大森町の字界と一致しており、社会的なまとまり、景観的なまとまりの両側面から、尾根線を以って区画することが妥当と考えられる。

1－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響

(1) 顕著な普遍的価値への影響

変更範囲は、近代以前の日本に固有な小規模労働集約型鉱山経営に関連して発展した集落の土地利用をより詳細に伝える重要な考古学的遺跡を多数含んでいる。よって、境界の変更により、遺産全体として、世界遺産委員会決議における評価基準（iii）及び（v）に基づく評価をさらに強固にすることが可能となる。

(2) 完全性・真実性への影響

変更範囲は、近代以前の日本に固有な小規模労働集約型鉱山経営に関連して発展した集落の土地利用を、より詳細に伝える重要な考古学的遺跡を多数含んでいる。墓や耕地の一部は現在も使用されているが、多くは休山後の人口減少に伴って放置され、木竹に覆われて今日に残されている。よって、変更範囲を加えることにより、遺産全体として「石見銀山遺跡」及びその「残存する景観」又は「継続する景観」としての完全性・真実性を確実にすることができるものと考えられる。

1－7. 変更範囲の保護の状況

(1) 法的保護の状況

変更範囲は、大田市が制定した自然環境保全条例（1974～2004）及びそれを改正した石見銀山景観保全条例（2004～）によって保護されてきた。前者においては届出制となっていたが、後者は許可制となり、後者の条例制定以降はより強い規制力をもって保護が図られてきた。

さらに2007年12月には、文化財保護法による重要伝統的建造物群保存地区を拡大して変更範囲を追加し、同法に基づく大田市伝統的建造物群保存地区保存条例によって保護の措置が講じられた。

この保存条例により、大森・銀山における現状変更行為には市長及び教育委員会の許可が求められ、大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画（別添）に許可基準が示されてい

る。またこの計画に基づき各種公共事業が実施されている。

保存計画については、2007年12月に重要伝統的建造物群保存地区の範囲を拡大するにあたり、以下の点から改正を加えた。

- ① 周囲の山林とそこに遺存する遺構を保存地区の特性として評価し、現状変更を規制する根拠を示した。
- ② 保存すべき伝統的建造物及び環境物件を追加した。

(2) 資産の所有者

変更範囲の所有者については次のとおりである。

- ① 道路や水路等 所有：国・県・市
- ② 境内地・墓地 所有：宗教法人
- ③ 山林 所有：個人

(3) 資産に影響を与える要素

変更範囲においては、鉱業活動ならびに開発工事に起因した地面の大規模掘削、樹木の大規模な伐採等の計画はない。あわせて大規模な地面の崩落や樹木を枯死させるような環境変化も発生していない。

自然災害に関しては、山腹の急傾斜地における地すべり、豪雨や積雪による倒木、風化による地表面の石の落下が伝統的建造物や住民生活に影響を及ぼすことが想定される。こうした災害発生を防止するため、危険区域については、関係機関との協議を踏まえつつ、島根県・大田市が景観に配慮した防止事業を実施していくこととする。また、災害が発生した場合には遺構への影響を速やかに確認し、島根県及び文化庁と協議をしつつ、大田市が適切な復旧作業に努めることとする。

2. 温泉津

2-1. 温泉津の概要

温泉津は、地名の通り、温泉のある港町である。16世紀後半から17世紀にかけて石見銀山の外港の役割を果たし、ここで陸揚げされた生活用及び生産用の物資は、石見銀山街道温泉津・沖泊道を通って銀山柵内に運ばれた。また、この頃にも文人墨客や代官をはじめ、多くの人々が温泉津に逗留に訪れていた。

温泉津の町並みは、温泉津湾奥北側の入江に面し、入江の小規模な浜地から東に延びる主谷と、これより北に枝分かれする四本の支谷に形成されている（写真III-2-1）。



写真III-2-1 温泉津の町並み

主谷は温泉津川に沿って狭小な平坦地をなし、主谷、支谷とも、両側から岩盤の急傾斜地が迫る。谷地の狭小な地形を克服するため、敷地裏の岩盤を開削、加工して宅地を広げる、あるいは、庭園に取り込む等の造成が地区の各所で見られる。また、岩盤を削って作った道、石段、石窟等が見られる（写真III-2-2, 3）。



写真III-2-2 岩盤開削の様子1



写真III-2-3 岩盤開削の様子2

天然の良港を成す温泉津湾の地の利を得て、温泉津は中世から近代にかけて西日本海の物流拠点、毛利水軍の拠点、石見銀山の外港、北前船の寄港地等として発展した。1918年に山を隔てた小浜地区に鉄道の駅が設けられると、海運業は急速に衰退し、以後は温泉業と漁業が町の主たる産業となった。

温泉津に残る歴史的な建造物は1747年の大火以降に建築されたもので、江戸後期から昭和初期までの町家が多くを占める中に、屋敷型の家屋と漆喰塗土蔵、洋風の住宅、木造三階建の旅館等、町の移り変わりを伝える建築が良好に残る（写真III－2－4, 5）。

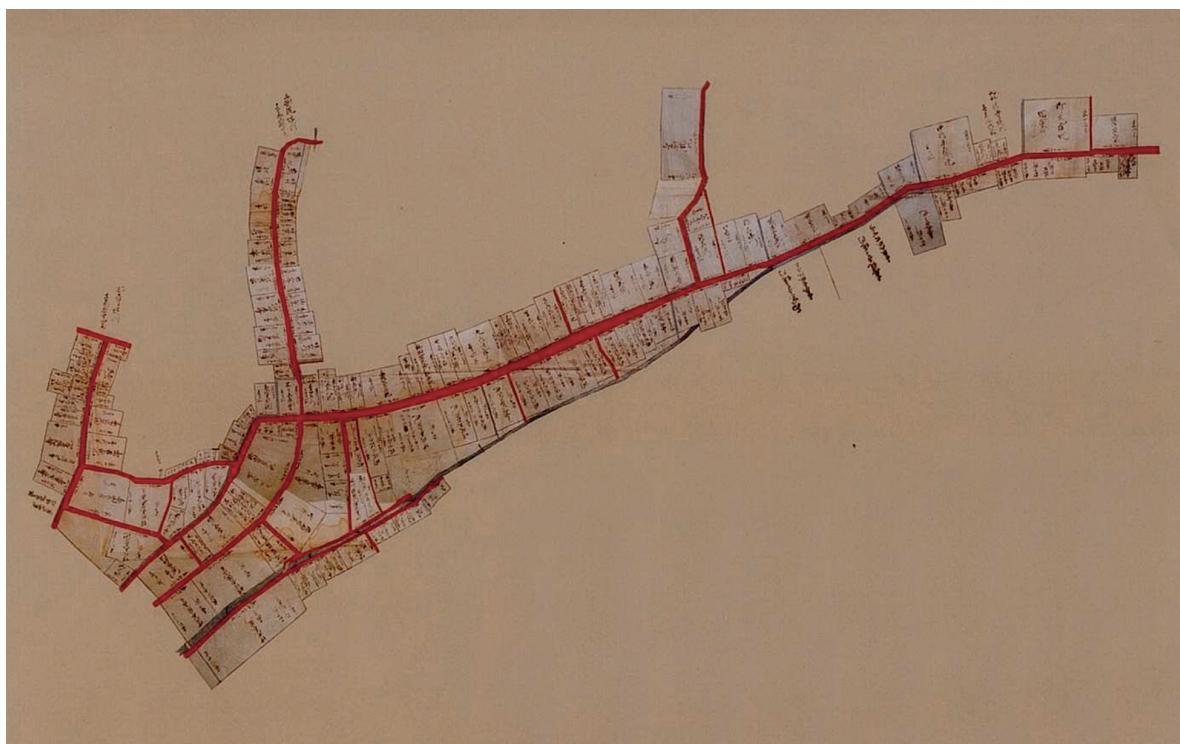


写真III－2－4 屋敷



写真III－2－5 町並み

このように温泉津は、歴史の重層性を示す建造物群が変化に富んだ町の景観を形成しているが、道路、温泉津川、水路から成る町の構造は1692年の町屋敷絵図（図III－2－1）とほぼ同じである。西部の港付近では廻船問屋として栄えた有力商人の広い敷地割が残り、東部の谷地形奥部では源泉を中心に温泉旅館や浴場が集まるなど、海運業と温泉により発展した都市構造が現在まで引き継がれており、石見銀山の発展と深く関わっていた時代の都市構造及び土地利用状況を伝える景観が残る。

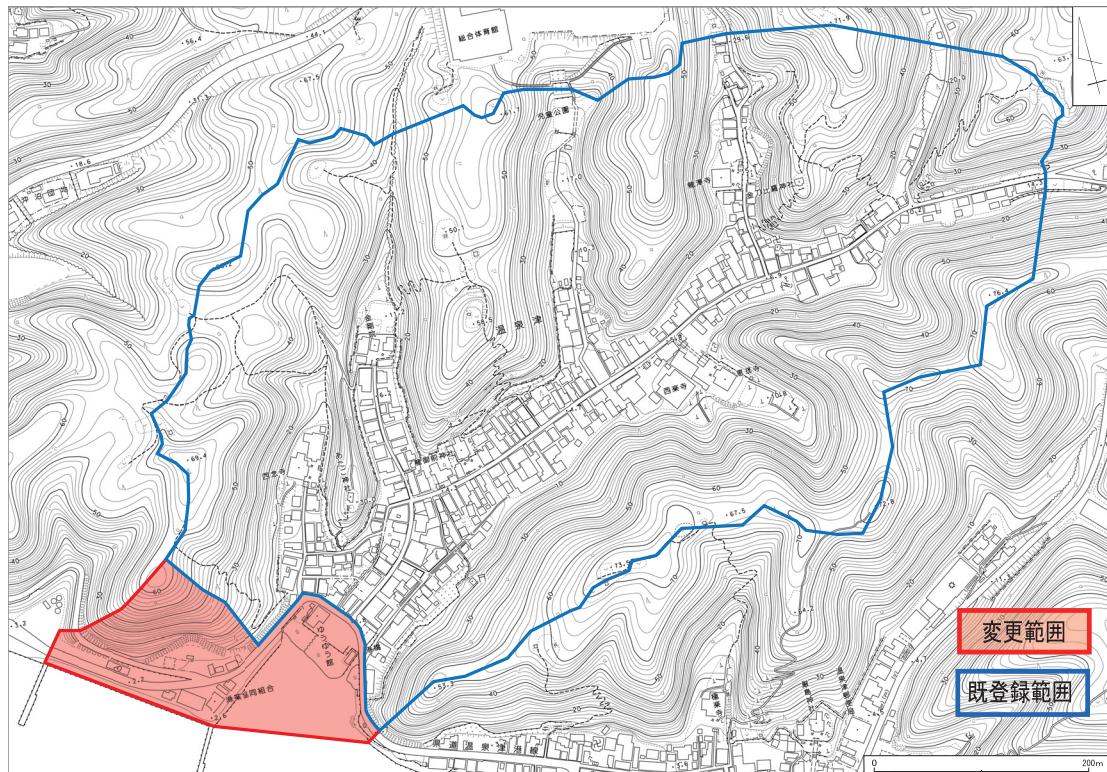


図III－2－1 1692年町屋敷絵図

2－2. 変更の範囲

現在の温泉津の世界遺産としての範囲は、浜地と町場の境を西端とし、主谷を約800m辺ったところを東端とする集落の区域と、集落周囲の丘陵地を尾根線まで含んだ約33.7haの区域から成る。

今回変更して追加しようとする範囲は、この西に隣接する約2.9haの区域で、浜地、内港を形成する西側の岬及び海平面を含む（図III－2－2）。温泉津が石見銀山の外港として栄えていた間、岬は風除けとなって繫留に適した水域をつくり、浜地は船の船着場とされ、ここで荷の積み下ろしが行われていた。



図III－2－2 温泉津変更範囲

2－3. 変更の主な理由

世界遺産の構成資産となっている温泉津の範囲は、2004年に文化財保護法に基づき重要伝統的建造物群保存地区に選定された大田市温泉津伝統的建造物群保存地区と一致する。

選定当時は、海運業で栄えた町並みを形成する伝統的建造物と、その「町」を広げようと削り、拡張した範囲と不可分な周囲の山林の両方が重要であるとの観点から、周囲の山地を含めて保存地区とした。このような考え方の下に、世界遺産への推薦資産は同範囲とし、この度変更申請をおこなう範囲については推薦範囲に含めなかった。

しかし、2007年から2年をかけて、文化庁及び島根県教育委員会の指導のもと、大田市が考古学・歴史地理学的等の観点から総合的な調査を行ったところ、港の部分についても町並みと一緒に保存するのが望ましいと判断されたことから、2009年12月に重要伝統的建造物群保存地区の範囲に内港と浜地の範囲を追加し、文化財保護法による保護の措置を講じた。

2－4. 変更範囲の説明

変更範囲は、温泉津湾の湾奥に形成された入り江状の小規模な港で、14世紀にはすでに船の出入りがあったと推察される。

温泉津湾は、奥行きが深く、水深があり、複雑な海岸線を成して湾岸の所々に小規模な入り江を形成する等、リアス式海岸特有の地形により港湾に有利な条件を備える（写真III－2－6）。



写真III－2－6 温泉津湾全景

入り組んだ海岸線と深い水深が長い年月にわたって維持されてきたのは、温泉津湾に流入する河川が小規模で土砂供給量が少ないこと、近隣にも大河川がなく沿岸流による土砂供給量が少ないことが主な理由とされる。温泉津湾に面しては沖積平野が2つの谷筋に沿って形成されたのみであり、その一つに発達したのが温泉津の町である。岬状に突出した丘陵が穏やかな内港を形成し、舟をつける小規模な浜地があり、その奥に温泉津川に沿って狭小な幅ながらも平坦地が続き、これらが一体となって港町を形成しているのである。

温泉津湾一帯の丘陵地は比較的軟質な凝灰岩が分布する。この岩石は波浪による浸食を受けやすく、温泉津湾内には垂直に近い海食崖が連続し、海食崖の下には海食台が形成されている。（写真III－2－7, 8）

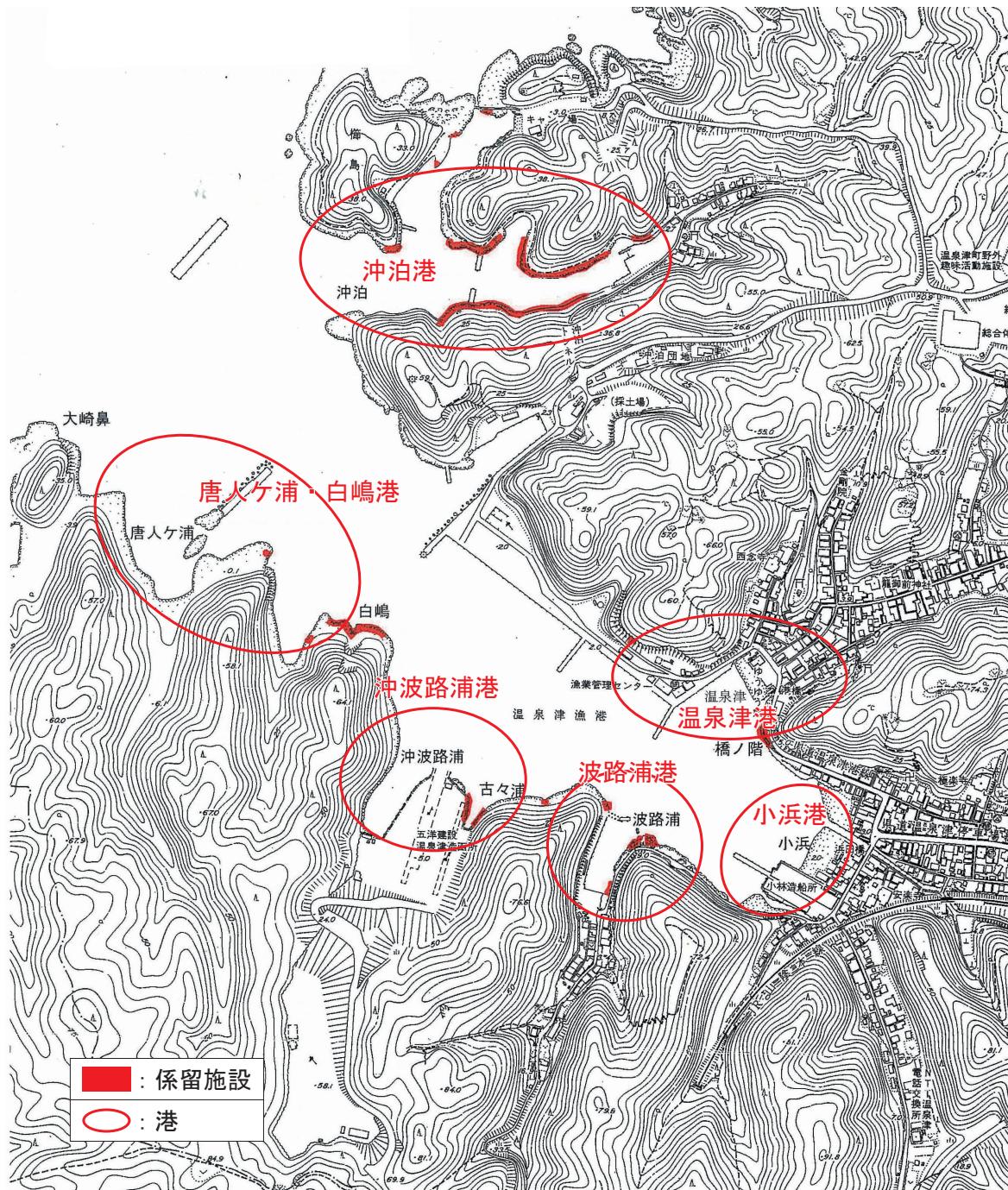


写真III－2－7 海食崖



写真III－2－8 海食台

温泉津湾では、古くから海食台及び海食崖底部の岩を削り、船綱をくくるための繩留施設が造られてきた。この繩留施設を当地では「鼻ぐり岩」と呼び、1820年の紀行文にもその独特な風情が記されている。湾内の随所で鼻ぐり岩が確認できる中で、温泉津の内港についても南東側岬（構成資産内）の海食台に数基の鼻ぐり岩が確認でき、また、20世紀初頭の古写真より西側岬（変更範囲）にも多くの鼻ぐり岩があったことがわかり、船掛かりに適した場所であったことがわかる。



図III-2-3　温泉津湾における係留施設位置図と内港



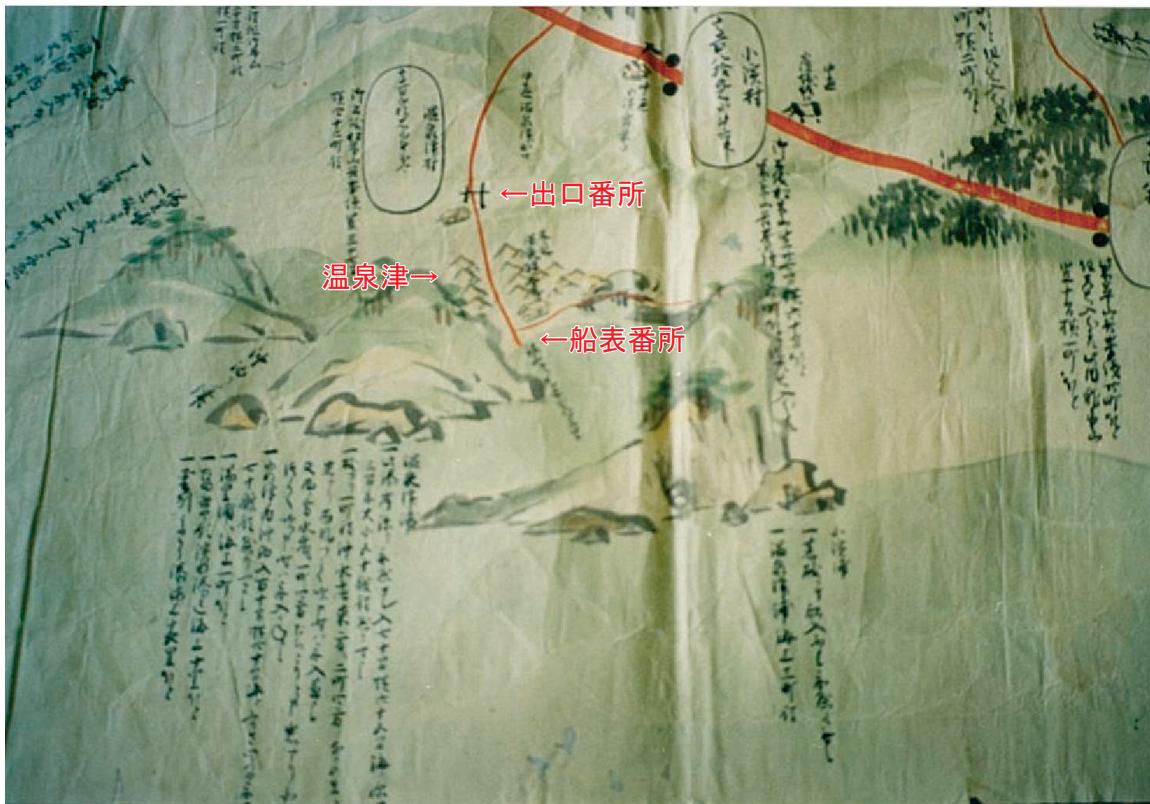
写真III－2－9 鼻ぐり岩

江戸幕府は、石見銀山領の重要な港に船表御番所を、交通の要地には口留御番所をそれぞれ置いて、物資の移動に対する役銀の徴収と交通の取り締まりを行っていた。元和年間（1617～1619年）の石見国絵図からは、海に面して柵や木戸を備えた番所が置かれていたことがうかがえる（図III－2－4）。



図III－2－4 元和年間（1617～1619年）石見国絵図 温泉津部分

1645年の石見国絵図には、海に面する集落西外れに船表御番所を、集落東外れに温泉津出口番所を見ることができる（図III-2-5）。



図III-2-5 正保国絵図（1645年） 温泉津部分

また、1692年の町屋敷絵図からは、廻船問屋の大きな敷地割が港付近に集まり、町場と浜地の境に番所が設けられていることがわかる。（図III-2-6）これらは17世紀に浜地と町場に人と物品の出入りがあったことを示す。

このように、温泉津は自然地形を利用して形成、発展した港町であり、そのうち変更範囲は物資の積出しや陸揚げが行われた港の部分を成す。

2-5. 変更の根拠

変更範囲は、以下の点で既登録範囲と密接な関連を持つ。

- ① 17世紀の絵図資料、文献等から、温泉津の町場との直接的な関係が明らかであり、かつ、沖泊と共に、石見銀山の外港とされていたことが明らかであること。温泉津湾には、沖泊、温泉津の他にも港が存在するが、これらは石見銀山と直接関係しない。
- ② 現存する繫留遺構（鼻ぐり岩）や古写真（写真III-2-10）から、過去における港の使われ方が概ね推測でき、かつ、歴史的な港としての形態を保っていると考えられること。
- ③ 温泉津の町の成り立ちは、当地の自然環境、とりわけ地形と地質に大きく依存しており、港と町場との地理的一体性が明らかであること。また、この地理的一体性が、景観的一体性をもたらしていること。



写真III－2－10 港としての利用を示す古写真（20世紀初頭）

2－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響

(1) 顕著な普遍的価値への影響

変更範囲は、操業期間全般にわたって鉱業及び鉱山関係者の生活に必要な物資を陸揚げした港である。境界の変更を行って温泉津の港町に不可欠な要素及び環境を一体的に扱うことにより、港町としての総体を構成資産として保護することが可能となり、世界遺産委員会決議における評価基準（iii）及び（v）に基づく評価をさらに強固にできると考えられる。

(2) 完全性・真実性への影響

変更範囲は、銀山操業期間全般にわたって鉱業関係者の生活に必要な物資を陸揚げした港である。境界の変更を行って温泉津の港町に不可欠な要素及び環境を一体的に扱うことにより、港町としての総体を構成資産として保護することが可能となり、「石見銀山遺跡」としての完全性を高めることにつながる。

温泉津は、17世紀中頃より石見銀山外港としての機能が次第に弱まるものの、北前船の寄港地としての位置づけを得て発展を続けた。海運業の衰退をもたらしたのは1918年の鉄道開通であり、以後は、港は漁港として用いられるようになった。

このように、温泉津の港は時代とともに役割を変えるが、リアス式海岸というその地形的特質ゆえに、近代的な港湾整備は小規模にとどまっている。温泉津を海上から眺めると、内港と浜地、それらを挟む岬の丘陵が家並みの景観と一体を成している（写真III－2－11）。この景観は、年月を経る中でほぼ変わらずに踏襲されている。



写真III－2－11 温泉津

変更範囲を加えることは、「継続する景観」としての完全性を確実にすることにつながると考えられる。また、港町としての「形態」、「セッティング」という観点から、遺産の真実性を確実にすることにもつながると考えられる。

2－7. 変更範囲の保護の状況

(1) 資産の保護状況

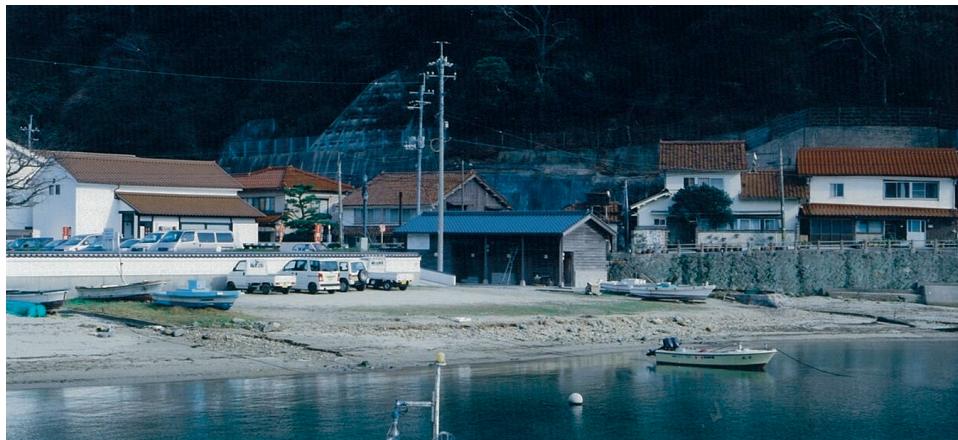
変更範囲は、石見銀山景観保全条例（2004～）によって保護されてきた。

2009年12月には、文化財保護法による重要伝統的建造物群保存地区を拡大して変更範囲を追加し、同法に基づく大田市伝統的建造物群保存地区保存条例によって保護の措置が講じられた。

この保存条例により、温泉津における現状変更行為には市長及び教育委員会の許可が求められ、大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画（別添）に許可基準が示されている。また、この計画に基づき各種公共事業が実施されている。

保存計画については、2009年8月に、以下の点から改正を加えた。

- ① 温泉津の歴史的風致における港の位置づけを明らかにし、文化財として現状変更を規制する根拠を示した。
- ② 保存すべき工作物や環境物件として、繫留施設（鼻ぐり岩）、浜地、温泉津川、水路等を追加して特定した（写真III－2－12）。



写真III－2－12 浜地

③ 戦後に建設された漁業関連施設など、現状が歴史的景観にふさわしくない状態にある建造物や空地の修景を計画的に行うとする大田市の姿勢を明記した。

(2) 資産の所有者

変更範囲の所有者については次のとおりである。

- ① 海水面及び砂浜 所有：国・県・市
- ② その他の土地 所有：県・市・個人

(3) 資産に影響を与える要素

今回の変更範囲のうち、浜地の一画については、1884年及び1928～29年に警察施設を建築するための敷地造成がなされている。2004年に警察施設が移転すると、その跡地約1379m²の所有権は温泉津町（当時）に移り、現在は木造2階建の観光案内施設、駐車場、広場を設けた観光施設として活用されている（写真III－2－13）。このように浜地は現在も船着き場としての機能を有しているものの、砂浜としての形質に変更を加えられた部分が一部存在する。



写真III－2－13 浜地に立つ観光案内施設

大田市では、今後、この施設に適切な修景を施し、歴史的景観との調和に務めるとともに、世界遺産の普及啓発施設としての充実を図っていく予定である。

また、西側の岬は、土地形状を概ね継承しているものの、1951年以降に岸壁、物揚げ場が海に張り出す形で付与され、ここに漁獲物の保存や加工のための施設が設けられた（写真III－2－14, 15）。



写真III－2－14 漁業施設（近景）



写真III－2－15 漁業施設（遠景）

これらは比較的新しい構造物であり、長期にわたって継続してきた歴史的景観を復旧するには撤去することが望ましい。しかし、その行為は漁業を主要産業の一つとする温泉津及びその周辺集落の経済状況に影響を及ぼし得ることから、大田市では、温泉津の持続的発展の方向性を視野に入れつつ、所有者、管理者と協議を行いながらこれら漁業関連施設の修景を図る予定である。

3. 街道

3-1. 街道の概要

石見銀山街道鞆ヶ浦道及び石見銀山街道温泉津・沖泊道は、銀鉱山や鉱山村と港とを結ぶ輸送路である。

【石見銀山街道鞆ヶ浦道】

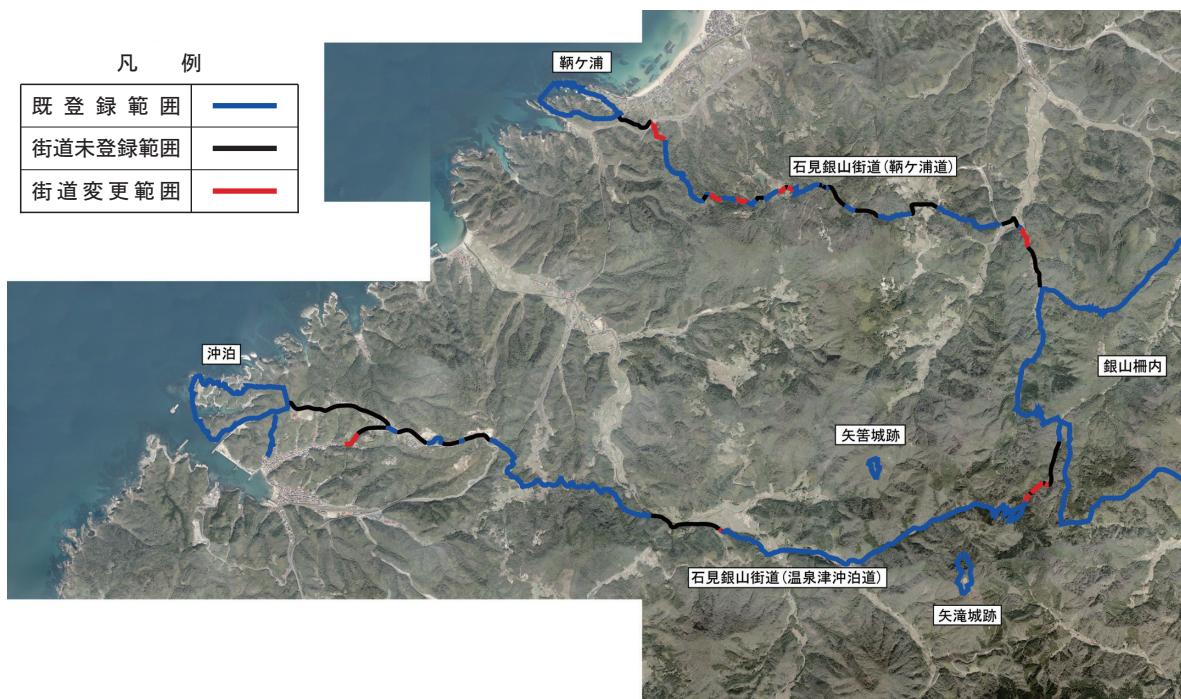
石見銀山街道鞆ヶ浦道は、銀山が開発された16世紀前半に、銀山から鞆ヶ浦の港へと銀鉱石や銀を運搬した総延長約7,500mの道である。道幅は0.6~2.4mで、人や牛馬の往来ができる最小限の幅員となっている。

この道は、銀山柵内と日本海とを結ぶ最短の道で、全行程を通して起伏が多く、土橋を架けたり、切土を行う等の道普請の跡を残す。沿道には、通行人や周辺住民が通行安全、病気平癒等を祈願した石造物が遺存する。

【石見銀山街道温泉津・沖泊道】

石見銀山街道温泉津・沖泊道は、16世紀後半に銀山から温泉津、沖泊の港へと銀を運搬した総延長約12,000mの道である。銀の搬出は、17世紀初頭に海路から陸路へと移行するが、これ以降、19世紀半ばまでは、銀山で必要とされる生活用及び生産用物資の幹線輸送路として盛んに利用された。道幅は0.8~3.3mで、人や牛馬の頻繁な通行を想定した道普請が行われている。

この道は、銀山柵内から海岸線まで低丘陵が連なる地形に沿って作られており、一部の坂を除いて全体的になだらかである。その途上には、石段等の道普請の跡が遺存し、通行人や周辺住民が通行安全、病気平癒等を祈願した石造物が遺存する。



図III-3-1 街道位置図

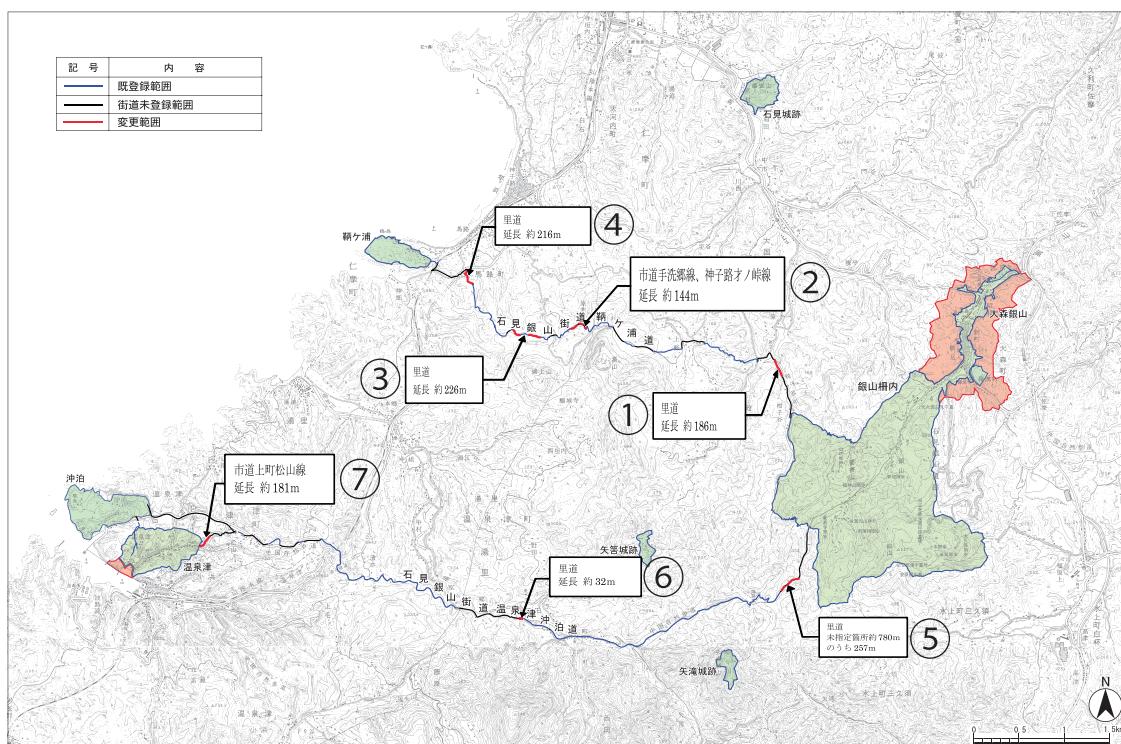
3－2. 変更の範囲

【石見銀山街道鞆ヶ浦道】

世界遺産の構成資産となっている範囲は、総延長7,500mのうち、道筋及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良く残る延長3,372.2m ($5,229.23\text{m}^2$) の区間である。今回、変更して追加しようとするのは、道筋を保ち、資料や物証に基づき旧状を復旧可能と判断される①里道186m、②市道144m、③里道226m、④里道216mの4区間である。(図III－3－2)

【石見銀山街道温泉津・沖泊道】

世界遺産の構成資産となっている範囲は、総延長12,000mのうち、道筋及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良く残る延長6,384.6m ($21,070.93\text{m}^2$) の区間である。今回、変更して追加しようとするのは、道筋を保ち、資料や物証に基づき旧状を復旧可能と判断される⑤里道257m、⑥里道32m、⑦市道181mの3区間である。(図III－3－2)



図III－3－2 街道変更範囲位置図

3－3. 変更の主な理由

現在の構成資産は、文化財保護法に基づき2005年に指定された史跡の範囲と合致する。史跡指定にあたっては、(i)道筋、(ii)道の形状(幅及び路面高)、(iii)路面の状態、(iv)道が醸し出す歴史的な景観、の4点を全て満たすことを要件とし、厳格に指定範囲の特定を行った。

一方で、街道は線形の資産であり、保護の措置をとるにあたっては、全体としての連続性を考えることが重要である。このことから、イコモス評価書による指摘を参考とし、また、考古学・歴史学の専門家の指導・助言を得て、2007年に街道の現状を見直し、史跡の範囲の再検討を行った。

その結果、前述の(ii)、(iii)を現状では完全に満たしていないとも、資料及び物証に基づ

き-旧状を回復することが可能と判断できる区間について、2008年に史跡への追加指定を行った。それらは、具体的には次の要件を満たす区間である。

- ・19世紀末期の地籍図から道幅を確認できる区間
- ・前後の状況や痕跡（例：斜面の開削痕）から失われた旧状が判断できる区間
- ・路面の舗装が行なわれているが、舗装下に路面の旧状が温存されている区間

3-4. 変更範囲の説明

【石見銀山街道鞆ヶ浦道】

① 里道186m（図III-3-3・写真III-3-1）

銀山柵内から約0.5km離れた川沿いの谷間に位置する区間である。道沿いに岡之段の觀音堂と横畠の題目塔が建ち、この間の約30mはすでに史跡に指定されている。これより南の部分については、河川の影響ですでに道が付け替えられ、古い道筋は畠地等にまぎれて確認が難しくなっていたが、2007年の測量によって地籍図と現地とを精緻に照合したところ、山側の道路境が確認でき、かつ、川側の道路境は地籍図に示される道幅から、その位置を確定することができた。



写真III-3-1 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする里道186mの状態

② 市道144m（図III-3-4・写真III-3-2）

鞆ヶ浦の港から約3km離れた山地に位置する区間である。周辺には小集落があり、現在は生活道路として使用されているため、路面が舗装されているが、舗装下に旧来の路面が確認できた。



写真III-3-2 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする市道144mの状態

③ 里道226m（図III-3-4・写真III-3-3）

鞆ヶ浦の港から約2km離れた南向きの緩斜面に位置する区間である。道筋及び路面高は旧状を踏襲しているものの、山側斜面を開削して道幅が若干広げられている。しかし、前後の史跡部分や地籍図から、かつての道幅を確定することができた。



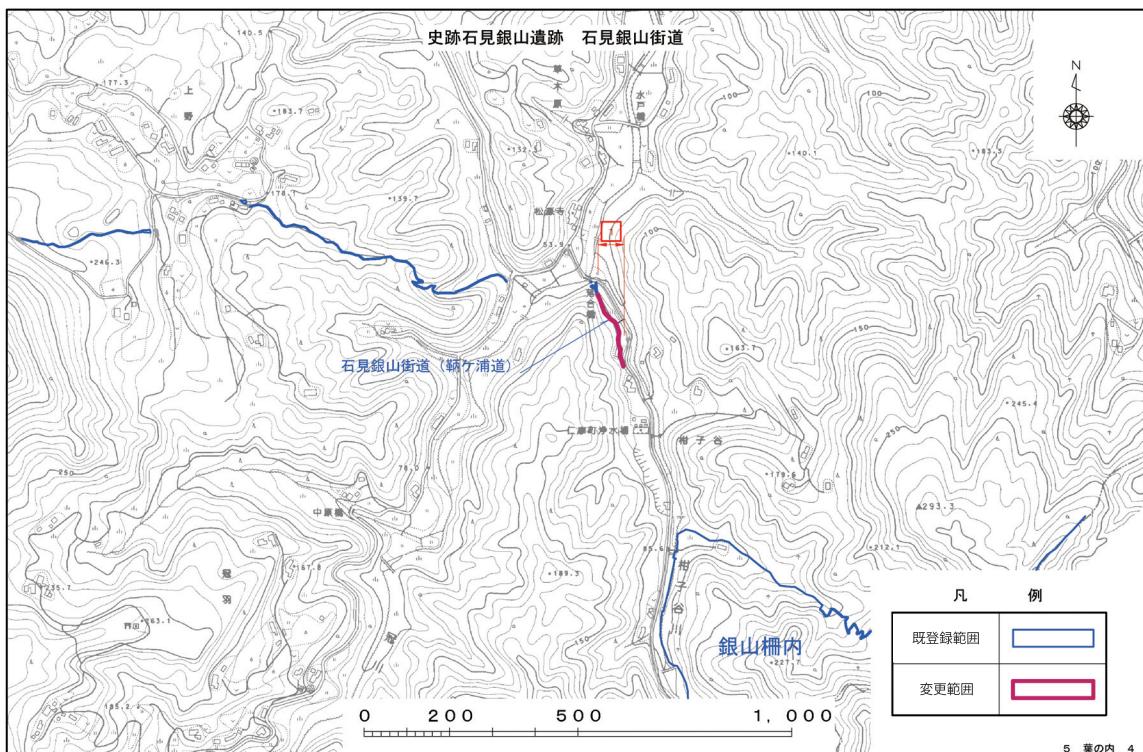
写真III-3-3 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする里道226mの状態

④ 里道216m（図III-3-4・写真III-3-4）

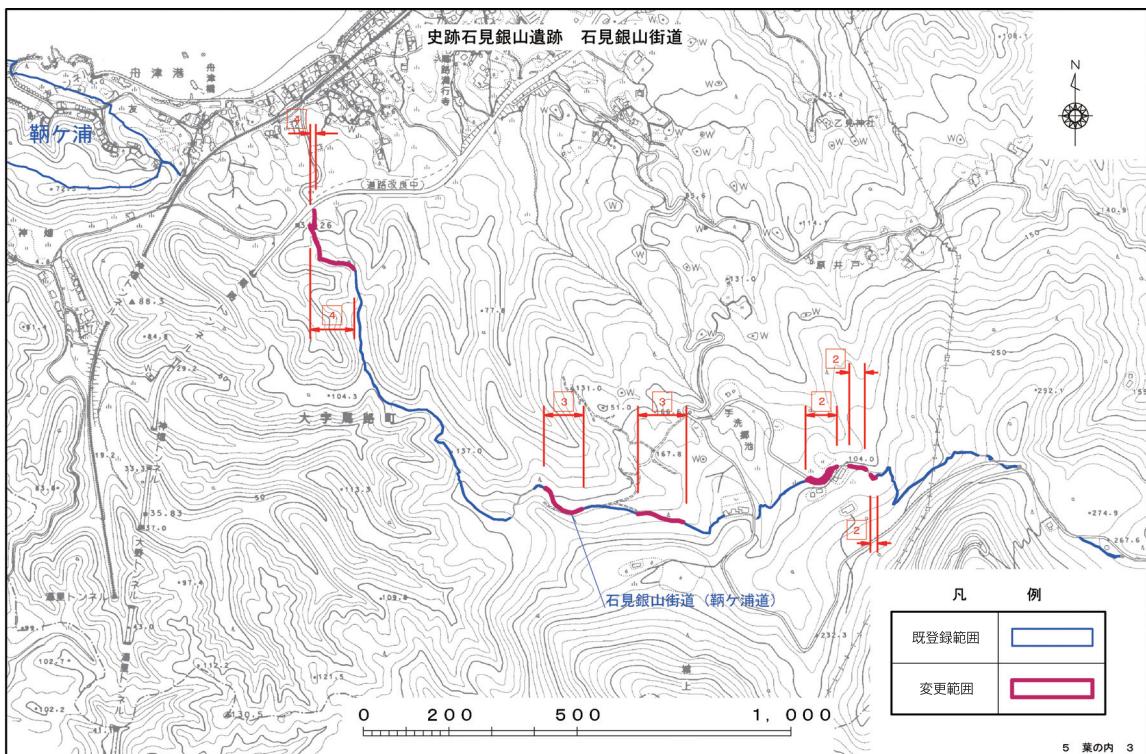
鞆ヶ浦の港から約1km離れた北向きの緩斜面に位置する区間である。測量によって地籍図と現地とを精緻に照合したところ、かつての道筋を保っていることが確認でき、地籍図から道幅が判明し、さらに路面の状態が旧状を保っていることも判明した。



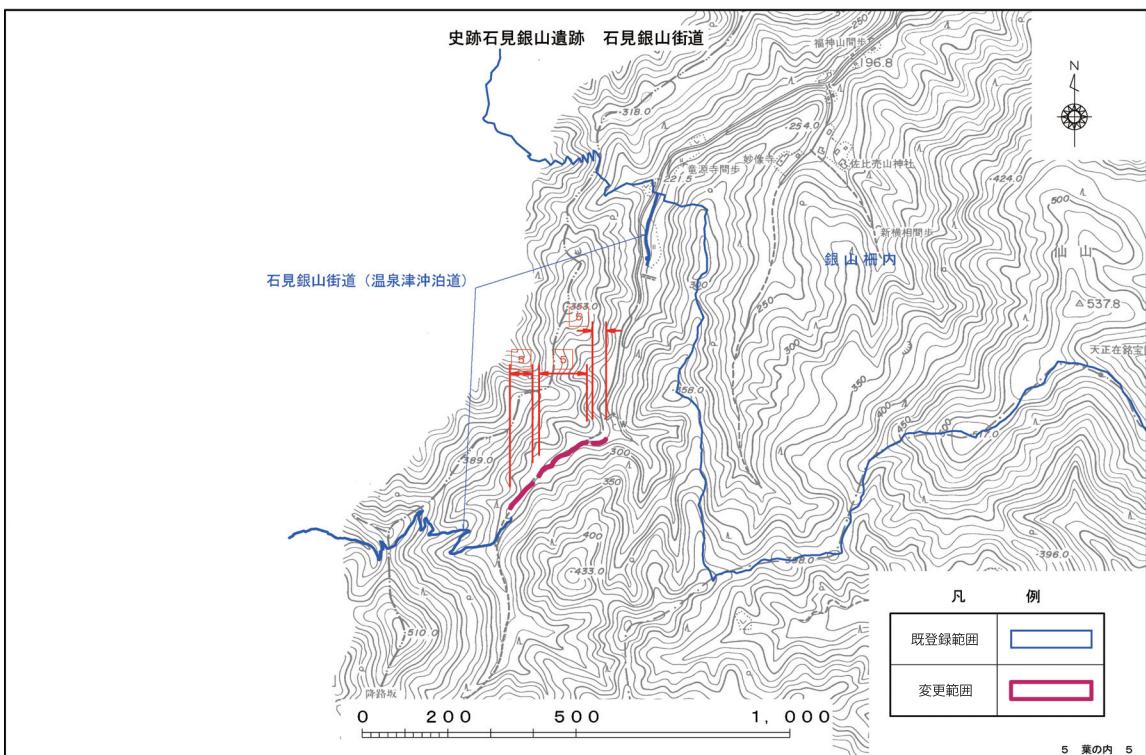
写真III-3-4 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする里道216mの状態



図III-3-3 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする①里道186mの位置



図III-3-4 石見銀山街道鞆ヶ浦道に含めようとする①市道144m、③里道226m、
④里道216mの位置



図III-3-5 石見銀山街道温泉津・沖泊道に含めようとする⑤里道257mの位置

【石見銀山街道温泉津・沖泊道】

⑤ 里道257m（図III-3-5・写真III-3-5）

銀山川上流の谷間に位置する区間である。

この区間は1943年の水害で川沿いに走る街道が損壊したため、高所に新道が設けられたが、旧来の道筋の路肩に盛土を行い、道の復旧及び機能回復を行った区間である。



写真III-3-5 石見銀山街道温泉津・沖泊道に含めようとする里道257mの状態

⑥ 里道32m（図III-3-6・写真III-3-6）

銀山柵内と温泉津・沖泊のほぼ中間点に位置する区間である。周囲には小水田が展開し、営農のための道の改変が多く認められる区間ではあるが、コンクリート舗装下に旧来の道幅と路面が残されていることが判明した。



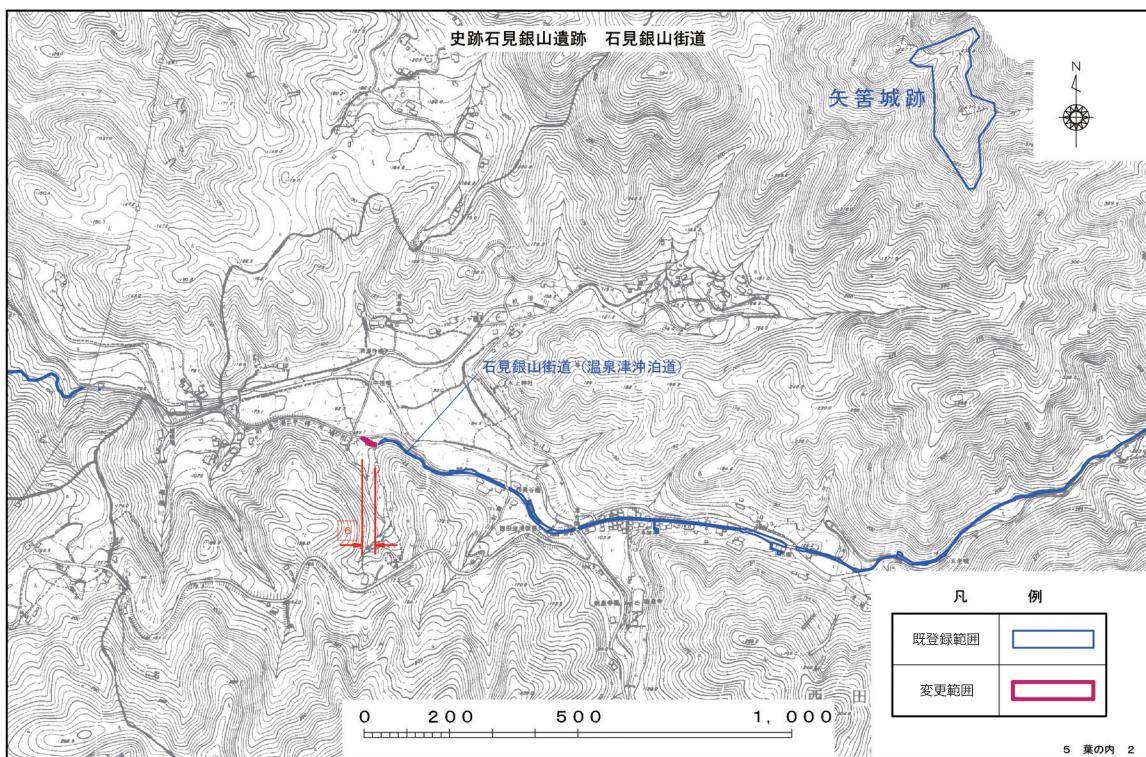
写真III-3-6 石見銀山街道温泉津・沖泊道に含めようとする里道32mの状態

⑦ 市道181m（図III-3-7・写真III-3-7）

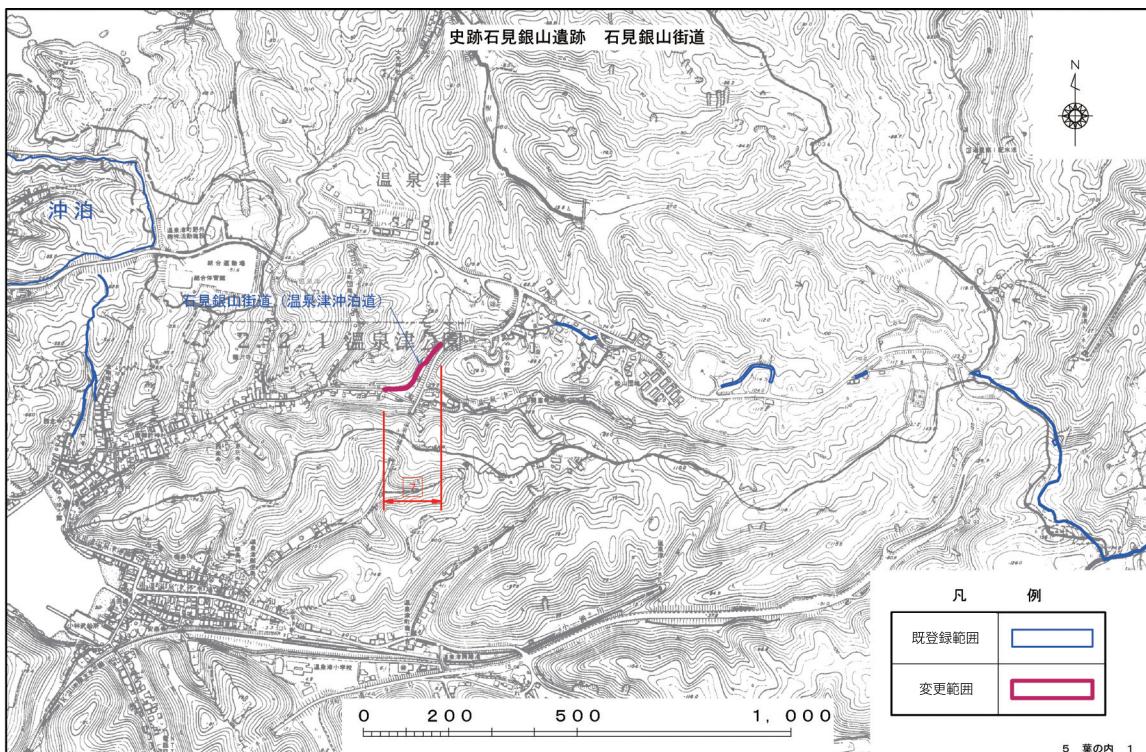
温泉津の港から約1kmの地点に位置する区間である。温泉津川の支流が開削した谷間を走り、周囲には民家が存在する。街道はコンクリートで舗装され、生活道路として利用されてはいるものの、旧来の道幅を残し、コンクリート舗装下に路面の旧状が残されていることが判明した。



写真III-3-7 石見銀山街道温泉津・沖泊道に含めようとする市道181mの状態



図III-3-6 石見銀山街道温泉津・沖泊に含めようとする⑥里道32mの位置



図III-3-7 石見銀山街道温泉津・沖泊道に含めようとする⑦市道181mの位置

3－5. 変更の根拠

変更範囲は、以下の点で既登録範囲と密接な関連性を持つ。

- ① 旧来の道筋を保っていること。
- ② 道が醸しだす歴史的景観をとどめていること。
- ③ 道幅、路面の状態については、資料や物証に基づく旧状の復旧が可能であり、将来的には既登録範囲との一体性の回復が見込まれること。

3－6. 顕著な普遍的価値・完全性・真実性への影響

(1) 顕著な普遍的価値への影響

変更範囲は銀鉱山・鉱山町と港とを結び、銀や銀鉱石、生活や生産に要する物資を運んだ幹線輸送路の一部で、現状で道幅や路面の状態に変更が加えられてはいるものの、旧来の道筋を保ち、歴史的な沿道景観を良くとどめている。境界の変更を行って、これを既登録範囲と一緒に扱うことにより、街道としてより長い延長を保護することが可能となり、遺産全体として世界遺産委員会決議における評価基準（iii）及び（v）に基づく評価を強固にすることが可能になると考えられる。

(2) 完全性・真実性への影響

変更範囲を加えることにより、街道全体に占める資産の構成比が65.21%から73.51%と高まり、遺産の完全性を確実にすることのみならず、「位置・セッティング」の観点から真実性を確実にすることにつながると考えられる。

変更範囲は現状で道幅や路面の状態に変更が加えられているものの、資料や物証に基づき旧状に復することが可能であり、「形状」や「材質」としての真実性に影響を及ぼすものではない。

なお、既登録範囲及び変更範囲以外において、アスファルト舗装等の現代的改修が行われた部分があるなど、意匠・材質の点で真実性を弱めている部分についても、連続した歴史的な道として、その軌跡を辿ることが可能である。

3－7. 変更範囲の保護の状況

(1) 資産の保護状況

変更範囲は、石見銀山景観保全条例（2004～）によって保護されてきた。

現在は、文化財保護法に基づき史跡として保護されている。これにより、現状変更行為には文化庁長官の許可を要することになる。また、保存のために実施する各種事業については、史跡の保存管理計画に従って実施されることとなる。

(2) 資産の所有者

変更範囲の所有者については次のとおりである。

- ① 街道

所有：大田市

(3) 資産に影響を与える要素

今回の変更範囲においては新たな開発計画はなく、また資産に影響を与える環境変化も発

生していない。したがって、街道の価値に影響を及ぼす要素はない。街道に係る変更範囲は全域が市有地であり、文化遺産としての価値に配慮しつつ、大田市が市道や里道として適切に管理している。

なお、自然災害による部分的な損壊については、これまでと同様に、文化庁、島根県の指導・助言の下に、大田市が復旧を図ることとしている。

IV. 総 括

1. 変更後の資産の範囲及び面積

「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、「採掘・製錬に関する考古学的遺跡、集落、防御施設、輸送のための街道、港湾からなる比類のないアンサンブルは、銀鉱山活動に関する特有の土地利用を表している。銀鉱石の枯渇に伴って生産は終焉し、豊かな自然環境とともに鉱山遺跡は残され、銀鉱山に関連して発展した良好な文化的景観を形成した」とする顕著な普遍的価値の言明に基づき世界遺産一覧表に記載されたものである。

世界遺産委員会の決議文、31COM 8 B. 26を見直すと、より良い保護に向けてなすべき具体的な努力の方向性及び方法が自ずと明らかとなる。また、イコモス評価書は、銀山遺跡としての総体をよりわかりやすく表現し、文化的景観としての完全性をさらに確実にするために、世界遺産一覧表への記載後であっても遺産保有国としてなすべき取り組みが存在することを示している。

そのため、日本国では、イコモス評価書を参考に、鉱山町である「大森・銀山（1-F）」、外港である「温泉津（3-C）」、鉱山と港を結ぶ街道である「石見銀山街道鞆ヶ浦道（2-A）」及び「石見銀山街道温泉津沖泊道（2-B）」の4つの構成資産の境界を見直し、以下の範囲について、構成資産と一緒に保護するべく文化財保護法による保護の措置を講じた。

- ① 「大森・銀山」については、大森地区周囲の山林を尾根線で区切る範囲
- ② 「温泉津（3-C）」については、岬状の丘陵地、浜地、海面により形成される内港の範囲。
- ③ 「石見銀山街道鞆ヶ浦道（2-A）」、「石見銀山街道温泉津沖泊道（2-B）」については、道の形状（幅及び路面高）や路面の状態を物証に基づき旧状に復旧することが可能と判断される範囲

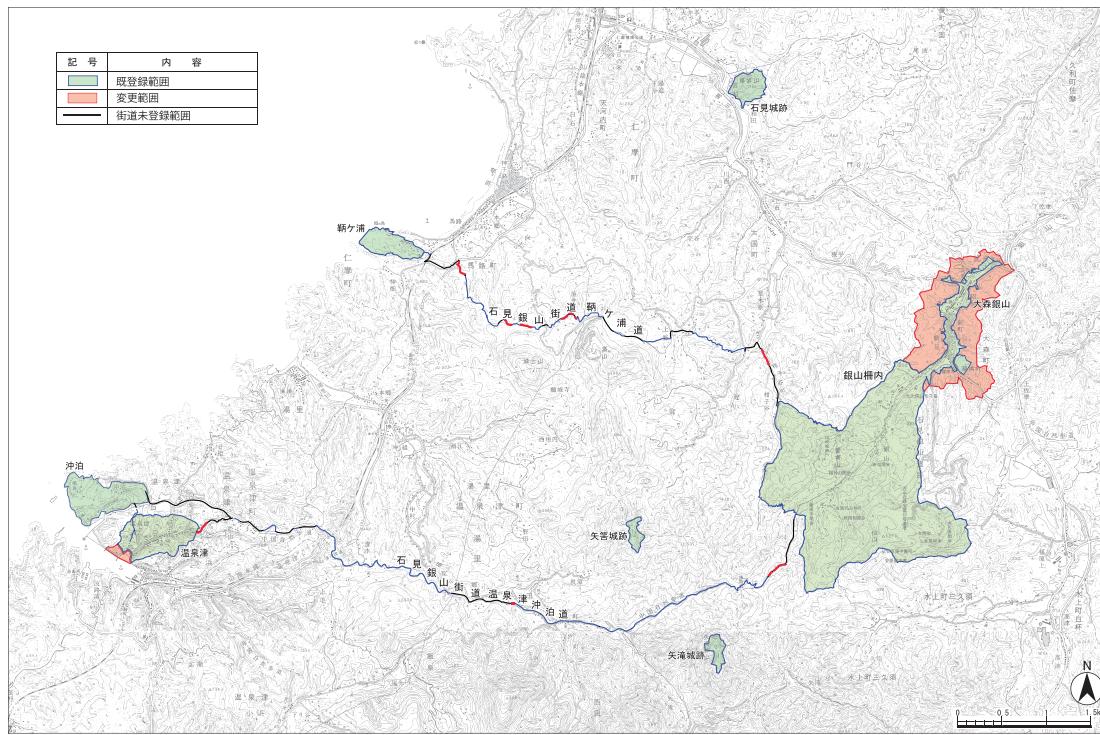
以上の経過及び理由に基づき、日本国政府は「石見銀山とその文化的景観」の境界線の軽微な変更を申請するものである。変更後の遺産の面積は、表IV-1に示すとおりである。なお、日本国政府としては、現時点では、遺産の範囲のさらなる変更を行うことは考えていない。

表IV-1 変更後の面積（単位：ha）

1. 銀鉱山跡と鉱山町（銀生産が行われた鉱山と鉱山町）		軽微な変更（追加）面積
1-A. 銀山柵内	317.08ha	
1-B. 代官所跡	0.29ha	
1-C. 矢滝城跡	5.10ha	
1-D. 矢筈城跡	3.40ha	
1-E. 石見城跡	11.75ha	
1-F. 大森・銀山	32.80ha (1-Aに一部 含まれる)	+129.90ha=162.70ha このうち重複部分を除く 実質追加面積 83.62ha
1-G. 宮ノ前	0.68ha	
1-H. 熊谷家住宅	0.15ha	
1-I. 羅漢寺五百羅漢	1.26ha	
小計	361.22ha	変更後：444.84ha
2. 街道（鉱山と港をつなぐ銀と物資輸送のための二つのルート）		
2-A. 石見銀山街道鞆ヶ浦道	0.52ha	+0.15ha=0.67ha
2-B. 石見銀山街道温泉津・沖泊道	2.11ha	+0.10ha=2.21ha
小計	2.63ha	変更後：2.88ha
3. 港と港町（銀の積出しと物資搬入にかかる港と港町）		
3-A. 鞆ヶ浦	15.03ha	
3-B. 沖泊	29.82ha	
3-C. 温泉津	33.70ha	+2.90ha=36.60ha
小計	78.55ha	変更後：81.45ha
資産範囲総計（重複部分を除く）	442.40ha	変更後：529.17ha

(緩衝地帯面積

3,220.59ha → 3,133.83ha)



図IV-1 軽微な変更後の遺産全体図

2. 今後の保存管理

遺産の保存管理については、文化財保護法の下、2006年提出の登録推薦書第5章「資産の保護及び管理」に記載した体制に基づき、適切に実施している。一方で、第31回世界遺産委員会の決議文においては、以下の事柄が勧告・要請された。

- ・ 提案された管理措置の実施、観光及び資産説明に係る計画の完了、歴史的建造物の保存事業の継続に注意を払うことを勧告する。
 - ・ 樹木の浸食からの地下遺構の保護及び水質汚染の調査を進めるためのより詳細な考古学的計画の推進、新たな自動車道と陶土採掘のための計画の策定を勧告する。
 - ・ 関係締約国及び諮問機関と協働しつつ、石見銀山遺跡及び域内の他の鉱山遺跡のテーマ別研究の実施を要請する。

これらの勧告・要請に対する取り組みの状況については、次に示すとおりである。

(1) 提案された管理措置の実施について

【管理体制】

- ・島根県、大田市が共同で設置した有識者会議については、2008年2月に名称を「石見銀山遺跡調査整備委員会」から「石見銀山遺跡調査活用委員会」に改めるとともに、活用に関連する分野の専門家をおき、体制の充実を図った。同時に、2006年提出の推薦書に記載したとおり、島根県及び大田市の関係部局の責任者から成る石見銀山遺跡保存管理委員会を設置し、石見銀山遺跡調査活用委員会の助言の下に、石見銀山遺跡に関わる行政・民間事業の調整を行っている。
 - ・2005年6月に設立された、公募による一般市民及び県・市の職員からなる「石見銀山協働會議」は、世界遺産一覧表への記載後においても継続して会合を開き、協働會議が策定した行政・民間の行動計画に基づく諸活動を進めている。

- ・大田市では、副市長を責任者とし、関係部課長で構成される石見銀山プロジェクト本部会議を開催し、石見銀山遺跡の保存管理に係る情報・課題の共有をはじめ、大田市が実施する各種事業の調整等の作業を行っている。

【資金】

- ・大田市が設置した石見銀山遺跡の保護のための基金は、現在までに総額78,000千円に至り、2010年より基金を活用した文化財の維持・保存事業を開始する見込みである。

【保存・管理技術】

- ・大田市及び島根県は、石見銀山世界遺産センター内に考古学及び歴史学の研究者から成る専任職員8名及び資産の見回り・点検・清掃活動などの日常業務を行う現地常駐職員7名を常駐させ、調査研究の推進、維持管理の充実に努めている。

(2) 観光及び資産説明に係る計画について

- ・石見銀山世界遺産センターの一部を成す施設として、ビジターセンター機能を持つガイダンス棟が2007年10月に開館した。
- ・石見銀山世界遺産センターの一部を成す施設として、世界遺産の顕著な普遍的価値の説明を行う展示棟が2008年10月に開館した。同時に、考古学的調査による出土遺物を収蔵する収蔵庫を建設し、各種調査及び保護措置のデータ集積等を行なうための「遺産活用室」を開設した。
- ・石見銀山世界遺産センターに駐車場を設け、ここと遺産内とを結ぶバス路線を開設した。このパーク・アンド・ライドシステムの導入により、遺産の区域内への自家用車の乗り入れを制御し、環境負荷を下げることが可能となった。
- ・民間の遺産解説ガイド「石見銀山ガイドの会」では、2007年以降、人員を40名増員し、合計80名で、有償と無償の説明を常時実施している。

(3) 歴史的建造物の保存事業の継続について

- ・2007年4月から2009年3月までの間に、歴史的な建造物の修理事業を24件、一般建築の修景事業14件を実施した。これらの修理修景事業の大半は、大田市伝統的建造物群保存地区審議会の助言の下に、文化庁及び島根県の技術指導及び財政援助を得て実施している。
- ・2006年12月に、大森・銀山における電線の地中埋設事業に着手した。埋設工事は、地下構造の保存に十分配慮して行なうものであり、2011年3月まで全工程を完了する予定である。
- ・2009年3月に、羅漢寺五百羅漢（1-F）の岩盤斜面崩落を未然に防ぐ岩盤縫地工事を完了した。

(4) 詳細な考古学的計画の開発について

- ・石見銀山世界遺産センターでは、「石見銀山遺跡調査活用委員会」の指導・助言の下、所属する専任職員が客員研究員11名とともに、「最盛期石見銀山の復元」を主題とする調査研究に継続して取り組んでいる。
- ・汚染に関するモニタリングとして、島根県・大田市では、植生調査及び世界遺産の区域内及びその緩衝地帯内に生息する希少種コウモリの生態調査を継続して実施している。ま

た、専門家を招いて石材の風化防止のための検討会を実施し、保護管理の強化を進めている。水質汚染は、現時点においても発生していない。

(5) 新しい自動車道と陶土採掘に対する計画の策定について

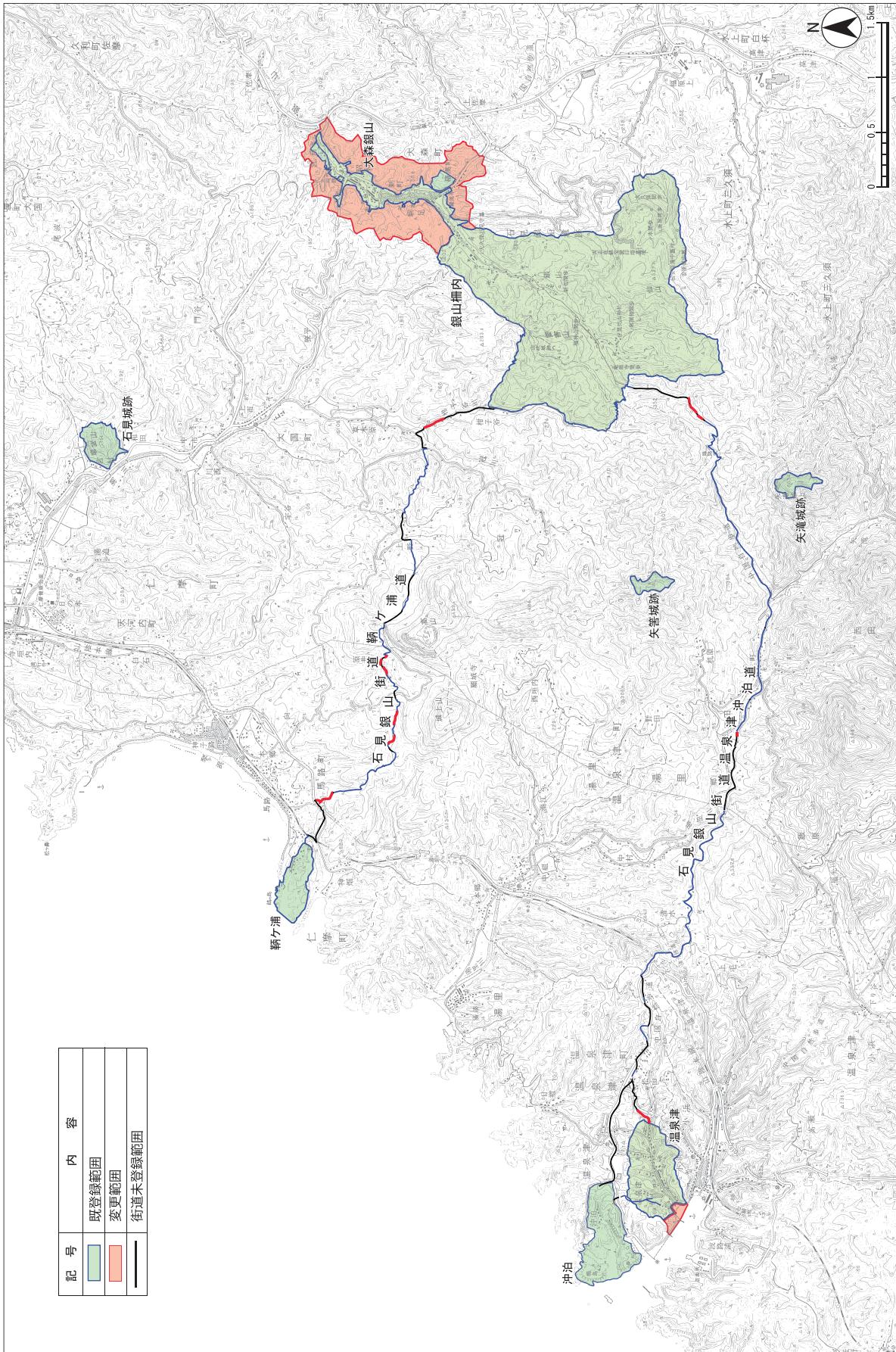
- ・新しい自動車道については、その敷設が地下構造、景観、自然環境等に影響を及ぼすことがないよう、工法、位置、材質、意匠等について、国・島根県・大田市の間で綿密な協議を行い、事業を進めている。
- ・陶土採掘については、事業者への周知を徹底しているため、世界遺産の区域内はもとより、その緩衝地帯内においても採掘の申請はない。

(6) 鉱山遺跡のテーマ別研究の実施について

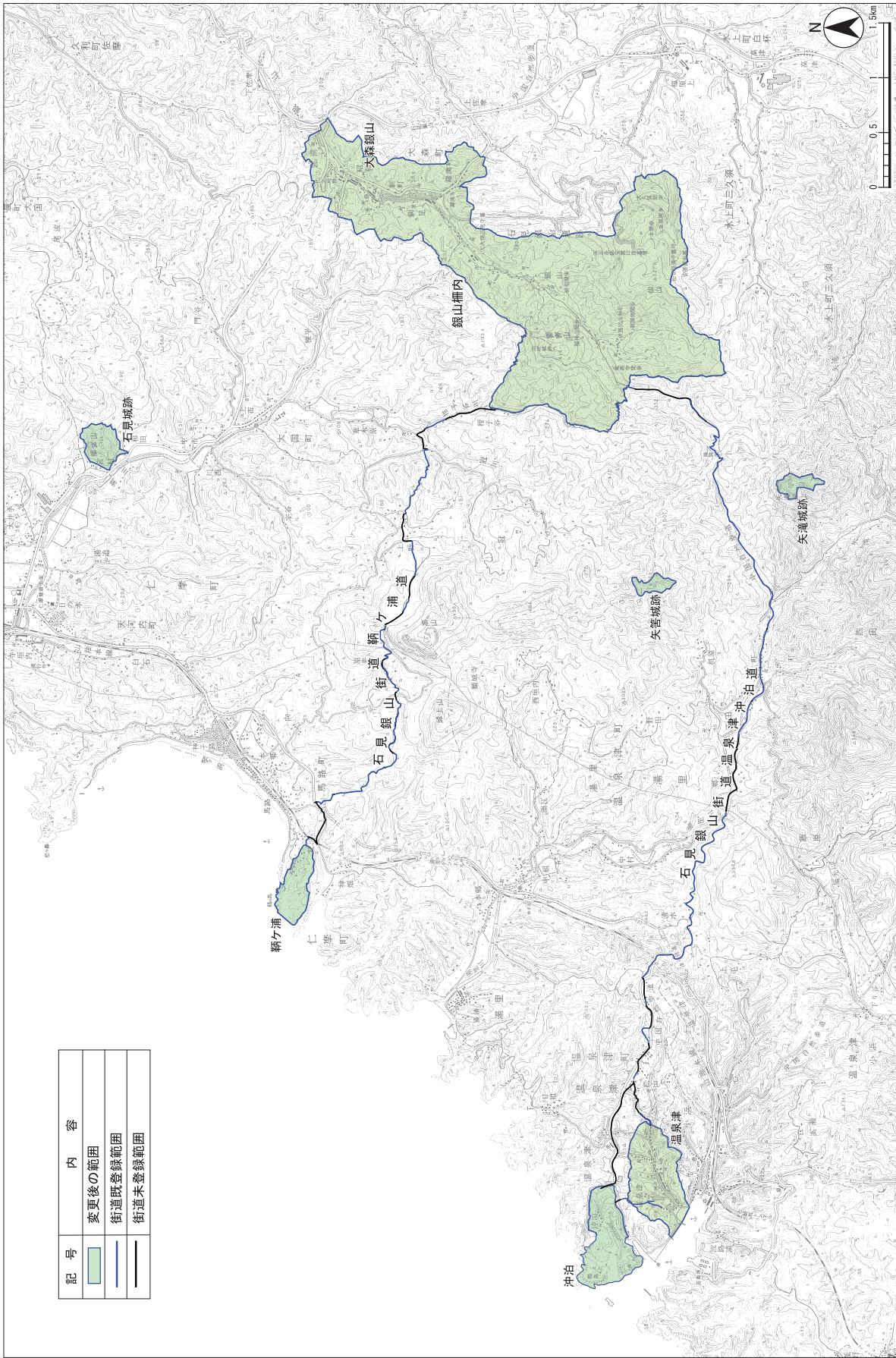
- ・石見銀山世界遺産センターの所属専任職員及び客員研究員が、東アジアの鉱山比較研究に着手した。現在は、朝鮮半島及び中国における鉱山の資料収集を行っているところである。

日本国では、文化庁、島根県、大田市の協力の下、変更を申請する範囲も含め、今後も「石見銀山遺跡とその文化的景観」の適切な保護に努めてまいりたい。

添付資料



添付資料 1-1 変更前後の比較図



添付資料
1-2 変更後の全体図

大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき、大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

序

かつて、世界にその名を轟かせた石見銀山遺跡は、現代に数多くの文化財が伝えられており、地域住民の努力によって極めて良好に保存されている。

石見銀山遺跡に関する文化財には、仙ノ山を中心に約400年にわたって銀を産出した鉱山遺跡と、その銀山を背景に江戸時代を通じて石見銀山御料の政治・経済の中核にあった大森の町並み、銀鉱石の積み出し、あるいは採掘に必要な食料・物資の搬入港として栄えた鞆・沖泊・温泉津の港湾や町並み、それらを繋ぐ街道とさらに戦国期において銀山攻防戦の舞台となった城跡等があげられる。

この保存計画は、石見銀山遺跡の歴史を今日に伝える伝統的建造物群の保存について基本計画及びその他必要な事項を定め、保存地区はもとより石見銀山遺跡周辺における地域文化の発展を図ろうとするものである。

なお、大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区は、江戸時代の旧佐摩村に包括される銀山町の一部（下河原・休谷）と大森町及び大森町が発展した羅漢町・明治町（上佐摩下）を併せた地区であり、石見銀山遺跡の一部を構成するものである。

I 保存地区の保存に関する基本計画

1. 保存地区の概要

(1) 石見銀山の歴史

石見銀山の本格的な採鉱は大永6年（1526）博多の商人である神屋寿禎による開発から始まり、天文2年（1533）には「灰吹法」が導入されたことで産銀量が著しく増加した。16世紀以降、東アジア圏域の国際貿易は日本銀と密接に関連しており、その多くが石見銀山産であった。

石見銀山の開発期から繁栄期は、歴史的にみると戦国時代から江戸時代初期と重なっている。このため戦国期には大内・尼子・毛利などによる争奪戦が行われ、永禄5年（1562）に毛利氏の支配が確定した。その後、慶長5年（1600）には徳川氏の支配下に置かれ、慶長8年から江戸時代を通じて周辺の約150ヶ村を併せた銀山附御料が、幕府直轄地となった。

明治期以降は、民間の経営による大森鉱山として主に銅が採掘された。大正12年（1923）に休山となつたが、約400年にわたる遺構は良好に残されている。

(2) 保存地区の沿革

「銀山町」

仙ノ山一帯に拡がっていた銀山町のうち、下河原、休谷を保存地区としている。

16世紀前半の石見銀山開発当初は、採掘・製錬に携わる人々の集落が仙ノ山山頂の石銀に形成されたとみられる。やがて採掘場が中腹から山裾に拡がるのに伴い、集落も山頂から大谷・

休谷・本谷など各谷筋に沿って山裾まで拡がった。仙ノ山と向かい合う山吹城の大手にあたる休谷には支配の中心となる役所が設けられ、その周辺には「上市場」「魚店」「千京」などの地名が残っている。このことから商業も盛んであったことが伺え、支配関連施設が置かれた休谷を中心として相当規模の銀山町が形成されたことが推定される。

また、銀山町の背後の山には多数の墓石が存在していたが、これらは山裾に設けられた寺院に附属する墓地内に収められている。これら墓地群の中からは元亀3年（1572）銘の組合せ宝筐印塔が発見されるなど、16世紀後半には周囲の山の土地利用が進められていたとみられる。

石見銀山が徳川氏の支配下に置かれると、幕府は仙ノ山一帯を柵で囲み、口番所を配置して管理を強化した。「元和年間石見国絵図」（元和年間：1615～1624）に仙ノ山を囲む柵内の谷々に町並みが描かれている。柵内にあった奉行所が大森町の現位置に移転されると、銀山町は鉱山集落としての性格を強めていった。

近代に入り、明治大正期には藤田組による鉱山経営が行われ、鉱山関係者などが居住していたが、大正12年（1923）に大森鉱山は休山となった。この時の労働者数は255人であったことが知られる。

「大森町」

大森町は銀山町の北隣に位置している。大森町はいくつかの時期に分かれて形成・発展したものと考えられる。

まず16世紀における石見銀山の開発とともに、銀山町の中心部である休谷から大田方面へ延びる谷筋に町が形成された。この谷には銀山町と大田方面を結ぶ街道が通っており、大森町の南端に位置し銀山への入り口にあたる「駒足」は、16世紀末頃に物資への課税である駒足銭（税）を徴収していたことによる地名とされる。これにより大森町が中世における物資の流通に関わる町であったことを伺わせる。「駒足」から大田方面へ約1キロメートル離れた大森町の北端には、天正5年（1577）、毛利氏によって現在地へ遷座造営されたと伝えられている城上神社がある。神社周辺を発掘調査した結果、16世紀後半の建築物跡や17世紀初頭の製錬所跡等が確認されており、駒足から城上神社にかけて街道筋に大森町が形成されていたと考えられる。

ついで江戸時代に入ると大森町は陣屋町へとその性格を変えていく。「正保二年石見国絵図」（1645）によると、銀山町にあった御運上藏は大森町に移転されている。また、二代奉行竹村丹後守の頃に陣屋（奉行所）が現在地に移されたと伝えられていることなどから、17世紀前半において、幕府は計画的に銀山町を鉱山町に、大森町を陣屋町に分けたと考えられている。

陣屋（奉行所）の周辺には向陣屋・中間長屋・十歩番所など支配関連施設が配置され、銀山附御料支配の中心地としての体裁が整えられた。こうして陣屋を中心とする町並みの北の部分が計画的に整備され、既にあった駒足との間の町並みに役人が移り住んで、武家住宅と町家が混在する町並みが形成されたと考えられる。「正保二年石見国絵図」には、町の南北端に「中通大森上口」「中通大森下口」と表記された番所が配され、屋根が連なる大森町が描かれている。

一方、町並みの背後の山裾に寺院が設けられ、これに附属して墓地が形成された。大森町の周囲の山において確認された墓石のうち、最古級の造墓年は正寿寺墓地の元和7年（1621）銘の一石宝筐印塔であり、後背の山々の土地利用が少なくとも17世紀初期には始まっていたと推定される。

17世紀後半以降になると産銀量が減少し始める。これに伴って大森町は陣屋町の性格をさら

に強めることになる。18世紀にはいると陣屋（代官所）に納められる年貢を検査・秤量する掛屋や銀山附御料六組と代官所を取り次ぐ役割を担う郷宿を、重立衆と呼ばれる大森町の主だった町人が務めるようになるなど、支配機構の一部を町人が担う制度が確立され、大森町は銀山附御料支配の中心地として発展する。

明和3年（1766）には大森町の南端である駒足から東に位置する岩山に、五百羅漢の造像造窟が完成し、それに先だって羅漢寺が建立される。これによって代官所から仙ノ山へ通じる街道から羅漢寺に向かって枝分かれする門前町が形成された。

このように、中世において流通の町であった大森町は、17世紀に入ると陣屋町へと変容し、18世紀にはその性格がより強まり、この時期に大森町は現在の町並みとほぼ同じ規模になった。

大森町の人口は、延宝6年（1678）120戸425人、元禄5年（1692）180戸719人、天保9年（1838）260戸1099人と増加傾向にある。こうした人口動態を反映して周囲の山を利用した墓地は18世紀以降急増している。山腹の墓石数増に見られるように、18世紀以降において周囲の山への土地利用が拡大していったと考えられる。

寛政12年（1800）、大森町は大火によって駒足の一部を残して町の大半を焼失した。記録ではこの大火で「武家61軒、社家4軒、寺院5ヶ所、町家219軒、都合289軒、外に土蔵26ヶ所」が焼失し、「武家8軒、寺院8軒、町家80軒」が火災を免れたとある。大火の後代官所から、普請の際は板葺・瓦葺にすることを求める触書が出され、代官所の隣に火除地を確保するなどの対策も執られた。

江戸時代末期に至ると銀山附御料は、慶応2年（1866）7月の第二次長州戦争による長州軍の進攻によって徳川幕府による支配が終わり、明治2年（1869）には全国的な廃藩置県に先立って大森県庁が置かれたが、同3年（1870）浜田県の発足によって大森県は廃止された。

続いて、代官所跡には邇摩郡役所が置かれ、さらに郵便局、税務署、警察署、裁判所などの公的機関や金融機関が町の中に順次設置されるなど、近代においても引き続き政治・経済の中心的役割を果たした。

明治20年代に羅漢寺から南東へ延びる谷筋に国道（現在は市道）が開通して以降、道沿いには建築物が建てられ、町並みが形成された。この一帯は明治町（現在は上佐摩下）と呼ばれ、旅館、桶屋、鍛冶屋、醤油醸造などが営まれ、町の北東斜面の谷筋には瓦製造のための登り窯が設けられていた。近代における大森町の発展の歴史を示している町である。

銀山町と大森町及び羅漢町・明治町をその範囲とする佐摩村は、明治22年（1889）に邇摩郡大森村に改称し、さらに明治36年には邇摩郡大森町に改称された。

明治20年代から始まった民間の経営による大森鉱山は、大正12年（1923）に休山する。それ以降は人口が減り始め、郡役所、警察署、大森区裁判所などの行政機能は、昭和20年代までの間に順次縮小或いは移転された。さらに邇摩郡大森町は昭和31年大田市に編入合併され、平成17年に温泉津町、仁摩町と合併して現在の大田市となった。

近代以降の大森町の人口推移をみると、明治22年2,594人、昭和5年1,728人、昭和22年1,816人、昭和40年982人、昭和60年583人、平成19年422人、となっており、鉱山の休山と昭和30年代以降の全国的な過疎化による人口減少が顕著である。

（3）保存地区の現状

「銀山町」

銀山町の出入り口にあたる蔵泉寺口番所近くに大田市指定（以下「市指定」という。）史跡

となっている武家屋敷がある。建築物は建築年代の新旧両極化が進むと共に建築物の連續性にはやや欠けるが、屋敷の地割を示す石垣や井戸などが多く残されている。屋敷の存在を裏付ける古地図などの史料が残されており、さらに戦国期の繁栄を窺うことのできる地名も現存する。建築物の存在しない土地は、畠、水田に利用されている場合もある。

寺院、神社は通りから後背の山裾に配置され、寺院には墓地が付属している。17世紀初頭建立と推定される西本寺山門（市指定建造物）、毛利元就を祀る豊栄神社（国指定史跡）、清水寺山門（市指定建造物）などに代表される社寺建築物がよく残されている。

この他にも嘉永2年（1849）銘の石碑に「銀山大盛祈願道場」と記されている龍昌寺跡、初代奉行となった大久保石見守が建立したと伝えられる大安寺跡など往時の銀山町を伝える信仰施設跡もある。

周囲の山は、このように信仰施設と墓地が設けられるとともに、耕作地としての土地利用もなされたが、戦後の過疎化などにより、耕作地は植林され、墓地も移転するなどして現在のように山林景観となっている。

仙ノ山の谷々から流れ出る水は、銀山川となって銀山町の景観の一部を形成しており、町の中を流れる用水などに利用されている。

なお、銀山町は史跡石見銀山遺跡に含まれており、豊栄神社など伝統的建造物群を構成する物件は、史跡の本質的価値を構成する要素でもあり、その保存管理については史跡石見銀山遺跡保存管理計画においても定められている。

「大森町」

大森町の建築物は1800年の大火以降の建築がそのほとんどを占める。

大森町北端には、城上神社（島根県指定（以下「県指定」という。）建造物）及び代官所跡（国指定史跡）がある。代官所跡には文化12年（1815）に普請された表門・門長屋が残り、その奥に明治35年建築の旧邇摩郡役所が建てられている。代官所跡周辺には中間長屋や銀山附役人宅、元禄16年（1703）に建立された勝源寺東照宮（市指定建造物）などがあり、銀山附御料支配の中心地としての面影を留めている。

代官所跡から仙ノ山方向に延びる一筋の通りには町家と武家屋敷が混在して町並みが形成され、背後の山裾に寺院、神社が配されている。

町家は主屋を通りに面して建てられ、木造2階建、切妻造棟瓦葺、平入が一般的である。最も一般的な規模は間口5間前後であるが、掛屋や郷宿などを務めた重立衆の間口6間を超える大規模な主屋から間口3間に満たない小規模な主屋まで規模は幅広い。これら町家のなかで町年寄・掛屋・郷宿などを勤めた熊谷家の住宅は重要文化財に指定され一般公開されている。郷宿であった町家は県指定史跡となっている。

武家屋敷は身分に応じて規模が異なる。代官所の役職において上層にあたる銀山附役人の屋敷の場合、道に面して門を開き、敷地を堀で囲い、奥まったところに主屋を配置し、主屋と堀の間は庭とする。銀山附役人に次ぐ同心を勤めた武家の場合は建物・敷地とも規模が小さくなる。武家屋敷のうち、銀山附役人を勤めた河島家の屋敷（市指定史跡）は一般公開されている。

土蔵や納屋などの付属屋は、武家屋敷の場合は主屋の背後に設けられる。町家では大規模な場合は主屋と土蔵を通りに並列させる例もあるが、武家屋敷と同様に主屋の背後に設けるのが一般的である。

町並みの東側に並行する道路は、明治20年代に開通した国道であり、現在は市道となっている。市道からは主屋背後の付属屋や敷地を画する塀、町並みを縫うようにして流れる銀山川などが眺望できる。

銀山川に架かる橋には、明治期に架けられた石造アーチ橋の羅漢町橋や昭和10年に架けられたコンクリート造の栄橋、現在も木造の橋で架け替えている箇所があり、伝統的な景観を構成している。

明治町は羅漢寺から南東へ延びる谷筋一帯を範囲とする。北東側の敷地の背後には岩山が迫っており、岩盤を削るなどして用地を確保している。また、斜面を降る雨水を排水するために山沿いの岩盤に溝を掘るなど工夫している。道路の南西側は、背後の山との間の平坦地を小川が流れている部分があり、各敷地は川を挟む形状となっている。

周囲の山には社寺とその跡や墓地、棚田状に整地された耕作地の跡、それらに付随する石垣・石段・石積み側溝、石切り場跡、町並みとそれらを結ぶ生活道などが残されている。

昭和30年代以降の過疎化等により、祭祀されない墓地が多くなり、棚田状の耕作地には植林が行われるなど、土地利用の形態は変化した。その一方で、古道や石切場跡、宅地を確保するため岩盤を開削した跡などの土地利用跡が残されている。

城上神社の東に位置する愛宕山山頂に城上神社元宮跡がある。この神社は永享6年（1434）にここに遷座され、天正15年（1577）に現在地に遷座・造営されたと伝えられている。羅漢寺本堂向かいの山裾には石窟が3カ所造られ、石造五百羅漢坐像などが安置されている。

保存地区とその周囲には文化財が集中しており、昭和32年（1957）には「大森町文化財保存会」が結成され、現在でも一年を通して活動を行っている。大田市立大森小学校においては、昭和43年（1968）に「石見銀山遺跡愛護少年団」が結成され、文化財の清掃・学習など継続して活動している。

昭和49年（1974）に行われた大森町の町並み保存対策調査の結果、町並みが良好な形で残されていることが分かり、その後代表的な建築物とその敷地が史跡として県指定文化財となった。昭和62年（1987）には大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定された。選定以降、官民協働で保存事業を進めている。

2. 保存に関する基本計画

（1）基本方針

石見銀山の歴史を背景とした町並みの特性を活かして、伝統的建造物群及びこれと一体をなす歴史的環境を保存するとともに、住民の生活環境の向上を図り、より充実した住環境の整備をめざす。

（2）保存地区の範囲及び面積

保存地区の範囲は、大田市大森町の一部とする。（別図のとおり）

保存地区面積 約162.7ヘクタール

（3）区域区分と伝統的建造物群の特性

保存地区は、その特性により次の2区域に区分し、別図のとおりとする。

A 大森区域

B 銀山区域

A 大森区域

大森区域は、蔵泉寺口番所跡から以北の大森町及び大森町が発展した羅漢町・明治町（上佐摩下）を範囲とする。

この区域では、寛政12年（1800）の大火前後から昭和20年代までの建築物が伝統的建造物群を構成している。伝統的建造物群は町家と武家屋敷が混在し、寺院等が伝統的建造物群の後背の山裾に設けられていることが特徴である。

町並みの北辺は、表門・門長屋が残る代官所跡とその周辺の向陣屋跡、銀山附役人宅、中間長屋など支配関連施設がよく残されており、陣屋町としての景観を最もよく表している。

代官所跡から南に延びる約1キロメートルの町並みを見てみると、町並みの中ほどにある観世音寺付近までは、町年寄や郷宿を勤めた重立衆の大規模な町家が所々に配された町並みが続いている。さらに南の町並みは銀山附役人や同心の武家屋敷と町家が混在している。

銀山附役人や同心の武家屋敷の場合は街道から奥まった場所に主屋を設け道に面して塀をたて、庭に設けているのに対し、町家は、街道に面して主屋を設けている。街道に面した建物に凹凸があるところがこの町並みの景観を特徴づけている。

街道に面して建つ町家の多くは切妻造桟瓦葺の主屋である。長屋など小規模な町家の場合は平屋建が見られるが、多くは二階建（つし二階・本二階）桟瓦葺を基本とし、主屋背面に土蔵や風呂・便所、納屋など付属屋を設けている。屋根には銀黒色の燻し瓦や石見地方特有の茶褐色の釉薬瓦が葺かれている。

外壁は妻壁を大壁とするのを一般的とし、建築年代や身分を反映して正面は真壁造・大壁造、仕上げは中塗仕上や漆喰仕上、軒裏を塗籠たり妻壁に袖壁を設けるなど様々な形式を見ることができる。

江戸時代末期から明治期に建築された主屋の外觀に關わる建具について見ると、出入口は板戸・障子か潜り戸付大戸で、座敷は雨戸・障子であるが、蔀戸を用いた建築物も見られる。明治中期以降になると建築当初からガラス戸が使用されるようになる。

一方、銀山附役人宅などの武家屋敷は、連続する町家の間に建てられている。町家に比して、敷地を広く取って土塀を巡らし、門を開き、平屋建、切妻造桟瓦葺、平入で式台を有する主屋を配置する。また町家と同じく主屋の背面に土蔵や風呂・便所などの付属屋が設けられている。

明治に入ってから建築された公的施設は、明治23年（1890）建築の旧大森区裁判所や明治35年（1902）建築の旧邇摩郡役所があり、前者は擬洋風、後者は和風を基調とした建築で、現在それぞれ活用されている。

明治町（上佐摩下）には、昭和初期に建築された総二階建の町家も見られる。また、現在空地となっているところには近年まで建築物があったことが分かっており、地割をよく残している。

周囲の山には、社寺などの信仰施設やその跡、寺院に附属する墓地とこれらに付随する石段など工作物が残されており、伝統的建造物群を構成している。

B 銀山区域

銀山区域は北端の蔵泉寺口番所跡から南端の新切間歩付近までの銀山町を範囲とする。

近代に至って鉱山の衰退に起因して徐々に建築物が減少した。明治期の建築物を中心に伝統的な建築物が部分的に連続するほか、地割を良く残すと共に社寺や石造物などが多くあって、石見銀山の開発以来の町としての歴史的な景観を良く伝えている。

また、銀山川は昭和18年の水害によって一部流路を変更しているものの、川が町並みを縫つて流れ、周囲の山林景観とともに自然景観と歴史的景観を窺わせる。

II 伝統的建造物及び環境物件の特定

保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）並びに伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）を下記の区分によって特定し、保存を図る。

1. 伝統的建造物

(1) 建築物 別表 1

保存地区の伝統的な建築様式の諸特性をよく表していると認められる町家、武家屋敷、土蔵、社寺、塀等の建築物で、概ね昭和20年代までに建てられたもの。

(2) 工作物 別表 2

歴史的風致の維持に寄与している、または伝統的工法による工作物の諸特性をよく表していると認められる石垣、石段、石碑、井戸等。

2. 環境物件 別表 3

伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる自然や土地に関する物件。

III 保存地域内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

1. 保存整備の方針

保存地区全域について、歴史的風致の保存を目的としてそれぞれの区域の伝統的建造物等の修理、環境物件等の復旧、整備、伝統的建造物以外の建築物等の修景に努め、さらに空閑地の適正な利用を図るとともに、住民の生活環境の整備を行う。

A 大森区域

伝統的建造物及び環境物件については固有の景観特性を良好に維持することに努め、可能な限り伝統的手法によって修理、復旧、整備を図る。

建築物等の新築・増改築等については、周囲の歴史的風致を阻害しないよう調和を図る。

建築物の修理や空閑地への新築・増改築等に際しては、地下遺構の確認を行い、必要に応じて保存を図る。

B 銀山区域

伝統的建造物及び環境物件はその特性をふまえ、基準に従って修理、復旧、整備を行う。建築物等の新築・増改築等については、周囲の歴史的風致との調和を図る。

土地の利用については現状を維持することに努める。また、史跡指定地域と重複していることから、建築物等の新築・増改築等に加え、土地の形状変更に際してはあらかじめ発掘調査等を行い、地下遺構の確認ならびに保存に努める。

2. 伝統的建造物の修理

伝統的建造物については、建築当初の形式、その後の改造の経過を明らかにし、伝統的形式を尊重し、主としてその外観（それと密接な関係を有する内部を含む。）を維持するための修理を行い、また伝統的形式にそぐわない改造が加えられたものは、建築当初への復原を基本として修理を行う。別に定める「修理基準」に従って適切に修理を行う。

3. 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、あるいは色彩の変更については、保存地区の歴史的風致を損なうものでないこととし、別に定める「許可基準」「修景基準」を適切に運用して修景を行う。

また修景の際に、その敷地に建っていた伝統的な建築物が明確な資料で確認できる場合は、外観の再現に努める。

4. 環境物件等の保存整備・復旧

環境物件等の保存整備については、必要に応じて管理、修理又は復旧を行う。

5. 地下遺構の保護

保存条例第6条に掲げる行為については、伝統的建造物群および伝統的建造物群と一体をして価値を形成している環境に密接に関係する地下遺構の保護に努める。

IV 建造物及び環境物件にかかる助成措置等

1. 助成措置等

保存計画に基づいて実施される事業に関しては、保存条例第14条及び同条例施行規則第9条の規定に基づき、特に必要と認められる範囲において市は自ら保存のため適当な措置を行い、又は事業者等に対し予算の範囲内においてその経費の一部を補助する。助成措置は別に定める補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

2. 技術的支援等

修理、復旧、整備及び修景を適切に進めるために、技術的支援を必要に応じて行う。また修理等に必要と認められる資材については、これを提供することができる。

V 保存地区の保存のために必要な管理施設等の整備計画

1. 管理施設等の整備

保存地区の管理運営のため、大田市町並み交流センターを情報収集および情報発信の拠点とする。また標識・説明板・案内板等を、歴史的風致に配慮し設置する。資材置き場を確保し、瓦など再利用可能な材料の保管を図る。

2. 防災施設等の整備

防火貯水槽及び消火栓の維持管理に努める。また消防署ならびに消防団の協力を得て、住民

による消火設備の操作方法の習得を図り、初期消火に努める。

3. 電柱、広告物等の整備

電柱、架線等は、歴史的風致を阻害しないよう地下埋設や移設を図る。広告物等については、規模、材質、設置場所等に関する協議を行い、歴史的風致の保全に努める。街路灯に関しては歴史的風致と調和する形式とする。

4. 交通、駐車場等の整備

道路や側溝の整備に際しては、歴史的風致との調和に配慮することとする。また車両通行の制限を図り交通安全に努める。その他交通安全施設の設置に際しては、歴史的風致と調和した形式とする。

保存地区内の駐車場については必要最小限とし、必要と認める場合には伝統的な敷地割に配慮しつつ適切な位置に設け、歴史的風致との調和を図る。

観光目的の乗用車やバス等については、地区外に設ける駐車場に誘導し、徒步又は公共交通機関等により保存地区へ向かう交通方式を実施することとする。

5. 伝統的建造物の公開・活用

保存地区内の代表的な建造物を公開・活用し、伝統的な生活様式や文化の学習の場とする。

6. 下水道等

歴史的風致を守るうえで重要な河川の浄化を進めるため、今後の需要見込みを勘案して整備を図る。

7. 河 川

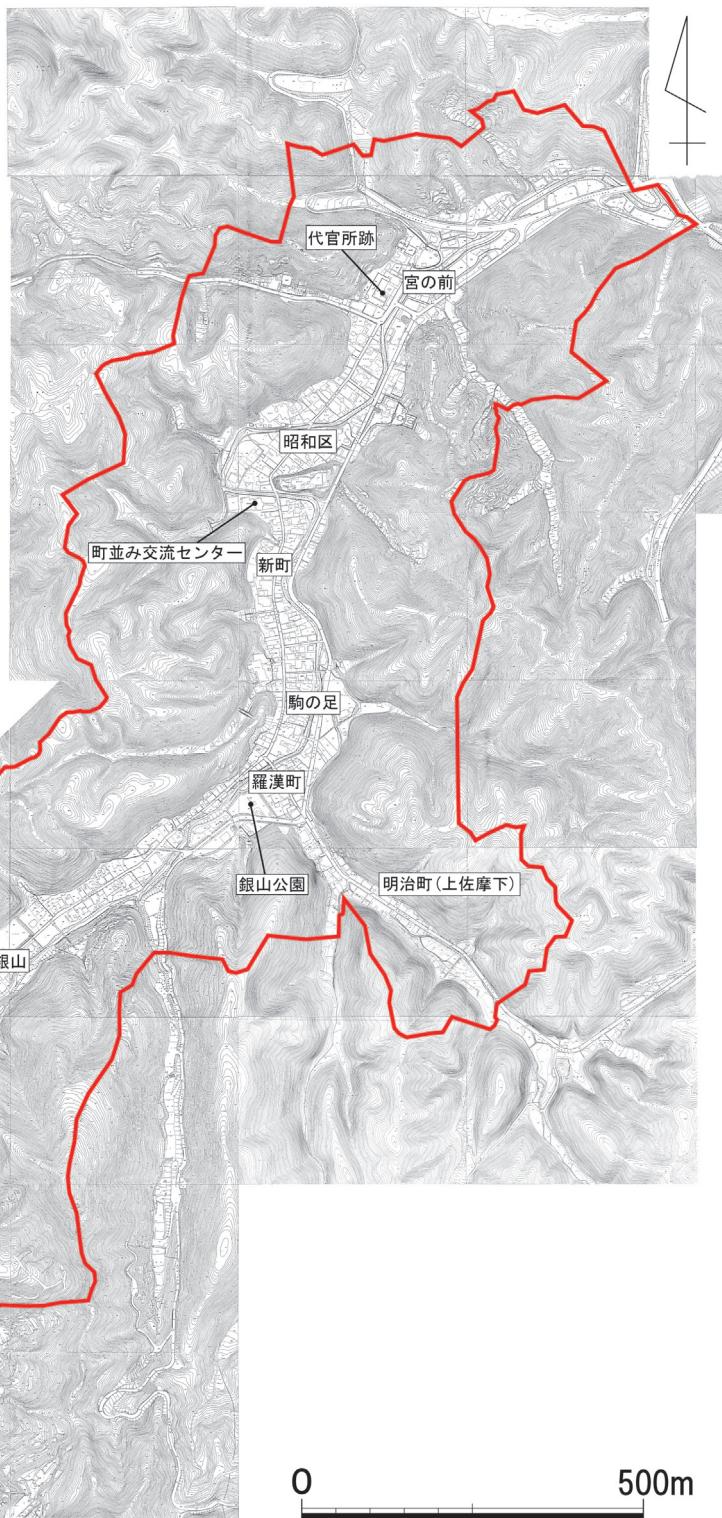
河川については歴史的風致の重要な構成要素のひとつであり、護岸の修理・復旧などに際しては、基本的に再用もしくは周辺で産出される石材を使用することとする。

8. その他

住民生活に必要な屋外設備は必要最小限とし、歴史的風致を損ねている状態にあるものについては修景を行う。

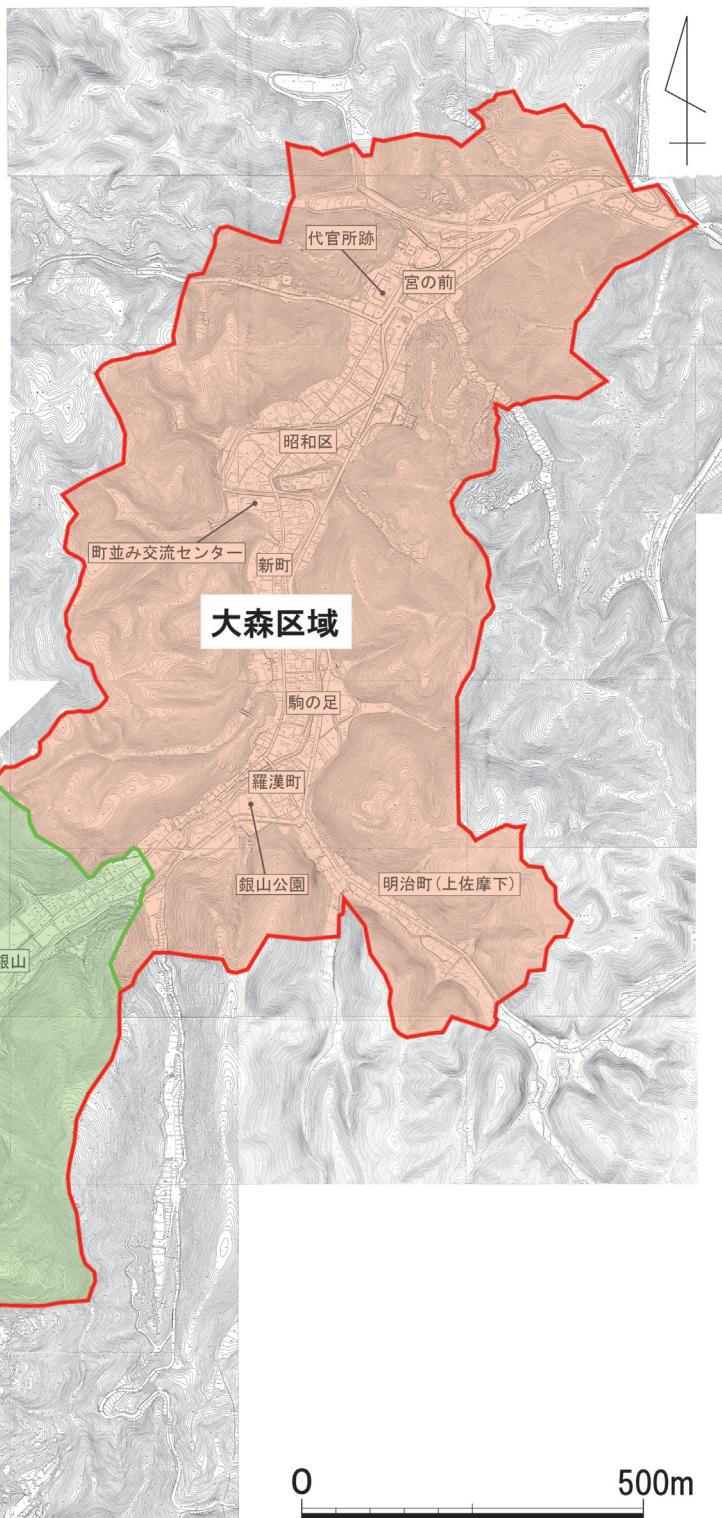
大田市大森銀山 伝統的建造物群保存地区

内 容	
――	今回選定範囲
面 積	約 162.7 ha



大田市大森銀山 伝統的建造物群保存地区

	内 容
	大 森 区 域
	銀 山 区 域



別表1 建築物一覧

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
1	主屋	1棟	イ 1 6 2	
2	主屋	1棟	ハ 2 2 - 1他	
2	主屋	1棟	ハ 2 2 - 1他	
2	主屋	1棟	ハ 2 2 - 1他	
3	主屋	1棟	ハ 5 8	
4	主屋	1棟	ハ 5 9	
5	主屋	1棟	ハ 6 3	
6	主屋	1棟	ハ 6 3	
7	主屋	1棟	ハ 6 3	
8	土蔵	1棟	ハ 6 3	
9	納屋	1棟	ハ 6 3	
10	土蔵	1棟	ハ 6 3	
11	土蔵	1棟	ハ 6 3	
12	主屋	1棟	イ 3 6 2	
13	主屋	1棟	イ 3 6 8	
14	主屋	1棟	ハ 4 - 1	
15	主屋	1棟	ハ 4	
16	主屋	1棟	ハ 5 1 - 6	
17	物置	1棟	ハ 5 1 - 6	
18	代官所門長屋（付塀）	1棟	ハ 5 1 - 2	
19	主屋（旧郡役所）	1棟	ハ 5 1 - 2	
20	物置	1棟	ハ 5 3 - 1	
21	主屋	1棟	ハ 5 6	
22	物置	1棟	ハ 5 6	
23	物置	1棟	ハ 5 6	
24	物置	1棟	ハ 5 6	
25	主屋	1棟	ハ 6 0	
26	主屋	1棟	ハ 6 1 - 2	
27	主屋	1棟	ハ 6 2 - 1	
28	主屋	1棟	ハ 6 2 - 2	
29	納屋	1棟	ハ 7 2 - 3	
30	土蔵	1棟	ハ 7 2 - 1	
31	主屋	1棟	ハ 7 4	
32	主屋	1棟	ハ 7 8 - 1	
33	主屋	1棟	ハ 7 8 - 2	
34	主屋	1棟	ハ 8 0	
35	土蔵	1棟	ハ 8 0	
36	工場	1棟	ハ 8 5	
37	主屋	1棟	ハ 8 6	

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
38	主屋	1棟	八 8 9 - 1	
39	主屋	1棟	八 9 2	
40	主屋	1棟	八 9 4	
41	物置	1棟	八 1 0 1 - 2	
42	主屋	1棟	八 7 1	
43	主屋	1棟	八 7 1	
44	主屋	1棟	八 7 1	
45	主屋	1棟	八 7 5	
46	主屋	1棟	八 7 9 - 1	
47	主屋	1棟	八 8 2	
48	物置	1棟	八 8 2	
49	土蔵	1棟	八 8 2	
50	墀	1面	八 8 2	
51	主屋	1棟	八 8 4	
52	主屋	1棟	八 8 7	
53	主屋	1棟	八 9 5	
54	土蔵	1棟	八 9 5	
55	主屋	1棟	八 9 6	
56	主屋	1棟	八 1 0 0	
57	主屋	1棟	八 1 0 2	
58	主屋	1棟	八 1 0 3	
60	主屋	1棟	八 1 0 4 - 2	
61	主屋	1棟	八 1 0 6	
62	主屋	1棟	八 1 0 6	
63	主屋	1棟	八 1 0 9	
64	土蔵	1棟	八 1 0 9	
65	主屋	1棟	八 1 1 1	
66	土蔵	1棟	八 1 1 1	
67	土蔵	1棟	八 1 1 1	
68	主屋	1棟	八 1 1 3	
69	土蔵	1棟	八 1 1 3	
70	主屋	1棟	八 1 1 8 - 2	
71	主屋	1棟	八 1 2 3	
72	主屋	1棟	八 1 2 4	
73	主屋	1棟	八 1 2 9	
74	主屋	1棟	八 1 3 2	
75	主屋	1棟	八 1 3 2	
78	主屋	1棟	八 1 4 4	
79	主屋	1棟	八 1 4 4 - 1	
80	主屋	1棟	八 1 4 5	

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
81	主屋	1棟	イ489	
82	土蔵	1棟	イ489	
83	主屋	1棟	ハ110	
84	納屋	1棟	ハ110	
85	主屋	1棟	ハ111	
86	主屋	1棟	ハ112	
87	主屋	1棟	ハ117	
88	主屋	1棟	ハ117	
89	主屋	1棟	ハ125, ハ125-1	
90	主屋	1棟	ハ127	
91	主屋	1棟	イ538-2	
92	土蔵	1棟	イ538-2	
93	主屋	1棟	ハ135-1	
94	主屋	1棟	ハ135-2	
95	主屋	1棟	ハ141	
96	主屋	1棟	ハ142-1	
97	主屋	1棟	ハ142-3	
98	主屋	1棟	ハ142-4	
99	主屋	1棟	ハ147	
100	土蔵	1棟	ハ147	
101	主屋	1棟	ハ150	
102	主屋	1棟	ハ151	
103	土蔵	1棟	ハ153-1	
104	主屋	1棟	ハ155-2	
105	主屋	1棟	ハ156	
106	主屋	1棟	ハ158	
107	主屋	1棟	ハ159	
108	土蔵	1棟	ハ159	
109	土蔵	1棟	ハ159	
110	物置	1棟	ハ159	
111	主屋	1棟	ハ162	
112	主屋	1棟	ハ164	
113	土蔵	1棟	ハ164	
114	主屋	1棟	ハ168	
115	主屋	1棟	ハ169-1	
116	主屋	1棟	ハ170-1	
117	納屋	1棟	ハ170-1	
118	主屋	1棟	ハ171-3	
119	主屋	1棟	ハ171	
120	主屋	1棟	ハ171-1	

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
121	主屋	1棟	八 1 7 4 - 1	
122	主屋	1棟	八 1 7 6 - 1	
123	主屋	1棟	八 1 7 8	
124	土蔵	1棟	八 1 7 8	
125	主屋	1棟	八 1 8 0	
126	土蔵	1棟	八 1 8 0	
127	塀	1面	八 1 8 0	
128	主屋	1棟	八 1 8 3	
129	土蔵	1棟	八 1 8 3	
130	主屋	1棟	八 1 8 3	
131	主屋	1棟	八 1 8 3 - 1	
132	主屋	1棟	八 1 8 7	
133	主屋	1棟	八 1 4 8	
134	主屋	1棟	八 1 5 2	
135	主屋	1棟	八 1 5 2	
136	主屋	1棟	八 1 5 4 - 1	
137	主屋	1棟	八 1 5 7	
138	主屋	1棟	八 1 6 1	
139	主屋	1棟	八 1 6 5	
140	主屋	1棟	八 1 7 2	
141	物置	1棟	八 1 7 2	
142	主屋	1棟	八 1 7 3 - 2	
143	主屋	1棟	八 1 7 3 - 3	
144	主屋	1棟	八 1 7 3 - 4	
145	主屋	1棟	八 1 8 1	
146	主屋	1棟	八 1 8 2	
147	主屋	1棟	八 1 8 4	
148	主屋	1棟	八 1 8 8	
149	主屋	1棟	八 1 8 9	
150	主屋	1棟	八 1 9 0 - 1	
151	主屋	1棟	八 1 9 1	
152	物置	1棟	八 1 9 1	
153	主屋	1棟	八 1 9 2	
154	主屋	1棟	八 1 9 4 - 1	
156	主屋	1棟	八 1 9 9	
157	主屋	1棟	八 2 0 4	
158	主屋	1棟	八 2 0 5	
160	主屋	1棟	イ 7 9 0	
161	主屋	1棟	イ 7 9 2 - 1, イ 7 9 3 - 1	
162	主屋	1棟	イ 8 1 3	

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
163	主屋	1棟	イ813	
164	主屋	1棟	イ812	
165	主屋	1棟	イ811	
166	主屋	1棟	イ809	
167	主屋	1棟	イ808	
168	主屋	1棟	ニ4-3	
169	土蔵	1棟	ニ4-3	
170	主屋	1棟	ニ6	
171	主屋	1棟	ニ9	
172	主屋	1棟	ニ10	
173	主屋	1棟	ニ12-1	
174	主屋	1棟	ニ15	
175	主屋	1棟	ニ58	
176	主屋	1棟	ニ59	
177	浴室 便所	1棟	ニ59	
178	納屋	1棟	ニ64	
179	主屋	1棟	ニ67	
180	主屋	1棟	ニ109	
182	主屋	1棟	ニ57-4	
184	主屋	1棟	ニ70-1	
185	納屋	1棟	ニ70-1	
186	主屋	1棟	ニ73	
187	主屋	1棟	ニ80	
188	主屋	1棟	ニ84	
189	主屋	1棟	ニ89	
190	物置	1棟	ニ108	
191	主屋	1棟	ハ41	
192	主屋	1棟	イ705-1	
193	主屋	1棟	イ705-5	
194	主屋	1棟	イ708-2	
196	主屋	1棟	イ609	
197	主屋	1棟	ハ12-1	
198	納屋	1棟	ハ13	
199	納屋	1棟	ハ9-1	
200	主屋	1棟	ハ7	
202	土蔵	1棟	ハ7	
203	主屋	1棟	ハ42	
204	物置	1棟	ハ42	
205	主屋	1棟	ハ65	
206	主屋	1棟	イ1382	

番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
207	主屋	1棟	イ 6 8 9 - 2	
208	土蔵	1棟	イ 7 0 8 - 1	
209	主屋	1棟	イ 7 6 8	
210	主屋	1棟	イ 7 9 2	
211	主屋	1棟	ハ 2 0 6 - 2	
212	主屋	1棟	ハ 3 6	
213	土蔵	1棟	ハ 3 5	
214	主屋	1棟	イ 1 4 7 7	
215	主屋	1棟	ハ 7 9	
216	主屋	1棟	イ 7 9 2	
217	土蔵	1棟	イ 3 6 2	
218	主屋(離れ)	1棟	ハ 1 7 0 - 1	
219	塀	1棟	ハ 1 5 7	
220	塀	1棟	ハ 1 4 7 - 1, 2	
221	塀	1棟	ハ 1 4 8 - 1	
222	塀	1棟	ハ 1 4 2 - 4	
223	主屋	1棟	イ 3 5 4	
224	土蔵	1棟	イ 3 5 4	
225	主屋	1棟	ニ 6 0 - 3	
226	離れ	1棟	ハ 1 5 5 - 1	
227	主屋	1棟	ニ 8	
228	主屋	1棟	イ 8 7 1 - 1	
229	主屋	1棟	イ 8 7 1 - 1 7	
230	主屋	1棟	イ 8 7 4 - 2	
231	主屋	1棟	イ 8 7 4 - 2	
232	主屋	1棟	イ 8 7 4 - 3	
233	主屋	1棟	イ 8 7 4 - 4	
234	主屋	1棟	イ 8 6 7 - 6	
235	主屋	1棟	イ 8 7 3 - 7	
236	主屋	1棟	イ 8 7 3 - 8	
237	主屋	1棟	イ 8 7 4 - 1 2	
238	主屋	1棟	イ 8 7 9	
239	離れ	1棟	ハ 9 - 1	
240	土蔵	1棟	ハ 9 - 1	
241	主屋	1棟	イ 8 7 1 - 9	

別表1 建築物一覧（社寺建築物）

番号	種 別	因数	所 在 地	備 考
1	城上神社 拝殿	一棟	イ 1 4 7 7	
2	城上神社 本殿	一棟	イ 1 4 7 7	
3	城上神社 宝庫	一棟	イ 1 4 7 7	
4	城上神社 脇社	一棟	イ 1 4 7 7	
5	勝源寺 本堂	一棟	イ 4 3 0 - 1	
6	勝源寺 庫裏	一棟	イ 4 3 0 - 1	
7	勝源寺 東照宮	一棟	イ 4 3 0 - 1	
8	勝源寺 四脚門	一棟	イ 4 3 0 - 1	
9	西性寺 本堂	一棟	イ 1 5 1 0	
10	西性寺 庫裏	一棟	イ 1 5 1 0	
11	西性寺 山門（付土塀）	一棟	イ 1 5 1 0	
12	觀世音寺 本堂	一棟	イ 1 3 8 3	
13	觀世音寺 山門	一棟	イ 1 3 8 3	
14	栄泉寺 本堂	一棟	イ 1 5 4 2	
15	栄泉寺 庫裏	一棟	イ 1 5 4 2	
16	栄泉寺 山門	一棟	イ 1 5 4 2	
17	安養寺 本堂	一棟	ホ 2 2 6	
18	清水寺 本堂	一棟	ニ 9 2	
19	清水寺 山門	一棟	ニ 9 2	
20	西本寺 本堂	一棟	ホ 2 0 9	
21	西本寺 山門（付土塀）	一棟	ホ 2 0 9	
22	豊栄神社 本殿	一棟	ホ 1 6	
23	豊栄神社 拝殿	一棟	ホ 1 6	
24	豊栄神社 随身門及び土塀	一棟	ホ 1 6	
25	井戸神社 拝殿	一棟	イ 1 3 7 2	
26	井戸神社 本殿	一棟	イ 1 3 7 2	
27	井戸神社 社務所	一棟	イ 1 3 7 2	

別表2 工作物一覧

番号	種 別	因数	所 在 地	備 考
3	井戸	1 か所	城上神社境内	
4	石段	1 か所	城上神社境内	
5	石垣	1 か所	城上神社境内	
6	石段	一基	勝源寺境内	
7	石垣	1 か所	勝源寺境内	
8	石段	一基	觀世音寺境内	
9	石垣	1 か所	觀世音寺境内北面	
10	石段	一基	西性寺境内	
11	石垣	1 か所	西性寺境内	
12	石垣	1 か所	ハ95 ハ98 ハ99 ハ100	
13	石垣	1 か所	銀山川河岸 (ハ105 イ490 イ490-1,2 イ487)	
14	井戸	1 か所	ハ136-2	
15	井戸	1 か所	ハ142-2	
16	石垣	1 か所	ハ142-2 ハ142-6 ハ142-7	
17	石垣	1 か所	銀山川河岸 (ハ164)	
18	石垣	1 か所	銀山河岸 (ハ171 ハ174-2 ハ176-2 ハ178-2 ハ178-4 ハ179)	
19	石積溝	1 か所	ハ169-1,2とハ170-1,2の間	
20	石垣	1 か所	栄泉寺境内	
21	井戸	1 か所	栄泉寺境内	
22	石積溝	1 か所	ハ167-3 ハ172の間	
23	石垣	1 か所	羅漢寺境内	
24	羅漢町橋	一基	市道銀山線	
25	石碑	一基	イ586-3	
26	石碑	一基	ニ18	
27	石碑	一基	ニ18-1	
28	井戸	1 か所	ニ37-2	
29	石碑	一基	ニ42	
30	石碑	一基	ホ43-5	
31	石垣	1 か所	ニ74 ニ75-1 ニ75 ニ76 ニ81 ニ81-1 ニ83の道路境	
32	石垣	1 か所	清水寺	
33	十六羅漢坐像	1 6 躯	清水寺	
34	石垣	1 か所	ニ102 ニ103 ニ107 ニ109 ニ112-2 ニ113の道路境	
35	井戸	1 か所	ニ112-2	

番号	種 別	因数	所 在 地	備 考
36	井戸	1 か所	ニ89	
37	地蔵	一躯	イ1525- 3	
38	石段	一基	イ1541-1	
39	石碑	一基	イ191-2	佐和華石碑
40	羅漢寺五百羅漢	一所	イ1415-2 イ803	石造五百羅漢 坐像・石窟3 所・石造釈迦 三尊3体・石 橋3基・石造 宝篋印塔

別表3 環境物件一覧

番号	種 別	因数	所 在 地	備 考
1	正寿寺跡	一カ所	イ1573	
2	蔵泉寺口番所	一カ所	イ1552-1,2,3 ニ2 ホ191-1,2	
3	薬師堂	一カ所	ホ196	
4	妙正寺跡	一カ所	ホ5-1,2,4,乙 ホ203	
5	大安寺跡	一カ所	ホ205 ホ205-1	
6	向陣屋跡	一カ所	ハ46 ハ47-1	
7	井戸神社跡	一カ所	ハ49 イ654-2	
8	大音寺跡	一カ所	イ1389-1,2,3,4	
9	城上神社元宮跡	一カ所	イ617 イ1353	
10	龍昌寺跡	一カ所	ホ215	

○ 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区における「修理基準」

保存地区内の伝統的建造物の修理については、大田市伝統的建造物群保存地区保存条例、同施行規則、及び大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、以下の基準によつて行うこととする。

1. 修理に際しては、伝統的建造物の特徴及び価値を良好に維持するため、あらかじめ伝統的建造物の破損状況、技法、変遷等について調査を行ったうえ、変遷に配慮した伝統的工法、材料、意匠、仕上げによることを原則とする。
2. 1に定める調査の結果、伝統的建造物を良好に維持していく上で必要と認められる場合は、構造補強等を行う。この場合、伝統的工法を尊重し、主要な構造材および外観の意匠を構成する部材への影響が最小限になるように務める。
3. 修理に際しては1の調査結果に基づく復原を基本とするが、不明な点については別に定める伝統的建造物の年代別・部位別参考表を参考とする。

○ 年代別・部位別参考表

建立年代	規模	構造	外観・意匠		屋根・下屋	玄関	住間装置	その他の	備考					
			妻壁は大壁(共通)											
			1階	2階										
江戸期 49% (武家住宅を除く)	大 (6間以上)	・通りに面する ・平入り ・風呂・便所は主屋背後に配置 ・面して主屋と並列して配置	・つし2階建て	・正面は大壁 ・漆喰仕上げ ・軒裏塗り籠め ・軒裏表し	・正面は大壁 ・漆喰仕上げ ・軒裏塗り籠め ・軒裏表し	・棟瓦葺 ・輪瓦(石州産・来特色)	・大戸(片引き、潜り戸) ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・手摺格子 ・土屏 ・熊谷家、松原家、金森家など (前年寄、郷宿、醸造元)					
明治期 41% (武家住宅を除く)	中 (3~6間未満)	・通りに面する ・平入り ・風呂・便所は主屋背後に配置 ・土蔵は主屋の背後に配置 ・面して主屋と並列して配置	・平屋建て ・本2階 ・2列	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏表し ・袖壁	・正面は真壁・大壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏塗り籠め ・軒裏表し ・袖壁	・棟瓦葺 ・輪瓦(石州産・来特色)	・大戸(吊り上げ、潜り戸) ・板戸・障子 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・濡縁 ・手摺格子 ・手摺(2階) ・格子(戸) ・吉田家(A棟)、森山家、梅原家、中鬼村家、竹下家、伊奈家、吉田家、中盛館 ・八島家、松井家、廣田家、宮内家、川上家、ワイルズ家、大野家、中村家、山下家、金森家、山本家、新井家、中村家、旧安田・旧膳部家					
大正～昭和期 10% (武家住宅を除く)	小 (3~6間未満)	・通りに面する ・平入り ・風呂・便所を主屋背後に配置 ・土蔵は主屋の背後に配置 ・面して主屋と並列して配置	・平屋建て ・本2階 ・2列	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏表し ・袖壁	・正面は真壁・大壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏塗り籠め ・軒裏表し ・袖壁	・棟瓦葺 ・輪瓦(石州産・来特色)	・板戸・障子(中期以降) ・ガラス戸(中期以降) ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・濡縁 ・虫籠窓 ・格子(戸) ・森山家(2棟)、松場家、内田家、小浪家 ・有馬家					
大正～昭和期 10% (武家住宅を除く)	中 (3~6間未満)	・通りに面する ・平入り ・風呂・便所は主屋背後に配置 ・土蔵は主屋の背後に配置 ・面して主屋と並列して配置	・平屋建て ・本2階 ・2列	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏表し ・袖壁	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏塗り籠め ・軒裏表し ・袖壁	・棟瓦葺 ・輪瓦(石州産・来特色)	・ガラス戸 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・濡縁 ・腰:板壁 ・格子(戸) ・雨戸・障子 ・戸袋					
	小 (3間未満)	・通りに面する ・平入り ・風呂・便所は主屋背後に配置	・平屋建て ・本2階 ・2列～1列	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏表し ・袖壁	・正面は真壁 ・漆喰仕上げ ・土中塗仕上げ ・軒裏表し ・袖壁	・棟瓦葺 ・輪瓦(石州産・来特色)	・ガラス戸 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・濡縁 ・腰:板壁 ・雨戸・障子 ・戸袋					

○ 年代別・部位別参考表

建立年代	規模	配置	構造	武家住宅		備考			
				外觀・意匠	屋根				
江戸期 (6間以上)	大	・街道から離れて建つ ・平入り ・土蔵・門が街道に面する ・土蔵は背後に配置 ・付属屋は背後に配置	・平屋 ・っし 2階	・正面は真壁 ・妻側は大壁	・棧瓦葺 ・釉薺瓦(石州産・米待色) ・焼し瓦 ・切妻 ・入母屋	・大戸(片引き、潜り戸) ・戸袋	・玄関 ・座敷	・式台 ・土蔵 ・通土間	・福田家・旧河島家、阿部家、宗岡家、岡家 (新町)、加藤家
江戸期 (3~6間未満)	中	・街道から離れて建つ ・平入り ・土蔵・門が街道に面する ・土蔵は背後に配置 ・付属屋は背後に配置	・平屋 ・っし 2階	・正面は真壁 ・妻側は大壁	・棧瓦葺 ・釉薺瓦(石州産・米待色) ・焼し瓦 ・切妻 ・入母屋	・大戸(片引き、潜り戸) ・板戸・障子 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・式台 ・土蔵 ・通土間	・野口家、水田家
明治期 (3~6間未満)	小 中間長屋	・中間長屋は町家に準ずる ・付属屋は背後に配置 ・土蔵は背後に配置	・平屋	・正面は真壁 ・妻側は大壁	・棧瓦葺 ・釉薺瓦(石州産・米待色) ・焼し瓦 ・切妻	・大戸(片引き、潜り戸) ・板戸・障子 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・雨戸・障子 ・戸袋	・岡田家 ・後藤家・栗瀬家・竹内家 ・税務署・福田家 ・銀行 - 野澤家
大正~昭和期 (3~6間未満)	大 中	・他への改造例 ・役場・旧河島家 ・税務署・福田家 ・銀行 - 野澤家	・居住用 ・岡家(宮ノ前)・加藤家・岡家(新町)・水 田家・野澤家(分家)・野口家・山中家(引 き家)・阿部家・宗岡家・三宅家(歯科診療 所)・渡辺家(銀山)						
大正~昭和期 (3~6間未満)	大 中								
大正~昭和期 (3~6間未満)	小								

○ 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区における「修景基準」(助成対象)

項目	新築・増改築の場合	許可内容	修繕・模様替え・色彩変更の場合								
建築物 建物配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の履歴を考慮した建物配置とする 地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える 街道沿いの町家は町並み壁面線を考慮した配置とする 										
構造	<ul style="list-style-type: none"> 在来工法による木造とする 										
規模	<ul style="list-style-type: none"> 2階建て以下とする 間口・軒高を周囲の伝統的建造物と調和したものとする 										
外壁の仕様	<ul style="list-style-type: none"> 大壁あるいは真壁等とする(モルタル下地等も可とする) 漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材で仕上げる 										
および仕上げ		<ul style="list-style-type: none"> 修景に際しては、漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材を用いる 									
屋根	<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 切妻造、入母屋造、片入母屋造、寄棟等とする 原則、通りに面した町家の主屋は切妻造・平入とする </td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勾配</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える </td><td></td><td></td></tr> </table>	形式	<ul style="list-style-type: none"> 切妻造、入母屋造、片入母屋造、寄棟等とする 原則、通りに面した町家の主屋は切妻造・平入とする 	同左		勾配	<ul style="list-style-type: none"> 4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 				
形式	<ul style="list-style-type: none"> 切妻造、入母屋造、片入母屋造、寄棟等とする 原則、通りに面した町家の主屋は切妻造・平入とする 	同左									
勾配	<ul style="list-style-type: none"> 4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 										
材料	<ul style="list-style-type: none"> 釉薬瓦（石州産・米特色）焼し瓦あるいは板等自然素材とし、色彩は周囲の伝統的建造物と調和したものとする 										
軒	<ul style="list-style-type: none"> 木部表し・塗り籠め 										
樋	<ul style="list-style-type: none"> 原則、茶褐色とする 										
下屋・庇	<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和したものとする </td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勾配</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 3.5～4.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える </td><td></td><td></td></tr> </table>	形式	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和したものとする 	同左		勾配	<ul style="list-style-type: none"> 3.5～4.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 				
形式	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和したものとする 	同左									
勾配	<ul style="list-style-type: none"> 3.5～4.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 										
材料	<ul style="list-style-type: none"> 石州瓦残瓦あるいは板等自然素材とする 										
建具	<ul style="list-style-type: none"> 木製建具とする 										
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 地元産の石材とする 										
犬走り	<ul style="list-style-type: none"> 石材・タキ等とする 										
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 原則、公道から見えない場所に設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、公道から見えない場所に設置する 									
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 石垣・石段・石積等 	<ul style="list-style-type: none"> 公道から見える場合には、景観に調和するよう修景を施す 									
門・扉・垣等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする 	<ul style="list-style-type: none"> 公道から見える場合には、景観に調和するよう修景を施す 									
ブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> 望見できる範囲での新設は認めない 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする 									
小屋・車庫・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 小屋・車庫は建築物の扱いに従う 駐車場は塀・植栽等で修景を施す 	<ul style="list-style-type: none"> 小屋・車庫は建築物の扱いに従う 駐車場は塀・植栽等で修景を施す 									
生垣・樹木・庭園等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 建築物、工作物等の修景に用いることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 歴史的風致を踏襲する 見え掛けの木部は古色塗りを施す 町並み壁面線とは、伝統的建造物が街道に沿って造り出す壁面線をいう 									
その他 共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 納屋・物置は建築物の扱いに従う 上記に含まれない事由については、周囲の伝統的建造物の特徴、あるいは年代別・部位別参考表を参考とする この基準に掲載難い特段の事由がある場合にはこの限りではない 									

○ 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区における「許可基準」(助成対象外)

項目	新築・増改築の場合	許可内容
建築物 建物配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の歴史を考慮した建物配置とする 地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える 街道沿いの町家は町並み壁面線を考慮した配置とする 	修繕・模様替え・色彩の変更の場合
構造	<ul style="list-style-type: none"> 在来工法とする(やむを得ない場合にはこの限りではない) 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> 2階建て以下とする 間口・軒高を周囲の伝統的建造物と調和したものとする 	
外壁の仕様 および仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 大壁あるいは真壁とする(モルタル下地等も可とする) 漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材で仕上げることとする 漆喰・土壁仕上げに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の壁の修景は、漆喰・土壁等あるいは板、杉皮等の自然素材とする 漆喰・土壁仕上げに類するもの
屋根 形式	<ul style="list-style-type: none"> 切妻造、入母屋造、片入母屋造、寄棟等とする 街道沿いの町家の主屋は切妻造・平入とする 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
勾配	<ul style="list-style-type: none"> 4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 	
材料	<ul style="list-style-type: none"> 釉薬瓦（石州屋・米特色）焼瓦あるいは板等自然素材とし、色彩は周囲の伝統的建造物と調和したものとする 	
軒	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 	
樋	<ul style="list-style-type: none"> 原則、茶褐色とする 	
下屋・庇 形式	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和したものとする 3.5～4.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
勾配		
材料	<ul style="list-style-type: none"> 石州瓦棟瓦あるいは板等自然素材とする 	
道具	<ul style="list-style-type: none"> 原則、木製かそれに類するもの 	
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 	
犬走り	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 公道から見えない場所に設置する 公道から見える場合には、景観に調和するよう修景を施す 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、木製かそれに類するもの 歴史的風致を損なわないものとする 歴史的風致を損なわないものとする 公道から見えない場所に設置する 公道から見える場合には、景観に調和するよう修景を施す
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 石垣・石段・石積等 門・塀・垣等 ブロック塀 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする 歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする 歴史的風致を損なわないものとし、在来工法に倣った仕上げとする 漆喰・土壁・板等自然素材で修景を施す（漆喰調・土壁調仕上げの素材も可とする）
小屋・車庫・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 小屋・車庫は建築物の扱いに従う 駐車場は塀・植栽等で修景を施す 	<ul style="list-style-type: none"> 小屋・車庫は建築物の扱いに従う 駐車場は塀・植栽等で修景を施す
土地の形質変更 空地	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運営を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なうものでないことを 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運営を図る
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと 	
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと 	
水面の埋め立て	<ul style="list-style-type: none"> 埋め立て後の状態が歴史的風致を著しく損なうものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないよう維持・管理を行う
生垣・樹木・庭園等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を損なわないものとする 建築物、工作物等の修景に用いることができる 	
その他 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 増築の場合、既存部分が伝統的建造物であればその特徴を踏襲する 見え掛けの木部は古色塗りを施す 町並み壁面線とは、伝統的建造物が街道に沿って造り出す壁面線をいう 	<ul style="list-style-type: none"> 納屋・物置は建築物の扱いに従う 上記に含まれない事由については、周囲の伝統的建造物の特徴、あるいは年代別・部位別参考表を参考とする この基準に掲り難い特段の事由がある場合はこの限りではない

大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第5条の規定に基づき、温泉津伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

ア. 保存地区の位置・地理・範囲

保存地区は、大田市の南西に位置する温泉津湾に面している。日本海に対して北西に開く温泉津湾は、湾口部の幅は約420m、湾口から湾奥までは約1200mある。湾口幅に対して奥行きの深い湾の形状、湾を囲む丘陵地と幾筋もの谷が複雑な海岸線を呈していること、湾内の水深は急深であることなど、リアス式海岸特有の地形により良好な港が形成され、古くから山陰地方の重要な政治的拠点の1つとなってきた。

保存地区は、温泉津湾奥部北側の標高50～80m程度の丘陵に形成されたV字谷を開鑿して作られた港町である。中世以来「温泉津」と称されてきたこの港町は、港から北東に走る主谷と、主谷から北に樹木の枝のように延びる4本の支谷によって形づくられ、主谷、支谷のそれぞれに設けられた道と、道を挟んで両側に建ち並ぶ家屋や寺院、神社などの建造物群によって構成されている。

この町の空間は、谷底の狭小な沖積平地に加え、さらに谷の斜面を開鑿・拡幅して作られたもので、そのため、町を上空から見ると、主谷と4本の支谷にすっぽりと埋め込まれたかのように家々の屋根が接して並び、谷の奥に行くに従って家並みが細くなって終わる。保存地区の海上からの眺めは、谷によって作られた小さな湾と砂浜、それを両側から挟む丘陵、丘陵から急傾斜に水中に沈み込む斜面、その一部を成す海食崖、丘陵を覆うマツ、シイ、タケなどの林で構成され、それらが海面に映る景色となっている。浜地の向こうには狭い谷に挟まれながら奥に向かって細く登っていく家並みの重なりが景観に奥行きを与えていている。

保存地区の範囲は、港から主谷を約800m奥に辿ったところを東端とし、8つの住区とその周囲の丘陵地を尾根筋まで含み、さらに浜地や海水面の一部を加えた部分である（図1）。

イ. 保存地区の歴史

温泉津が史料に登場するのは、元暦元年（1184）の『源範頼下文案』に「温泉郷」、弘治4年（1558）の『毛利元就同隆元連署状（写）』に「温泉津」とあるのが早い例である。

中世は温泉津にとって激動の時代であった。南北朝時代から戦国時代にかけては、温泉津の南にあった在地勢力大家氏の温泉津進出、益田氏による支配、石東地域の有力国人の温泉津経略と続き、さらに16世紀には石見銀山の開発と争奪戦などに関わって、しばしば温泉津の名が史料に登場する。

16世紀中期頃には、温泉津は「町」と呼ばれ、「温泉津奉行」が置かれ、町中にはいくつかの屋敷があり、問屋があったことなどが知られる。さらに町には、苗字や屋号を許された富裕な商人層の存在が知られる。連歌などの文芸活動が盛んに催され、細川幽斎などの著名な文化人も立ち寄るところとなっていた。中世末期の温泉津は、地方の鄙びた港町ではなく、文化の

香り高い町として成立していた。

江戸時代に入ると、銀山奉行支配の幕府直轄領となり、慶長10年（1605）の検地後は地錢免除地となり、家普請が奨励された。この頃の温泉津には170軒ほどの屋敷が並び、屋敷地の総計は8,000坪を超えていた。中世から近世初期までの温泉津は、石見銀の積出港として重要な町であったが、慶長時代中期、石見銀の陸路輸送のために瀬戸内海側の尾道へ通じる銀山街道が整備されると、その地位を失うこととなった。しかし、その後も銀山関係諸物資の搬入・積出しの港として繁栄した。

石見銀山の銀の産出量が減少した17世紀末期以降においても、温泉津は北前船の寄港地としてさらに発展を続けることになる。享保18年（1733）の史料には22名の問屋の名が記載され、この時代には毎年数百艘の廻船が入港していたと推測される。温泉津の有力廻船問屋の1つ、木津屋の記録によると、江戸時代を通じて本宿扱いとなつた廻船は19,000艘ほどにもなり、その繁栄ぶりをうかがうことができる。

近代になってからも海運業による温泉津の盛況は続いた。しかし、全国的に鉄道網が整備されるにつれ、船舶による物資輸送の需要が激減する情勢の中で、大正7年（1918）に山陰鉄道浜田線の温泉津駅が開業し、同10年に全線が開通すると、温泉津港を拠点とする海運業は急速に衰退の道を辿った。温泉津駅が小浜に設けられたために、商業の中心も次第に小浜に移り、温泉津は從来からの零細な農業に加え、漁業と温泉で生きていくこととなった。

温泉津は、その名の由来になっている温泉でも古くからその名が知られていた。前述したように「温泉郷」の地名は、12世紀末期の史料に見えるので、そのころから温泉の湧出する場所として認識されていたと考えられる。元湯伊藤家の史料によると、伊藤家が泉源を開き、温泉の経営を始めたのは室町時代のことと、16世紀中期頃に「湯主」に命じられたと伝える。以後、伊藤家は江戸時代を通じて代々湯屋を経営し湯役を納めていたが、明治時代以降も元湯を営んで現在に至っている。

温泉津の温泉の効能の高さと評判については、江戸時代の複数の記録にも記されている。明治22年（1889）の『大日本帝國温泉一覧表 効能及繁昌競』によると、草津や伊香保、熱海、有馬などの著名温泉が大関、関脇に名を連ねているのに対して、温泉津は東前頭8枚目に位置付けられている。これは石見、出雲地方では最も高い番付であり、城崎温泉よりも格上になっていた。また、第2次世界大戦後には、多くの被爆者が湯治に訪れた。

温泉津には元湯の他にもう1つ、薬師湯と称する温泉がある。薬師湯は明治5年（1872）の浜田地震によって湧出したもので、そのため「新湯」または「震湯」とも称されている。内藤家が所有し、経営しているが、第2次世界大戦後の一時期は町営となり、近隣の旅館への分湯が始まり、現在も続いている。

大正10年（1921）の山陰鉄道浜田線の開通は温泉津の海運業の衰退を招くこととなった反面、開通した鉄道は、山陰地方や広島、山口方面から多くの入湯客を運び、温泉津の温泉街は再び賑わいを取り戻すことになった。

（2）保存地区の現況

保存地区は、狭い谷筋の山裾の岩盤を削って確保したわずかな敷地に建物が建ち並び、家並みが形成されている。したがって、通りを歩くと、道の両側の家々の屋根越しに、樹木に覆われた急傾斜の斜面が間近に迫って眺められる。通りからのこの眺めは保存地区の特徴の一つである。

道や水路や屋敷地で構成される町の構造は17世紀の形態が大きな変化もなくほぼそのまま継承されている。住宅を中心とする伝統的建造物は、江戸時代後期から昭和初期までの年代幅があり、それぞれの時代の様式を反映した建物が群をなし、これらの各時代の建物が適度に混在して調和のある歴史的風致を形成している。町の中心よりやや東には、2カ所の温泉施設があり、この2つの温泉施設を中心に12軒の旅館が集まり、温泉街が形成されている。また、町の規模に比して広い敷地と大きな本堂をもつ寺院が五ヶ寺もあり、それを支えた中世末期以来の経済力と、それを可能にした繁栄の歴史をうかがうことができる。

しかし、町がかつて繁栄していた時代の賑わいはなく、老朽化した木造家屋の空き家も目立ち、高齢者が1人で住んでいる家も多い。また、家屋が取り壊されて空き地として放置され、あるいは駐車場となっている屋敷地も相当数にのぼる。かつては廻船の積み荷の上げ下ろしに使用されていた浜地は、明治17年（1884）の温泉津警察署設置に伴いその一部に土地造成がなされ、平成6年に警察署が移転した後は、跡地に市営の観光案内所と駐車場が設けられ、浜地との境を堀で仕切っている。現在、浜地は漁業関連の作業に用いられている。また、港の北の尾根筋の崖下の磯も埋め立てられ、漁業関連施設と作業ヤードが作られて、2本の防波堤が海上に突き出している。

（3）保存地区の構成とその特徴

保存地区は、港から東へ向かって走る急峻で狭い谷筋に設けられた1本の主道と、主谷から北に分岐する4つの支谷に沿って延びる枝道によって骨格が構成されている。

谷とその両側の尾根によって形成される温泉津港は、港口幅約150m、港の奥行約120mの規模の小さな港である。この港の海岸線に沿って2車線の県道温泉津港線が走る。

県道温泉津港線から分岐する主道は、北東方向へ左湾曲しながら約130m延び、そこから谷に沿って東北東へと向きを変え、緩やかに曲折しながら約700m延びて町の東端に至る。主道の南側には東の丘陵部から発した幅の狭い温泉津川が流れるが、川の一部は暗渠となっている。川とみなされる水路は温泉津川のみで、その他は枝道に沿って流れる側溝状の水路となっている。

主道や4本の枝道、脇道に沿って家屋が並び、町場が形成されている。町は8つの住区に分かれ。主道の港寄りに本町、本町の東側から南の温泉津川沿いにかけて稻荷町、最も西側の谷筋に沖浦、その東の谷に寺町があり、本町の続きの主道沿いに西から中町、法泉町、湯町、上町と並ぶ。法泉町は主道沿いからさらに北の支谷に延び、また、湯町も龍澤寺のある支谷に延びている。

沖浦の谷筋の奥には西念寺、寺町の谷筋の奥には金剛院、湯町の北へ登る谷筋の途中には龍澤寺、湯町の中央部南側の2本谷が延びるところには主道に面して西楽寺と恵光寺の各寺院が伽藍を構えている。また、中町の西端には龍御前神社が主道に面して境内を構え、その背後の山腹には龍御前神社の奥の院がある。沖浦と寺町の間の尾根筋の頂には愛宕神社、稻荷町の南の斜面中腹には稻荷神社、龍澤寺のある谷の東にある尾根筋の頂には金比羅神社がそれぞれ祀られている。

温泉は湯町に2個所ある。1つは中世からの由緒を伝える元湯で、湯町の東端、主道の北側にある。もう1つは明治5年（1872）の浜田地震によって湧出した薬師湯で、元湯のやや西、主道の南側にある。

以上のような町の構造は、江戸時代から明治、大正、昭和時代を経て形成され、変遷してき

たものである。その中にあって、道や水路、寺院の配置などの基本的な構造は元禄5年(1692)の町絵図に描かれたものとほとんど変わらず、300年以上の歴史を積み重ねてきたといえる。また、町の構造や伝統的建造物群だけでなく、保存地区には、旅館や住宅の庭園、町の所々に設けられた井戸、廻船問屋の廟式墓地、岩盤を削り出して造った赤道の石段や石畳、馬繋ぎ岩、船を繋いだ鼻ぐり岩などが遺り、かつての人々が、この地の風土に適応しながら生活を発展させてきた様子を今日に伝えている。

(4) 伝統的建造物群の特性と環境物件

ア. 伝統的建造物群

保存地区の建物の建築年代は、昭和時代初期以前のものが全体の約半数を占め、第2次世界大戦前の町の様子が比較的よく残っている。このうち、明治時代初期以前の建物は約1割を占めており、その多くは寺院建築である。住宅では江戸時代や明治時代初期まで遡るものがある。その代表的なものとして内藤家住宅や伊藤家住宅などを挙げることができる。

各区域の特色を見ると、港に近い本町には現在でも大きな敷地割が残り、廻船問屋などが軒をならべていた江戸時代の面影を伝えている。特に内藤家の屋敷構えは江戸時代以来のもので、有力商人屋敷の具体的な様子を知ることができる貴重な遺構である。

沖浦、寺町、稻荷町では、間口が小さく奥行きの少ない家が多い。道幅も狭く、規模の小さな家が多いために、主道に面した区域と比べると奥まった住宅地の雰囲気がある。

中町は、温泉堂薬局の建物を代表例として、明治時代中期から後期にかけての家屋が多く、道の両側に家屋が建ち並び、密な家並みの景観になっている。中町の東端から法泉町、および湯町の中央あたりまでの主道に面した区域では、間口が3間から4間程度の町屋型の家屋が並び、明治時代から大正時代の商業地区の様子をうかがうことができる。ただし湯町にある西楽寺と恵光寺の境内付近では南側が広く開けていて、異なった景観を見せている。

元湯と薬師湯を中心とした湯町と上町の一郭は、大正時代から昭和時代初期に建てられた木造3階建てを含む旅館が軒をならべて温泉街を形成している。この区域には間口が大きく軒の高い建物が多く、他の区域の景観とは大きく異なっている。また、この区域では道に突き出された旅館の袖看板が林立し、昭和時代初期頃の温泉街の風情を伝えていて、この区域の景観を特徴づける要素となっている。

上記のようにそれぞれの区域には、ある一定のまとまりのある景観が認められる。また、保存地区全体では、木造・2階建・切妻造・平入の町屋型で、屋根を赤茶色の石州瓦としている家屋が大半であり、これらの家々が保存地区の家並み景観の基層を成している。一方、これらの家屋に並んで、平屋建や厨子2階建の木造家屋、門塀を構える屋敷型の家、洋風の住宅、木造3階建ての旅館、漆喰塗籠の土蔵など、時代も様式も異なる様々な建築も多く建ち並んでいる。これらの多種多様な建築の存在は、保存地区の長い歴史の積み重ねの中での町の移り変わりを現在に留めるものもある。そうした時代の重層性が建造物群の特色の一つとなっている。

イ. 環境物件

環境物件としては、保存地区内の寺院に植生する大樹、住宅や旅館、寺院内に作られた庭園、神社の参道、岩盤を削り出して造られた工作物、水路、川、浜地などがあり、これらが伝統的建造物群と一体となって歴史的風致を形成している。

保存地区にある庭園の多くは、敷地の最奥部に造られていて、建物の背後に迫る急傾斜地の岩盤を取り込むなど、地形を活かした立体的で迫力のある造形となっている。

保存地区の周囲の丘陵地は、凝灰岩を基岩としていて、地区の各所にはこの凝灰岩を削り出して作られた工作物が見られる。西念寺の脇から沖泊集落へと向かう古道も、岩盤を削り出して道や石段を作ったものである。この古道と、稻荷神社脇から山を越えて小浜に抜ける古道の脇には、岩盤を垂直に削った壁に馬の手綱を繋ぐように加工した馬繫ぎ岩がある。龍御前神社奥の院や浜の観音堂のように、岩をくりぬいた祠もある。

狭い谷底平地に開かれた温泉津の町では、平地を構成する堆積層が地下水の帶水層となり、生活用水は井戸に頼ってきた。こうした井戸の井筒、井桁にも凝灰岩が用いられている。

温泉津湾の各所には、停泊のために船舶の綱を結ぶ繫留構造が数多く見られる。これらは多くは、リアス式海岸の海食崖の下に発達した海食台の岩を加工したもので、「鼻ぐり岩」と称されている。保存地区内にも、橋ノ階の波打ち際と港の北の漁協施設の北側山腹に鼻ぐり岩が残っている。

支谷それぞれには、谷の出水を早く流下させるため流路断面を大きくした石積みの水路が設けられていて、主谷を流れる温泉津川と一体となって保存地区内の排水系統を構成している。船着き場であった浜地は、その一部が明治時代に土地造成がなされたものの、その後も浜地の形質は維持され、荷揚げや積み出し、漁業関連の作業に用いられている。

(5) 保存の基本方針と保存地区の範囲

伝統的建造物群の特性を維持している建造物及びこれと一体となって歴史的風致を形成している土地、自然物、工作物等を保存・活用し、あわせて歴史的景観を損ねている非伝統的建造物等の修景を進め、空地の適正な利用を図り、当該保存地区の歴史的風致の維持、回復、向上を図る。その際には、生活環境の向上やまちづくりの促進に寄与するよう、また、耐震や防火等の安全性が強化・向上されるよう配慮する。

保存地区的文化財的価値に対する理解が高まるよう普及啓発に務めると共に、歴史的風致に配慮した急傾斜地の安全対策を含む地区防災の充実を図る。

保存地区的範囲：図1に示す範囲

保存地区的面積：約36.6ha（うち、公有水面0.8haを含む）

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは、次に定める建築物及びその他の工作物をいい、別表1、2に掲げるものとする。

ア 昭和時代前期以前に建てられた建築物で、保存地区の歴史的風致の形成に寄与していると認められる住宅、旅館、温泉施設、及び寺院・神社など

イ 昭和時代前期以前に設けられた工作物で、保存地区の歴史的風致の形成に寄与していると認められる門、塀、石積、石造物、古道、井戸など

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなして保存地区の歴史的風致の形成に寄与していると認められる樹木・庭園及び土地の形質などで、別表3に掲げるものとする。

(3) 伝統的建造物及び環境物件の位置と範囲：図2 図3 図4

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物については、主としてその外観（それと密接な関係を有する内部を含む。）を維持若しくは復原するための修理を行う。その際には、建築当初の様式、その後の改造の経過を明らかにし、当該建築の歴史的特性を尊重した措置をとる。いずれの修理も別に定める「修理基準」に従って適切に行う。

(2) 環境物件の復旧等

環境物件については、必要に応じて管理、修理、復旧または整備を行う。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、外観の変更に関わる修繕、模様替え、色彩の変更については、別に定める「許可基準」「修景基準」を適切に運用し、歴史的風致の維持、向上を図る。

空地や伝統的建造物以外の建造物などで、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、「許可基準」「修景基準」により、周囲の景観に調和させることを目的とした修景を計画的に行う。

(4) 道路、水路等の整備と復旧

道路の位置及び幅員は現状維持を原則とする。未舗装の地道は現状のままとし、既舗装の道路については、舗装改修時に歴史的景観を考慮した仕上げとして、周囲の環境との調和を図る。

水路及び側溝の位置及び幅員は現状維持を原則とし、遺存する石積み及び敷石は保存に努める。現状が歴史的風致を損ねている状態にあるものについては、調査と根拠に基づいて修景、復旧、整備を行う。

(5) その他

アンテナ類、ガスボンベ等の屋外設備類、屋外の看板、標識等の類で、歴史的風致を損ねている状態にあるものについては、修景、整備等を行う。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係わる助成措置

(1) 経費の補助

市は別に定める「大田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により、予算の範囲内において必要な助成を行うことができる。

(2) 技術的支援等

修理、復旧、整備及び修景を適切に行うために、必要に応じて技術的支援、資材提供を行う。

第5章 保存地区の保存のため必要な施設・設備ならびに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

保存地区の管理運営、情報収集、情報発信、普及啓発等に資する拠点施設の整備に努める。特に、浜地に隣接する温泉津町やすらぎ観光施設については、石見銀山遺跡をガイダンスするサテライト施設として位置付けられており、施設の適切な修景を図りつつ、保存地区の情報発信拠点としての充実を図る。

また、伝統的建造物のうち、その保存のために必要がある場合には買上げや借上げを行い、一般公開を行いながら適切な活用に努める。

歴史的風致との調和に配慮しつつ、標識、説明版、案内板等を設置し、普及啓発に努める。

(2) 防災施設等の整備

伝統的建造物等の特性と保存地区の立地条件、地域の気候・風土を考慮し、土砂災害等への対応を含む総合防災計画を策定し、計画的に実施する。その実施にあたっては歴史的風致を損ねないように配慮する。

既存の防災設備の整備点検に努める。

(3) 環境整備

ア. 電柱等の整備

電力用及び電話等の架線や電柱については、移設や架線整理、地下埋設等によって歴史的景観の阻害とならないよう整備に努める。

イ. 駐車場等

保存地区への車両の流入量を抑制するため、地域住民のための共同駐車場と外来者のための公共駐車場などを、保存地区外の適切な場所に設置するよう努める。

ウ. 下水道等

港や河川の浄化を進めるとともに、衛生的な環境づくりを図るため、歴史的風致を守りながら下水道等の整備を推進する。

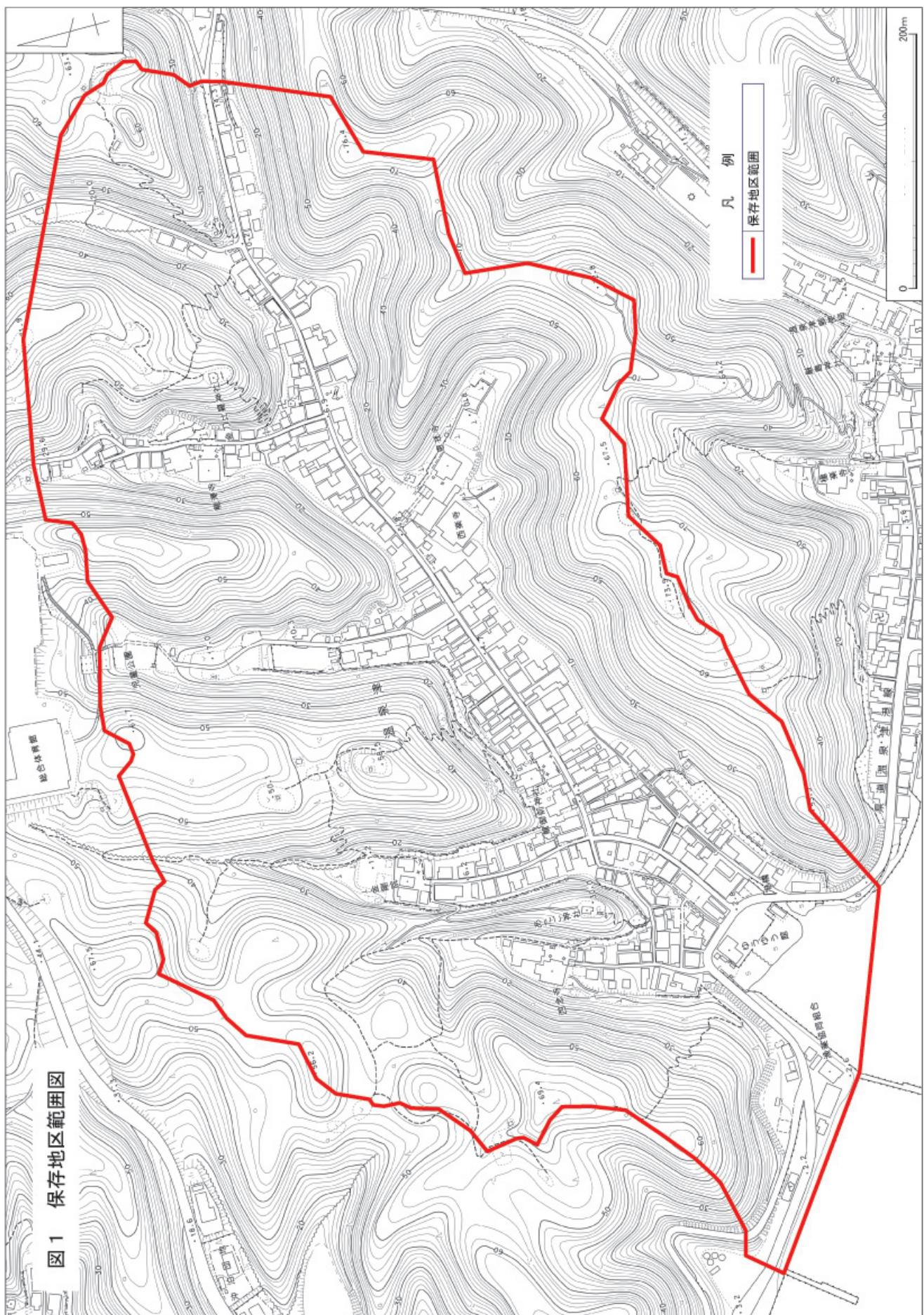
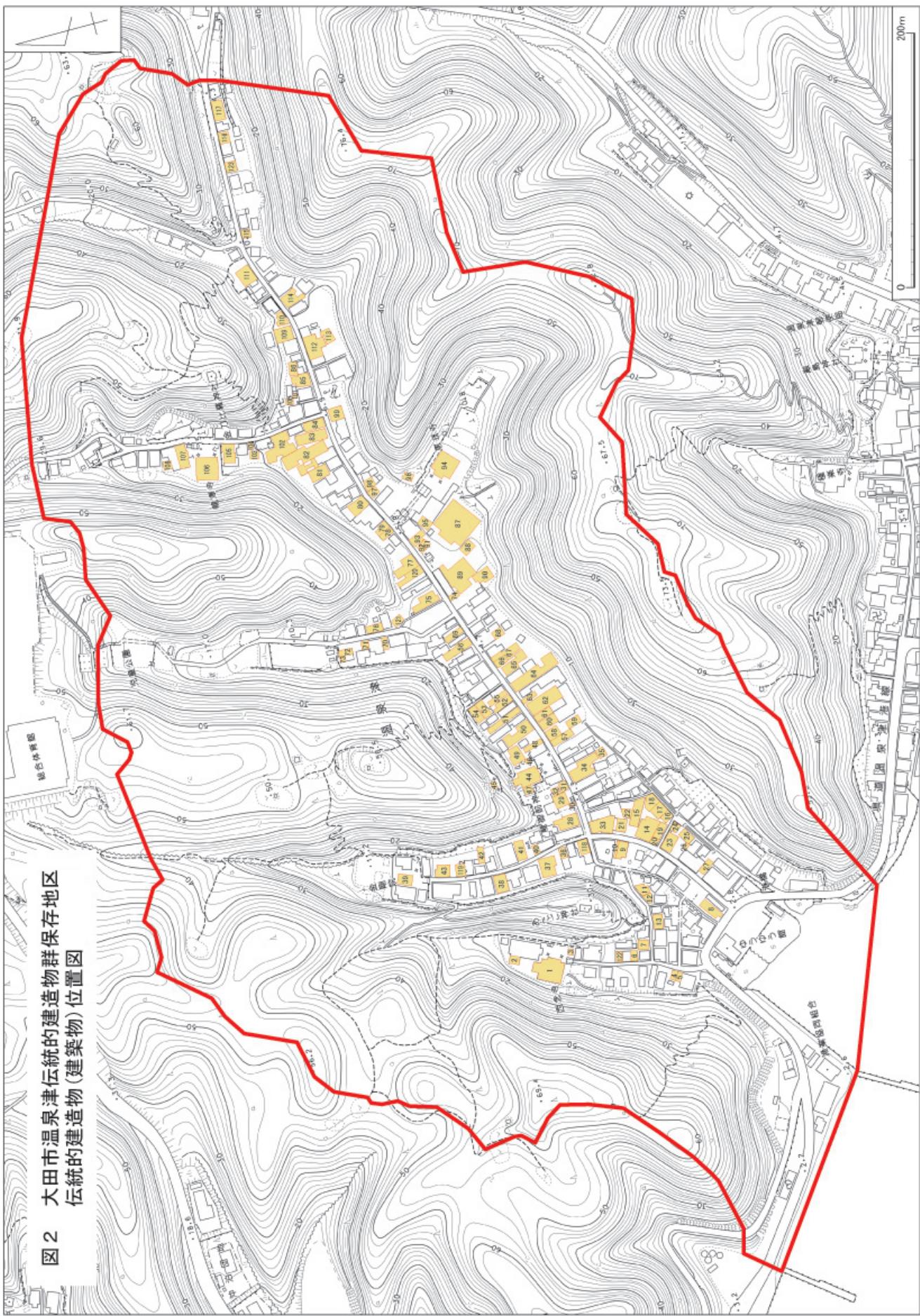


図2 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区
伝統的建造物(建築物)位置図



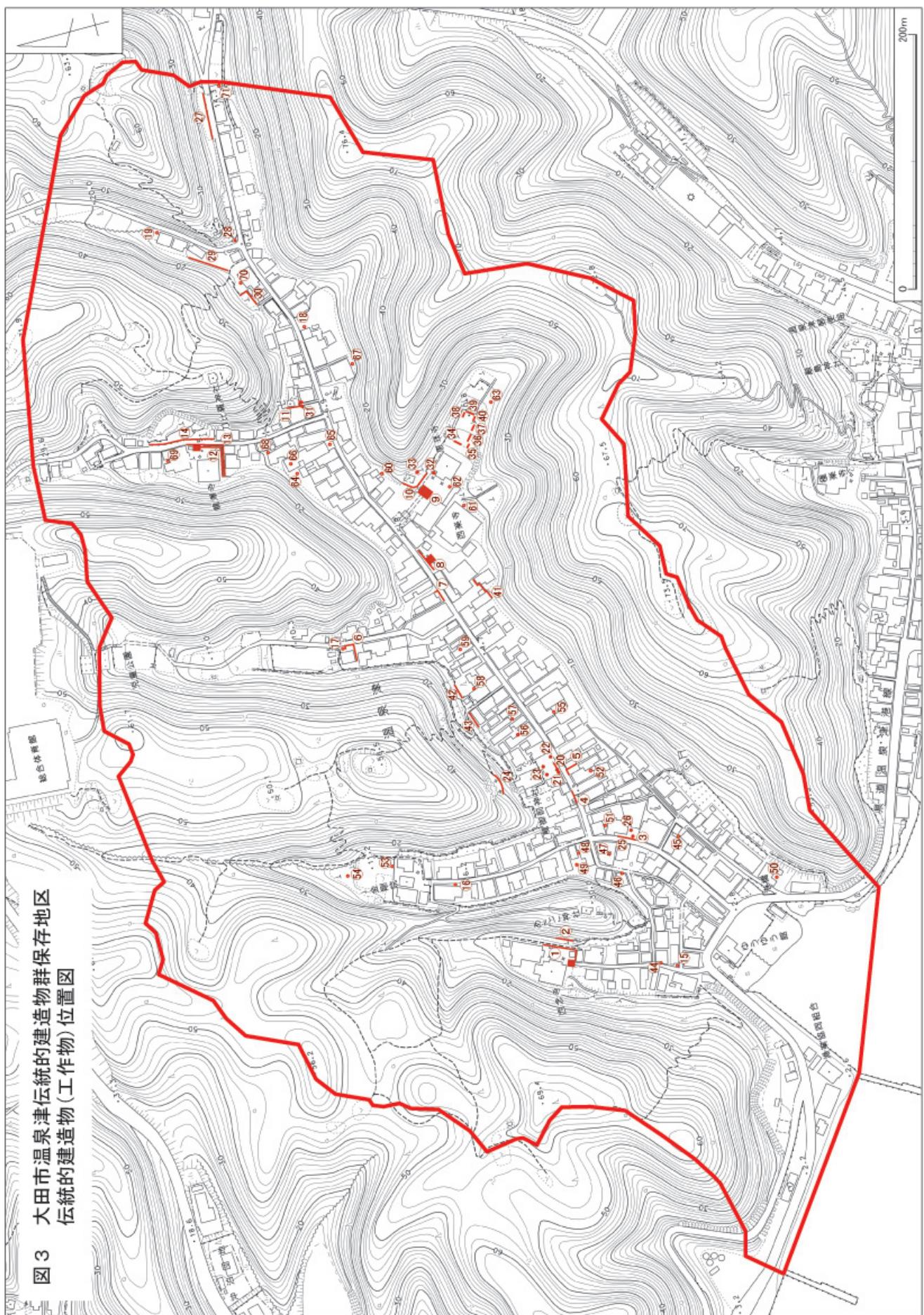


図3 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区
伝統的建造物(工作物)位置図

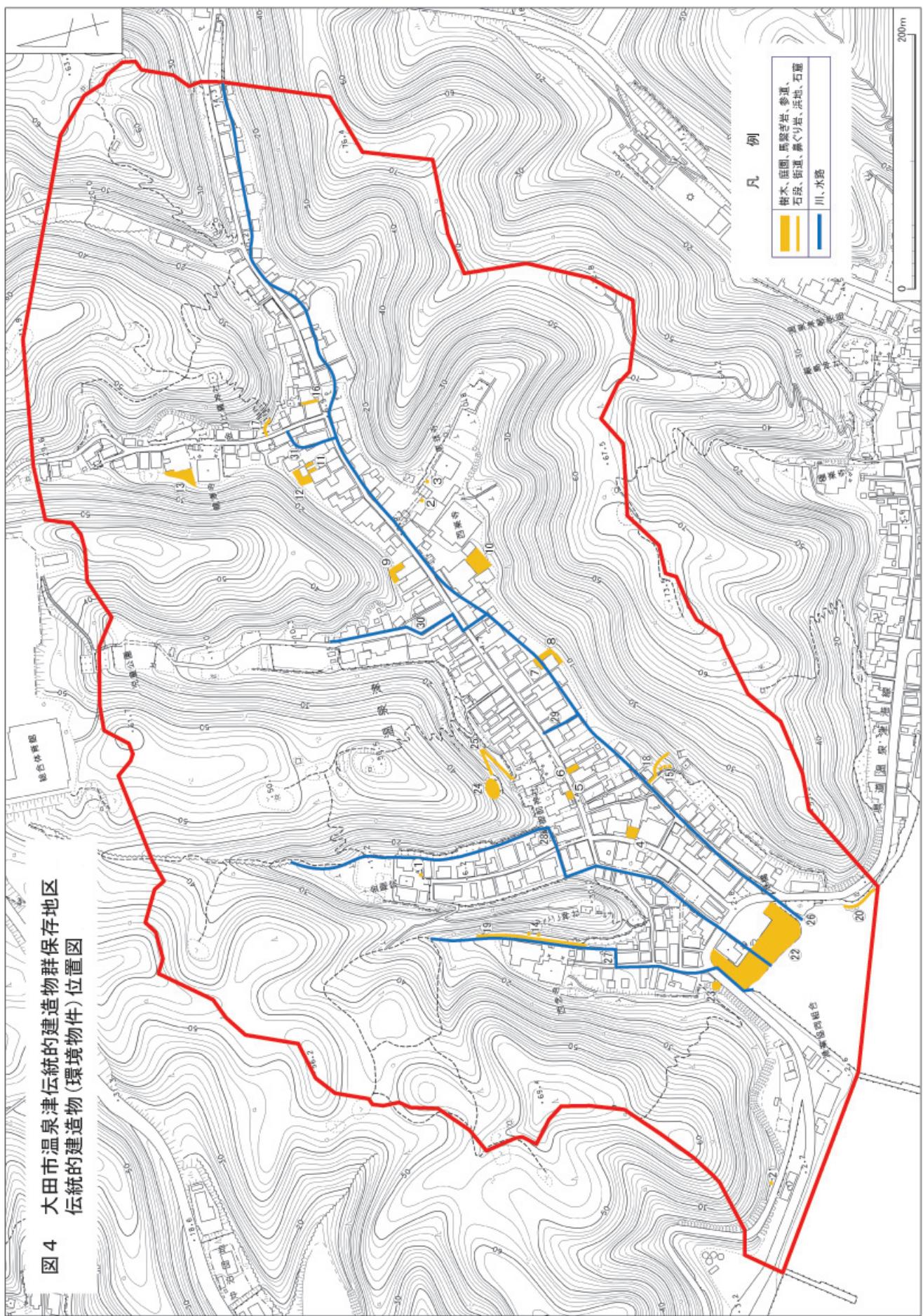


表1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	本堂	1棟	温泉津イ787	
2	客殿	1棟	温泉津イ787	
3	宝蔵庫	1棟	温泉津イ787	
4	主屋	1棟	温泉津口101-1	
5	主屋	1棟	温泉津口124	
6	主屋	1棟	温泉津口109	
7	主屋	1棟	温泉津口122	
8	主屋	1棟	温泉津口77	
9	主屋	1棟	温泉津口86	
10	主屋	1棟	温泉津口87	
11	主屋	1棟	温泉津口96	
12	主屋	1棟	温泉津口97	
13	主屋	1棟	温泉津口97-3	
14	主屋	1棟	温泉津口70	
15	蔵(東)	1棟	温泉津口70	
16	蔵(南)	1棟	温泉津口70	
17	蔵(南東)	1棟	温泉津口70	
18	倉庫	1棟	温泉津口70	
19	蔵(南西)	1棟	温泉津口70	
20	蔵(西)	1棟	温泉津口70	
21	附属屋	1棟	温泉津口70	
22	茶室	1棟	温泉津口70	
23	主屋	1棟	温泉津口68	
24	蔵(南)	1棟	温泉津口68	
25	蔵(西)	1棟	温泉津口68	
26	物置	1棟	温泉津口68	
27	蔵	1棟	温泉津口65	
28	主屋	1棟	温泉津口153	
29	主屋	1棟	温泉津口155-3	
30	蔵	1棟	温泉津口155-3	
31	主屋	1棟	温泉津口155	
32	蔵	1棟	温泉津口155	
33	主屋	1棟	温泉津口73	
34	主屋	1棟	温泉津口41-1	
35	蔵	1棟	温泉津口41-1	
36	主屋	1棟	温泉津口129-5	
37	主屋	1棟	温泉津口130	
38	主屋	1棟	温泉津口135-3	
39	本堂	1棟	温泉津イ758	

番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
40	主 屋	1 棟	温泉津口 1 0 8	
41	主 屋	1 棟	温泉津口 1 4 9	
42	主 屋	1 棟	温泉津口 1 0 6	
43	主 屋	1 棟	温泉津口 1 4 2	
44	本殿・拝殿	1 棟	温泉津イ 7 3 6	
45	旧本殿	1 棟	温泉津イ 7 3 6	
46	蔵	1 棟	温泉津イ 7 3 6	
47	社務所	1 棟	温泉津イ 7 3 6	
48	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 0	
49	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 1 - 1	
50	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 2	
51	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 3 - 3	
52	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 5	
53	倉 庫(北)	1 棟	温泉津口 1 6 5	
54	倉 庫(北東)	1 棟	温泉津口 1 6 5	
55	主 屋	1 棟	温泉津口 1 6 6	
56	主 屋	1 棟	温泉津口 1 7 4 - 1	
57	主 屋	1 棟	温泉津口 4 0 - 5	
58	主 屋	1 棟	温泉津口 3 8	
59	蔵	1 棟	温泉津口 3 8	
60	主 屋	1 棟	温泉津口 3 7	
61	主 屋	1 棟	温泉津口 3 6	
62	主 屋	1 棟	温泉津口 3 2	
63	主 屋	1 棟	温泉津口 3 1	
64	主 屋	1 棟	温泉津口 3 0	
65	主 屋	1 棟	温泉津口 2 8	
66	主 屋	1 棟	温泉津口 2 6	
67	主 屋	1 棟	温泉津口 2 5	
68	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 4 - 1	
69	主 屋	1 棟	温泉津口 1 7 6 - 1	
70	主 屋	1 棟	温泉津口 1 8 2	
71	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 - 3	
72	主 屋	1 棟	温泉津口 1 8 5 - 1	
73	蔵	1 棟	温泉津口 1 8 5 - 1	
74	主 屋	1 棟	温泉津口 1 8 - 2	
75	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 3 - 1	
76	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 1	
77	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 7 - 1	
78	主 屋(西)	1 棟	温泉津口 1 9 9	
79	主 屋(東)	1 棟	温泉津口 1 9 9	

番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
80	主 屋	1 棟	温泉津口 2 0 1 - 2	
81	旅 館	1 棟	温泉津口 2 0 3	
82	旅 館	1 棟	温泉津イ 7 0 7 - 1	
83	旅 館	1 棟	温泉津口 2 0 5 - 1	
84	旅 館	1 棟	温泉津口 2 0 5 - 3	
85	主 屋	1 棟	温泉津口 2 0 8 - 1	
86	蔵	1 棟	温泉津口 2 0 8 - 1	
87	本 堂	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
88	御影堂	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
89	庫 裏	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
90	客 殿	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
91	経 蔵	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
92	鐘 楼	1 棟	温泉津イ 7 2 7 - 1	
93	主 屋	1 棟	温泉津口 1 4	
94	本 堂	1 棟	温泉津口 1 4 - 3	
95	旧客殿	1 棟	温泉津口 1 4 - 3	
96	番神堂	1 棟	温泉津口 1 4 - 3	
97	主 屋	1 棟	温泉津口 1 4 - 1	
98	主 屋	1 棟	温泉津口 1 3 - 2	
99	主 屋	1 棟	温泉津口 7 - 1 • 口 7 - 2	
100	本 堂	1 棟	温泉津口 2 0 8 - 1	
101	地蔵堂	1 棟	温泉津口 2 0 8 - 1	
102	旅 館	1 棟	温泉津口 1 2 - 2	
103	主 屋	1 棟	温泉津イ 1 2 9	
104	倉 庫	1 棟	温泉津イ 1 2 9	
105	主 屋	1 棟	温泉津イ 1 3 0	
106	本 堂	1 棟	温泉津イ 7 0 6 - 2	
107	庫 裏	1 棟	温泉津イ 7 0 6 - 2	
108	客 殿	1 棟	温泉津イ 7 0 6 - 2	
109	旅 館	1 棟	温泉津口 2 0 9 - 2	
110	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 9 - 1	
111	主 屋	1 棟	温泉津イ 6 2 - 1	
112	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 6 - 4	
113	倉 庫	1 棟	温泉津イ 5 6 - 4	
114	旅 館	1 棟	温泉津口 1 - 8	
115	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 1 - 4	
116	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 0 - 4	
117	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 0 - 3	
118	主 屋	1 棟	温泉津口 1 2 9 - 1	
119	主 屋	1 棟	温泉津口 1 4 3 - 2	

番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
120	主 屋	1 棟	温泉津口 1 9 6	
121	主 屋	1 棟	温泉津口 2 7 4	
122	主 屋	1 棟	温泉津口 1 1 9	
123	主 屋	1 棟	温泉津イ 5 0 - 1 0	

表2 伝統的建造物（工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	門 塀	1式	温泉津イ787	塀長26.1m
2	塀	1式	温泉津イ787	長12.6m
3	門 塀	1式	温泉津口70	
4	門 塀	1式	温泉津口155-3	
5	門 塀	1式	温泉津口41-1	
6	門 塀	1式	温泉津口185-1	
7	門 塀	1式	温泉津口193-1	
8	門 塀	1式	温泉津イ727-1	
9	門 塀	1式	温泉津口14-3	
10	塀	1式	温泉津口14-3	
11	門 塀	1式	温泉津208-1	
12	門 塀	1式	温泉津イ706-2	
13	石 垣	1所	温泉津イ706-2	
14	石 垣	1所	温泉津691	
15	共同井戸	1所	温泉津口100-6	筒形 凝灰岩くりぬき
16	共同井戸	1所	温泉津口282	井戸枠なし、手押しポンプ付き
17	共同井戸	1所	温泉津口186	方形
18	共同井戸	1所	温泉津口3-1	筒形 凝灰岩くりぬき
19	共同井戸	1所	温泉津89	方形
20	鳥 居	1基	温泉津イ736	享保16年銘
21	石燈籠	1対	温泉津イ736	文久2年銘・明治10年銘
22	石燈籠	1基	温泉津イ736	高さ2.35m
23	石燈籠	1対	温泉津イ736	来待石製 大正2年銘
24	石 垣	1所	温泉津イ736	長15m、高3.0m
25	朝鮮燈籠	1基	温泉津口70	高さ1.15m
26	六角燈籠	1基	温泉津口70	高さ2.1m
27	石垣(石段)	1所	温泉津66と境	長40.3m、高1.4~3.7m、幅0.5m
28	石 碑	1基	温泉津1058	井戸平左衛門
29	石 垣	1所	温泉津イ90の境	長50m、高1.5m
30	石 垣	1所	温泉津92-4	長25m、高1.8m
31	石燈籠	1対	温泉津208-1	安政4年銘
32	石燈籠	1基	温泉津口14-3	寛政4年銘
33	逆修墓	1基	温泉津口14-3	大久保石見守長安逆修墓 慶長18年銘
34	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 大森泉屋
35	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 本家越前屋
36	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 松屋
37	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 佐渡屋
38	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 越後屋

番号	種別	員数	所在地	備考
39	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 本家油屋
40	廻船問屋墓地	1所	温泉津口14-3	廻船問屋廟 濱油屋
41	石垣・石段	1所	温泉津イ727-1	長9.5~10m、高3.3m
42	石垣	1所	温泉津イ191-2	長15m、高3m
43	石垣	1所	温泉津口165	長12m、高3.5m
44	井戸	1所	口100-2	筒形 凝灰岩くりぬき
45	井戸	1所	口69	筒形 凝灰岩くりぬき
46	井戸	1所	口126	筒形 井戸枠2段目より方形
47	井戸	1所	口87	筒形 井戸枠2段目より方形
48	井戸	1所	口129-1	筒形 凝灰岩くりぬき
49	井戸	1所	口129-1	筒形 凝灰岩くりぬき
50	井戸	1所	口64-1	筒形 凝灰岩くりぬき
51	井戸	1所	口73	筒形 凝灰岩くりぬき
52	井戸	1所	口41	筒形 井戸枠2段目より方形
53	井戸	1所	イ758	方形
54	井戸	1所	イ758	筒形 凝灰岩くりぬき
55	井戸	1所	口36	筒形 凝灰岩くりぬき
56	井戸	1所	口162	筒形 凝灰岩くりぬき
57	井戸	1所	口163-3	筒形 凝灰岩くりぬき
58	井戸	1所	口169	筒形 凝灰岩くりぬき
59	井戸	1所	口174-1	筒形 井戸枠2段目より方形
60	井戸	1所	口13-2	方形、地山削りぬき
61	井戸	1所	イ727-2	筒形 凝灰岩くりぬき
62	井戸	1所	口14-3	方形
63	井戸	1所	イ723	方形
64	井戸	1所	口204-1	筒形 凝灰岩くりぬき
65	井戸	1所	イ707-1	筒形 凝灰岩くりぬき
66	井戸	1所	イ707-1	筒形、8角形の縁、中石積み+地山
67	井戸	1所	口4-1	方形、地山削りぬき
68	井戸	1所	口12-2	筒形 凝灰岩くりぬき
69	井戸	1所	イ706-2	方形
70	井戸	1所	イ62-1	筒形 凝灰岩くりぬき
71	井戸	1所	イ49-3	筒形 井戸枠2段目より方形

表3 伝統的建造物（環境物件）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	樹木 (イヌマキ)	1本	温泉津イ758	高さ約12m、胸高周囲4.0m
2	樹木 (クロマツ)	1本	温泉津ロ14-3	高さ約9m、胸高周囲1.95m
3	樹木 (ゴヨウノマツ)	1本	温泉津ロ14-3	高さ約4.56m、胸高周囲0.78m
4	庭園	1式	温泉津ロ70	中庭
5	庭園	1式	温泉津ロ155-3	前庭
6	庭園	1式	温泉津ロ41-1	前庭
7	庭園	1式	温泉津ロ30	中庭
8	庭園	1式	温泉津ロ30	裏庭
9	庭園	1式	温泉津ロ197-1	裏庭
10	庭園	1式	温泉津イ727-1	裏庭
11	庭園	1式	温泉津ロ203	中庭
12	庭園	1式	温泉津ロ203	奥庭
13	庭園	1式	温泉津イ706-2	裏庭
14	馬繫ぎ岩	1所	温泉津	2基
15	馬繫ぎ岩	1所	温泉津	3基
16	参道石畳	1所	温泉津208-1	温光寺参道 約16m
17	参道	1所	温泉津イ699	金比羅神社参道 約18m
18	石段	1所	温泉津ロ55-2地先からイ661-2地先まで	温泉津～小浜里道の一部約20m
19	街道	1所	温泉津イ784-6地先からイ229-12地先まで	温泉津～沖泊往還道 約100m
20	鼻ぐり岩	1所	温泉津イ793	9基
21	鼻ぐり岩	1所	温泉津イ798-1	1基
22	浜地	1所	イ791-1・2・3・5・7・9・10、国有地（無番地）	
23	石窟	1所	温泉津イ790-1（字札ノ辻）	浜の観音堂と周囲の石窟2所
24	龍岩・石窟	1所	温泉津イ737（字龍岩山）	龍御前神社「奥の院」の石窟・龍岩
25	参道	1所	温泉津イ735（字龍岩）	「奥の院」までの参道
26	温泉津川	1本	(左岸) 温泉津イ791-1地先からイ49-6地先 (右岸) 温泉津ロ64地先からイ52-11地先	河口から約850m

番号	種別	員数	所在地	備考
27	水路（沖浦）	1本	(左岸) 温泉津町256-1地先から1223-6地先 (右岸) 温泉津町791-1地先から197-1地先	浜地から約250m
28	水路 (本町～寺町)	1本	(左岸) 温泉津町791-5地先から1099地先 (右岸) 温泉津町791-7地先から1759地先	浜地から約400m
29	水路（中町）	1本	(左岸) 温泉津町38番地内 (右岸) 温泉津町37甲-1地先から町37-2地先	温泉津川から約30m
30	水路（法泉町）	1本	(左岸) 温泉津町21-1番地内から町181番地先 (右岸) 温泉津町20-2番地先から町139番地先	温泉津川から約110m
31	水路（上町）	1本	(左岸) 温泉津町707番地先から町284番地内 (右岸) 温泉津町205-8地先から町691地先	温泉津川から約80m

伝統的建造物の修理基準

保存地区内の伝統的建造物の修理については、大田市伝統的建造物群保存地区保存条例、同施行規則、及び大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、以下の基準によって行うこととする。

1. 修理に際しては、伝統的建造物の特徴及び価値を良好に維持するため、あらかじめ伝統的建造物の破損状況、技法、変遷等について調査を行ったうえ、変遷に配慮した伝統的工法、材料、意匠、仕上げによることを原則とする。
2. 1に定める調査の結果、伝統的建造物を良好に維持していく上で必要と認められる場合は、構造補強等を行う。この場合、伝統的工法を尊重し、主要な構造材および外観の意匠を構成する部材への影響が最小限になるように務める。
3. 修理に際しては1の調査結果に基づいて復原を行う場合は、不明な部位について保存地区内の類例に拠ることを原則とする。なお、類例に該当する物件は、復原する年代や建築様式等が近似の伝統的建造物とする。

伝統的建造物以外の建築物等の修景基準

1. 伝統的建造物以外の建築物等の修景については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする。

基 準 項 目		修 景 基 準 (町屋型)	修 景 基 準 (屋敷型)
対 象 と な る 物 件		伝統的建造物以外の建造物	伝統的建造物以外の建造物
助 成 条 件	位 置 ・ 規 模	・建物は町並み壁面線を考慮して建てる	・建物の主要な壁面は町並み壁面線から1間以上後退させ塀で囲んで建てる
	構 造 ・ 階 数	・原則として平入りとし、2階建以下とする	・原則として2階建以下とする
	屋 根	・原則として切妻造りとする ・勾配は4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える	・切妻造、入母屋造又は寄棟造りとする ・勾配は4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える
	軒	・建物本体と調和する軒の出を有する	
助 成 対 象	屋 根	・原則として石州和瓦葺とする ・軒裏は垂木野地板あらわし又は塗籠とする	
	庇	・屋根葺き材に準じるものとする ・垂木野地板あらわし又は塗籠とする	
	外 壁	・周囲と調和させる仕上げとする（土、漆喰、板など）	
	建 具	・原則として木製とする	
	基 础	・切石敷又はこれに類するもの	
	樋	・黒又は濃い茶色仕上げとする・受金物もこれに準じる	
	外部土間	・石敷又はこれらに類するもの	
	工 作 物	・土塀、板塀とする	
	門	・木製とする	

★ 町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

2. 上記1に拠りがたい場合は、大田市教育委員会が大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて修景指針を別に示す。

伝統的建造物以外の建築物等の許可基準

1. 伝統的建造物以外の建築物等については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする。

基 準 項 目	許 可 基 準 [現状変更の許可の要件となる基準]																		
対象となる物件	伝統的建造物以外の建造物・環境物件																		
位置・規模	・建物は町並み壁面線を考慮して建てる																		
構造・階数	・原則として平入りとし、2階建以下とする																		
建物内の車庫	・主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以下とする（但し、間口3間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りでない） ・外部に面して建具等を設け、歴史的風致と調和したものとする																		
建築物外意匠	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">屋根</td> <td style="padding: 5px;">・原則として切妻造り又は入母屋造りとする ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配にそろえる ・材料等については、歴史的風致と調和したものとする ・1階の表構えに、下屋又は庇を付けること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">軒</td> <td style="padding: 5px;">・歴史的風致と調和したものとする</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">庇</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外壁</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建具</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">材料</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基礎</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">樋</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外部土間</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	屋根	・原則として切妻造り又は入母屋造りとする ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配にそろえる ・材料等については、歴史的風致と調和したものとする ・1階の表構えに、下屋又は庇を付けること	軒	・歴史的風致と調和したものとする	庇		外壁		建具		材料		基礎		樋		外部土間	
屋根	・原則として切妻造り又は入母屋造りとする ・勾配は周囲の伝統的建造物の勾配にそろえる ・材料等については、歴史的風致と調和したものとする ・1階の表構えに、下屋又は庇を付けること																		
軒	・歴史的風致と調和したものとする																		
庇																			
外壁																			
建具																			
材料																			
基礎																			
樋																			
外部土間																			
工作物	・歴史的風致と調和したものとする																		
建築設備	・原則として公道から望見できない位置に設置する																		
車庫・駐車場	・原則として車庫は建築物の許可基準に従う ・原則として駐車場の道路境界には塀、門を設ける																		
環境要素	・歴史的風致と調和したものとする																		
土地の形質の変更	・変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする ・空地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る																		
木竹の伐採・植栽	・歴史的風致を形成する木竹の保全に努める ・空地や法面等は歴史的風致と調和するよう緑化に努める																		
土石類の採取	・採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする																		

★町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

★建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等

★工作物とは、塀・垣・石積・石造物・井戸等

★環境要素とは、庭園・生垣・樹木等

2. 上記1に拠りがたい場合は、大田市教育委員会が大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて許可指針を別に示す。